

第2節 主要援助国・地域機関のODAの概要

1 米国

援助政策等

1. オバマ政権における開発の位置付けと援助政策見直しの動き

(1) 総論

2009年1月に発足したオバマ政権は、対外援助予算を2015年までに500億ドルに倍増するとの目標を掲げ、現下の経済状況により困難に直面しながらも、倍増目標達成を目指してきた。また、開発 (Development) を国防 (Defense) および外交 (Diplomacy) 同様に、米国安全保障および外交政策上の柱の一つに位置付け、国家安全保障戦略^(注1)においても「開発は、戦略的、経済的に、また道徳上不可欠なもの」と位置付けている。2009年7月、クリントン国務長官は、21世紀の諸問題に対処すべく国務省^(注2)および国際開発庁 (USAID)^(注3)の組織能力を強化し、開発を外交に統合することを目的にした「4年ごとの外交・開発政策の見直し (Quadrennial Diplomacy and Development Review: QDDR)」の開始を発表 (2010年12月公表、下記 (3) 参照)。ほぼ同時期にオバマ大統領は、国務省およびUSAIDを含めた米国政府全体の開発政策に係るレビューを実施するための大統領調査令 (Presidential Study Directive: PSD) に署名し、レビューが実施され、グローバル開発に関する大統領政策令 (Presidential Policy Directive on Global Development: PPD) を2010年9月に発表した (下記 (2) 参照)。また、2009年12月に就任したシャーUSAID長官は、21世紀の開発・安全保障課題に対処すべく、新たに「政策計画・学習局 (Bureau of Policy Planning and Learning) を設立し、「USAID Forward」^(注4)を発表するなど、USAIDの組織改革に取り組んでいる。

(2) PPD (グローバル開発に関する大統領政策令)

2010年9月、オバマ大統領はPPD (グローバル開発に関する大統領政策令) を発表。大統領自らがコミットした国際開発政策のビジョンを示すもので、米国初の

全政府的な開発戦略である。開発が米国の安全保障にとって不可欠との認識の下、開発について外交、防衛と相互補完的な対外政策として、高い位置付けを与えた。また、①経済成長を最優先に掲げるなど持続可能な開発成果に焦点を当て、②対象地域・分野について厳しく選択しインパクトを最大化するとともに、③必要に応じてUSAID長官をNSCの会合に出席させるなど政府全体の政策一貫性を確保することを柱としている。中核となる主要3イニシアティブは次のとおり。

ア 国際保健イニシアティブ (Global Health Initiative: GHI)

イ 国際飢餓・食料安全保障イニシアティブ (Feed the Future: FTF)

ウ グローバル気候変動イニシアティブ (Global Climate Change Initiative: GCCI)

(3) QDDR (4年ごとの外交・開発政策の見直し)

クリントン国務長官の下、2009年7月に開始され、2010年12月に最終報告書が発表された。①21世紀の環境に対応した外交を推進するために、大使に複数省庁による文民外交のCEOとしての責任と権限を与えるとともに、新たな課題に効果的に対応するため国務省の機構改革を行う、②開発の位置付けを高め、イノベーションに投資し、モニタリング・評価を強化することでインパクトを拡大する、③危機および紛争の予防と対応のために文民能力を高める、④スマートに業務を遂行するため、専門的知見の蓄積や調達制度の改革に取り組む、等を謳っている。

2. 対外援助政策の重点分野

2012年6月現在、対外援助予算を含む2012年度^(注5)国務省およびUSAID予算要求 (総額516億ドル。うち中核的予算: 総額434億ドル、海外緊急オペレーション予算^(注6): 82億ドル)^(注7)は議会にて審議中だが、同予算要求におい

注1: 2010年5月ホワイトハウス発表 "National Security Strategy": http://whitehouse.gov/sites/default/files/rss_viewer/national_security_strategy.pdf

注2: 国務省ホームページ: <http://www.state.gov>

注3: 米国際開発庁 (USAID) ホームページ: <http://www.usaid.gov/>

注4: USAID Forward: <http://www.usaid.gov/results-and-data/progress-data/usa-id-forward>

注5: 2012年10月1日から2013年9月30日まで。

注6: 海外緊急オペレーション予算 (Overseas Contingency Operations: OCO)

注7: "The FY2013 Congressional Budget Justification" (2013 年度予算要求および2011年度実報告): <http://www.state.gov/documents/organization/181061.pdf>

て強調されている分野は次の4点。

- (1) 最前線国家 (Frontline states) での取組支援 (計119億ドル)
 - ア イラク (48億ドル) : 平和構築、警察訓練および軍事支援プログラム支援等
 - イ アフガニスタン (46億ドル) : ガバナンス強化、法の支配、麻薬対策、農業、保健、教育支援、対テロ関連プログラム、経済成長、和解と再統合、能力開発支援等
 - ウ パキスタン (計24億ドル) : 民主的な文民組織の支援、共同安全保障・対テロ活動の支援等
- (2) 世界の人間および経済安全保障の促進 (計147億ドル)
 - ア 国際保健 (79億ドル) : 大統領エイズ救済緊急計画 (PEPFARプログラム) への資金を含む国際保健イニシアティブ (Global Health Initiative (GHI) : 630億ドル/6年)^(注8)の一部であり、持続可能な保健システム構築を支援し、特に女性、子ども、母子保健の改善に焦点。
 - イ 食料安全保障 (10億ドル) : Feed the Future^(注9)を通じて小農家、民間部門、政府および市民社会の統合を促進し、持続可能な開発成果をもたらす被援助国主導のプログラムを支援。
 - ウ 気候変動対策 (4億6,950万ドル) : クリーンエネルギーおよびクリーンエコノミーの推進、森林破壊対策への支援、脆弱国の異常気象および海面上昇に対するレジリエンス強化を通じて実施
 - エ 人道支援 (40億ドル) : 食料援助、難民・紛争支援、災害援助等
 - オ 最貧国・最不安定国への支援 (13億ドル) : 社会の安定化、および米国製品への新市場開放支援
- (3) パートナーシップ強化と紛争予防 (計146億ドル)

イスラエル、エジプト、ヨルダンおよび戦略的パートナーに対する軍事支援、途上国および紛争からの移行期にある国への支援、国連を含む国際機関への拠出等
- (4) 米国の地球規模でのプレゼンス支援 (104億ドル)

大使館・使節・領事における文民支援や、国務省およびUSAIDの運営費用等

3. 日米援助協調

オバマ政権発足後の累次の日米首脳会談・日米外相会談等の機会においては、アフガニスタン・パキスタン支援、気候変動、国際保健、食料安全保障等について日米が協力していくことについて意見が一致している。具体的な連携として、国際保健分野では、2002年に立ち上げられた「保健分野における日米パートナーシップ」およびそれに基づくこれまでのアクション・プランに基づき、保健システム強化、母子保健、家族計画、感染症、新型インフルエンザ対策等の分野で協力を推進してきた。両国は、2010年11月にも両国の保健政策に沿った連携を促進することを確認し、母子保健分野を中心にバングラデシュ、ガーナ、セネガル等の国において現場での協調を進めている。また、食料安全保障分野では、近年日米双方が食料安全保障に関する取組を強化してきたことを背景とし、日米の取組をより一層効果的かつ相互補完的なものとするため、我が国が進めるアフリカ稲作振興のための共同体 (CARD) と米国のFeed the Future の連携を中心に、包括的な連携を促進し、アフリカを中心として、現場レベルでの意見交換を実施していくことに合意している (平成23年11月に覚書を作成^(注10))。

実施体制

1. 米国国際開発庁 (the U.S. Agency for International Development (USAID))

米国の対外援助にかかわる政府機関は50を超えると考えられるが、政府開発援助の90%を占める二国間援助において中心的な役割を担うのがUSAIDである。USAIDは、国務長官から総合的な外交政策のガイダンスを受ける独立した連邦政府機関であり、米国外交政策の目標を支持して、世界各地に経済援助、開発援助、人道援助を提供する。USAIDの援助プログラムは国務省との共同により計画される。援助プログラムの実施を専門省庁に委託することもあるほか、総じて、国・課題毎に、国務省、USAIDその他関係省庁の関係部局が協議・連携する体制となっている。

USAIDは、海外事務所 (97拠点) に多くスタッフを置き、援助案件実施の管理を海外事務所に委ねている。

2013年度予算要求においては、政府直接雇用職員3,461

注8 : 2009年5月発表。2010年6月には20の重点国 (GHI Plus) のうち8か国 (バングラデシュ、エチオピア、グアテマラ、ケニア、マラウイ、マリ、ネパール、ルワンダ)、また政府内におけるGHIのガバナンス構造 (USAID長官、国際エイズ調整官、疾病管理予防センター (CDC) 所長を含むGHI Operations Committeeが主導) 等を発表。 <http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2010/06/143307.htm>

注9 : 重点20か国 (エチオピア、ガーナ、ケニア、リベリア、マリ、マラウイ、モザンビーク、ルワンダ、セネガル、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、バングラデシュ、カンボジア、ネパール、タジキスタン、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、ニカラグア (2010年4月発表))。同イニシアティブホームページ: <http://feedthefuture.gov/>

注10 : 食料安全保障に関する日米連携: http://www.mofa.go.jp/mofaj/GAICO/oda/bunya/agriculture/pdf/cgfs_summary.pdf

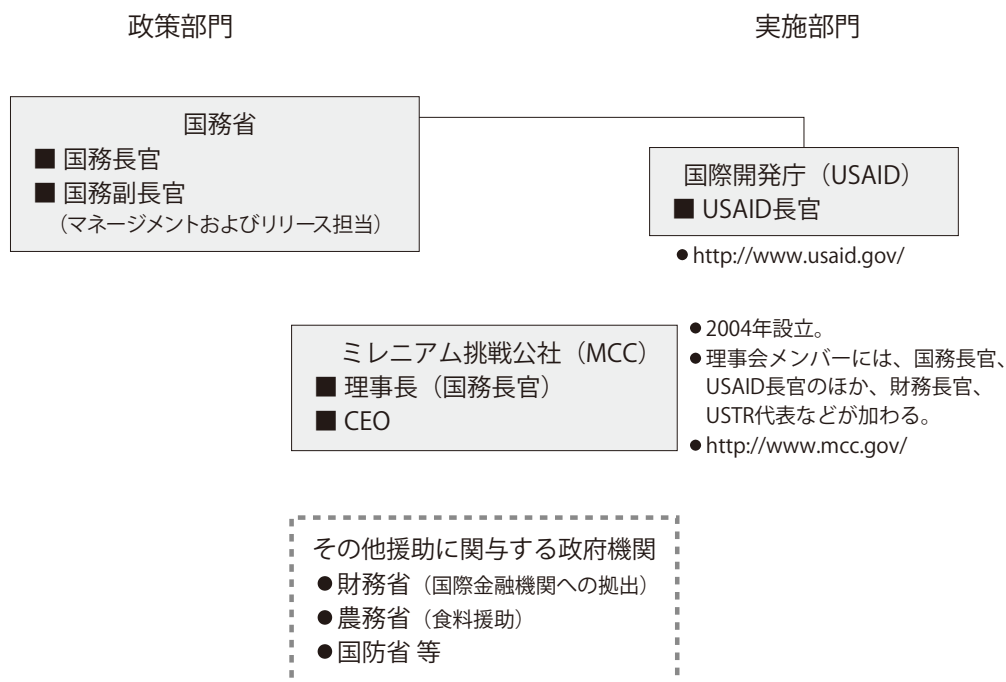
人（本部1,813人、海外事務所1,648人）を計画しており、在外現地採用職員2,696人のほか、各種プログラムで採用される者を含めると総数10,184人（本部2,436人、海外事務所他 7,748人）の雇用を計画している。また、USAIDは従来から、PVO（Private Voluntary Organization）^{（注11）}を重要パートナーと位置付け積極活用している。

2. ミレニアム挑戦公社（Millennium Challenge Corporation (MCC)）

2004年に設立されたミレニアム挑戦公社（MCC）^{（注12）}は、国務長官が議長を務めるMCC理事会（ほかに財務長官、

USTR代表、USAID長官等が参加）において、支援を決定する仕組みとなっており、具体的には、「良い統治」、「経済的自由度」、「人々への投資」という3分野の17指標の評価等を考慮して選定される適格国との間でコンパクトを締結し、複数年・大規模の無償資金供与を行っている（現在（2012年2月）までに、24か国との間で、総額89億ドルのコンパクトを締結。2011年に、さらに6か国とコンパクトを締結することを計画している。）。また、もう少しでコンパクト適格国になり得る国を敷居プログラム（threshold program）適格国とし、小規模の無償資金供与を行っている。

援助実施体制図



* 1992年以降、有償資金協力による政府開発援助は実施していない。

注11: USAIDの定義によるとPVOとは、広く一般社会から寄付を受け、課税を免除され、国際援助/開発活動を実施または実施する予定がある非政府、非営利団体。資金提供を受けるためにはUSAIDに登録が必要であり、米国PVO591団体、国際PVO（法人格を取得した国以外で活動を行っている非米国PVO）93団体、米国共同開発組織（U.S. Cooperative Development Organization）6団体に対し、それぞれ30.6億ドル、2億ドル、2.6億ドルの支援を実施した（FY2009）。詳細は“2011 VOLAG: Report of Voluntary Agencies”: http://idea.usaid.gov/sites/default/files/attachments/volag2011_0.pdf

注12: ミレニアム挑戦公社（MCC）ホームページ: <http://www.mcc.gov/>

(1) 政府開発援助上位10か国

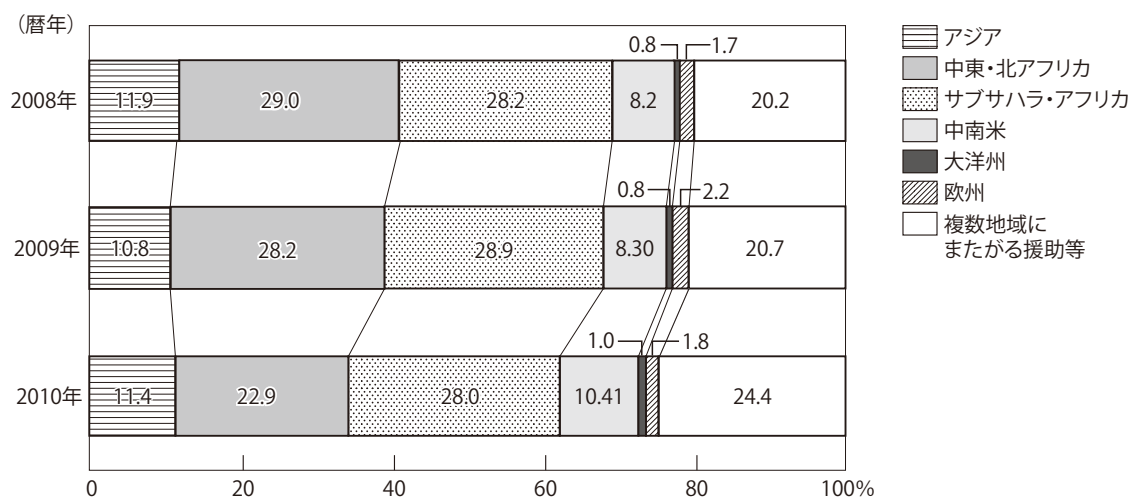
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	イラク	2,741.99	11.7	1	アフガニスタン	2,979.93	11.8	1	アフガニスタン	2,893.40	10.9
2	アフガニスタン	2,111.58	9.0	2	イラク	2,346.31	9.3	2	イラク	1,622.91	6.1
3	スーダン	848.16	3.6	3	スーダン	954.64	3.8	3	パキスタン	1,196.76	4.5
4	エチオピア	811.37	3.5	4	[パレスチナ自治区]	844.31	3.4	4	ハイチ	1,106.85	4.2
5	コロンビア	636.09	2.7	5	エチオピア	726.04	2.9	5	エチオピア	875.34	3.3
6	[パレスチナ自治区]	490.60	2.1	6	コロンビア	652.34	2.6	6	スーダン	726.35	2.7
7	エジプト	470.78	2.0	7	パキスタン	613.04	2.4	7	[パレスチナ自治区]	720.75	2.7
8	ケニア	439.43	1.9	8	ケニア	590.21	2.3	8	ケニア	565.92	2.1
9	グルジア	402.10	1.7	9	南アフリカ	523.74	2.1	9	南アフリカ	529.53	2.0
10	ヨルダン	384.05	1.6	10	ヨルダン	394.61	1.6	10	タンザニア	457.41	1.7
10位の合計		9,336.15	39.8	10位の合計		10,625.17	42.2	10位の合計		10,695.22	40.2
二国間ODA合計		23,454.45	100.0	二国間ODA合計		25,173.65	100.0	二国間ODA合計		26,586.41	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

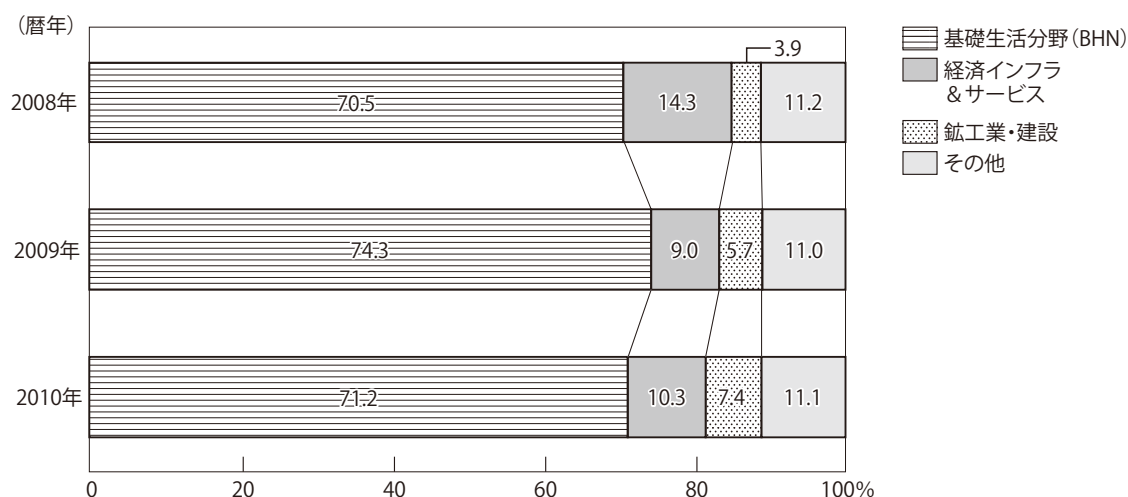
*2 2010年二国間ODA合計については、データ抽出元のOECD-DACの数値が一元化されていないため、合計値に差異が生ずる場合がある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

2 英国

援助政策等

1. 基本法

英国の開発援助の基本法は、2002年に成立した国際開発法 (The International Development Act) である。英国の国際開発を主導する国際開発省 (DFID: Department for International Development) は、同法に基づいて活動している。同法に従い、国際開発大臣は、持続可能な開発と福利厚生のための開発援助を、それらが貧困削減に貢献することを前提に、提供することができる。

2006年に成立した国際開発報告・透明性法 (The International Development (Reporting and Transparency) Act 2006) は、英国政府が最貧国支援の公約を実施する際の説明責任を強化することを目的とする。同法に従い、DFIDは、毎年、開発政策、援助の提供、援助の活用方法に関する報告の提出を義務付けられている^(注1)。

2. 基本方針

英国政府の開発政策はDFIDが主導している。DFIDの主要な目的は、特にミレニアム開発目標の実施を通じた、貧困国における貧困削減である。

英国政府は、政府開発援助 (ODA) にGNIの0.7%を支出するとの国際公約を2013年から実施することにコミットし、これを法制化する方針である。2010年に英国政府が全省庁を対象に実施した「歳出見直し」においても開発を予算削減の例外扱いとすることで、上記コミットメントを維持している。

援助は原則として無償であり、2001年から、二国間援助は100%アンタイドとなっている。また、英国は、現在、貧困削減のための財政支援を13か国で実施しており、2011年度にはこれらがDFIDの二国間援助額全体の約15%を占めた。

英国は援助予算を増額する一方で、援助の費用対効果、および説明責任を重視する方針の下、多国間援助および二国間援助の見直しを実施した。2011年3月に発表された同見直しでは、多国間援助について、国際機関を費用対効果に従い4段階に分け支出方針を見直すこと、二国間援

助について、16か国への援助を停止し、27か国（その後、南スーダンを加えた28か国）の重点国に援助を集中することが決定された。

3. 予算

(1) 規模

2011年の英国の政府開発援助 (ODA) は、86億2900万ポンドとなり、世界第3位の援助国である。また、同年のODAのGNI比は0.56%（出典：DFID年次報告書2011/2012年度版となっている^(注2)）。

(2) 支出方法

2011年度、英国国際開発省は、援助予算の44%を多国間機関への拠出金として支出し、援助見直しに従い、二国間援助を28か国に重点化している^(注3)。2011年度、英国国際開発省の二国間援助での主要セクターは、ガバナンス・安全保障 (17.8%)、教育 (14.5%)、富の創出 (13.2%)、グローバルパートナーシップ (9.6%)、人道支援 (8.2%)、貧困・飢餓・脆弱性^{ぜいじゃく} (6.2%)、母子保健 (6.0%)、気候変動 (5.7%)、水・衛生 (3.3%)、HIV/エイズ (2.1%)、マラリア (1.8%)（その他保健は11.7%）となっている。

実施体制

1. 英国国際開発省 (DFID)

政府開発援助は、援助政策の立案から実施まで、閣僚が率いるDFIDの責任の下に一元的に行われる。また、国家安全保障会議を通じ、他の関係省庁（外務・英連邦省、国防省等）との連携にも力が入れられている。

DFIDの常勤職員数は、2004年の1,907人から、2008年の1,612人、2009年の1,600人、2010年の1,573人、2011年の1,567人と年々減少したが、2012年には1,652人に増加した。

DFIDはロンドンとスコットランド（東キルブライド）に所在する本拠地に加え、27か国に海外事務所を有する。国内外のスタッフ（2,800人以上）の半数以上が途上国で勤務している。

注1: DFIDの年次報告書2011/2012年度版 ('Department for International Development Annual Report and Accounts 2011-12') 等の公開文書は、DFIDのホームページ (<http://www.dfid.gov.uk/>) で入手可能。

注2: 2011年、英国政府全体でのODA支出 (暫定値) は、85億7,000万ポンド (2010年、83億5,400万ポンド)、GNI比は0.56% (2009年、0.56%)。そのうち、DFIDによる支出は76億1,300万ポンドである。

注3: 英国国際開発省は、重点国として、アフガニスタン、バングラデシュ、ミャンマー、コンゴ民主共和国、エチオピア、ガーナ、インド、ケニア、キルギス、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ネパール、ナイジェリア、パレスチナ自治区、パキスタン、ルワンダ、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、南スーダン、タンザニア、タジキスタン、ウガンダ、イエメン、ザンビア、ジンバブエの28か国を設定している。

2. 関連組織

(1) CDCグループ（英連邦開発公社）

途上国の民間部門（産業・生活インフラ支援）に対する民間企業による投資・融資等に対し資金協力等を行う。

(2) プリティッシュ・カウンシル

人材育成分野での援助を実施。

(3) クラウン・エージェンツ

開発途上国の公的部門に対するコンサルティングサービス、資材・役務の調達等を実施。

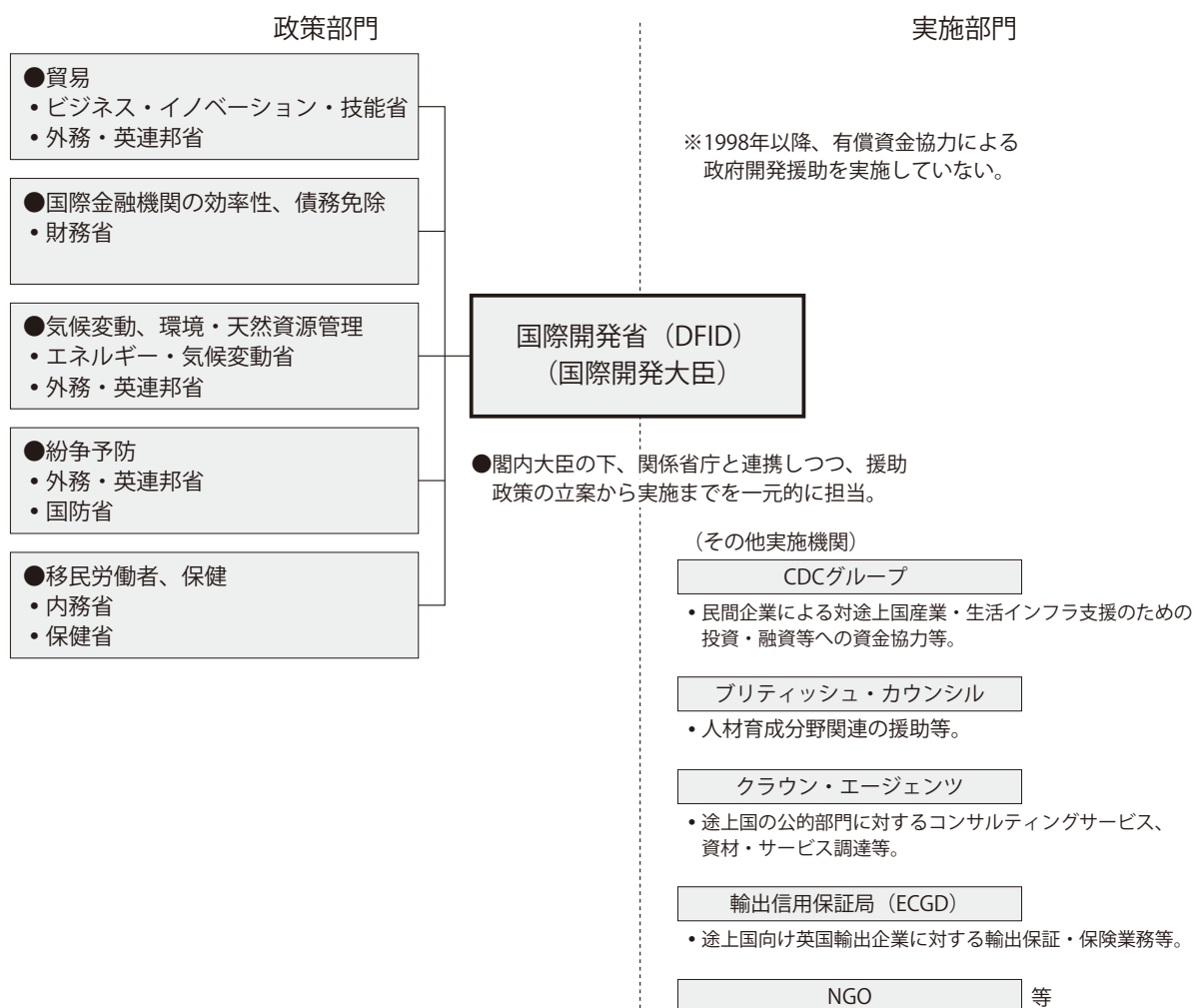
(4) 輸出信用保証局（ECGD：Exports Credit Guarantee Department）

途上国向けの英国の輸出企業に対する輸出保証・保険業務等を実施。

3. 市民社会・NGO

英国は市民社会を通じた援助を重視している。2011年度、DFIDの二国間援助の13%（6億9,000万ポンド）は、市民社会組織を通じて実施された。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

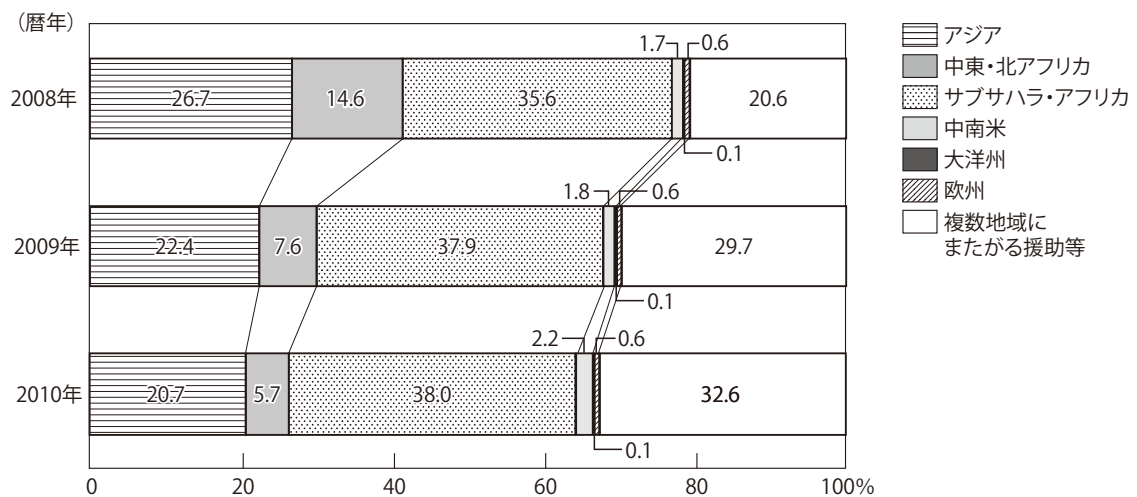
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	イラク	639.04	8.7	1	インド	630.34	8.5	1	インド	650.34	8.1
2	インド	613.12	8.4	2	エチオピア	342.92	4.6	2	エチオピア	406.95	5.1
3	アフガニスタン	322.31	4.4	3	アフガニスタン	324.39	4.4	3	パキスタン	298.51	3.7
4	パキスタン	260.32	3.6	4	スーダン	292.42	4.0	4	ナイジェリア	264.61	3.3
5	タンザニア	254.22	3.5	5	バングラデシュ	250.08	3.4	5	コンゴ民主共和国	250.78	3.1
6	エチオピア	253.68	3.5	6	コンゴ民主共和国	225.46	3.1	6	タンザニア	240.94	3.0
7	バングラデシュ	252.53	3.4	7	パキスタン	217.51	2.9	7	アフガニスタン	234.83	2.9
8	スーダン	199.16	2.7	8	タンザニア	216.65	2.9	8	バングラデシュ	228.32	2.8
9	モザンビーク	197.88	2.7	9	ナイジェリア	188.89	2.6	9	ウガンダ	179.26	2.2
10	コンゴ民主共和国	192.85	2.6	10	ガーナ	153.93	2.1	10	ガーナ	166.58	2.1
10位の合計		3,185.11	43.5	10位の合計		2,842.59	38.5	10位の合計		2,921.12	36.4
二国間ODA合計		7,323.41	100.0	二国間ODA合計		7,391.57	100.0	二国間ODA合計		8,016.83	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

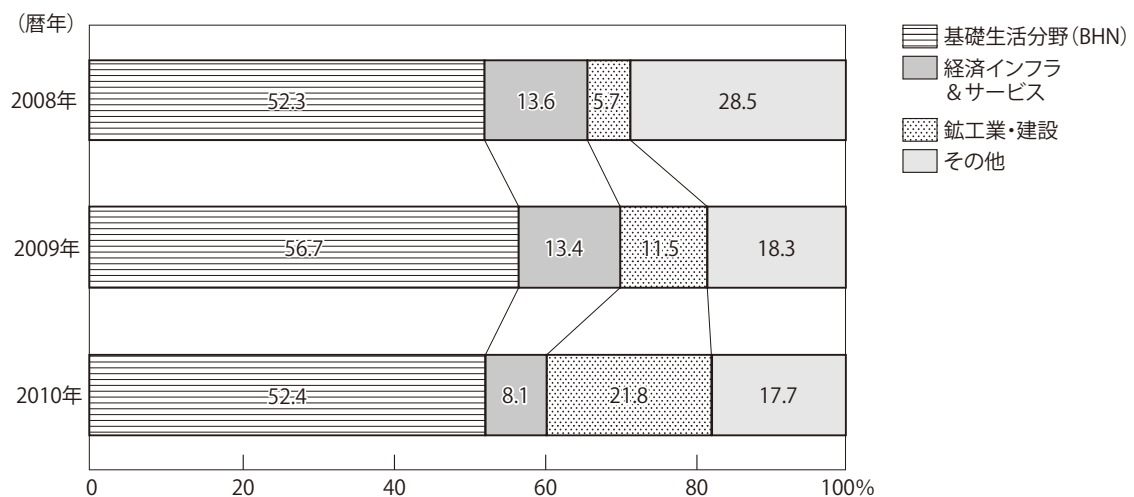
*2 2010年二国間ODA合計については、データ抽出元のOECD-DACの数値が一元化されていないため、合計値に差異が生ずる場合がある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

③ フランス

援助政策等

1. 政府開発援助額の推移

政府開発援助純額は2008年まで約100億ドル、対GNI比では約0.4%で推移してきたが、2011年の政府開発援助額は、前年比微増の約130億ドル、対GNI比では0.46%に達し、支出純額実績（ネット）で世界第4位となった。厳しい財政状況に対処すべく、政府支出を抑える方向である中で、ODA予算は2011年から2013年の3年間にわたり据え置くことが決定されているが、フランスは2015年までに政府開発援助額を対GNI比0.7%まで引き上げることを目標としている。

2. 開発協力に関する基本政策枠組み文書の策定

フランスは援助政策に関する長期政策を示した文書を有していなかったが、2010年12月に、今後10年間（2011年から2020年まで）の援助政策を示す「開発協力に関する基本政策枠組み文書」が発表された。本文書は、外務省のグローバリゼーション・開発・パートナーシップ総局（DGM：Direction générale de la Mondialisation, du Développement et des Partenariats）を中心に、経済財政省等の関係省庁やNGO、国会議員と連携を取りながら約1年間かけて策定された。

優先的な援助対象地域、援助予算の配分、重点分野は次のとおりである。

(1) サブサハラ・アフリカ

- ・援助予算の少なくとも60%を配分。
- ・MDGsの達成および経済成長を重視。
- ・14か国の優先貧困国（うち13か国が最貧困国）へ無償資金協力の50%を配分。2009年6月に開催された省庁間国際協力・開発委員会（CICID）の決定が踏襲され、保健、教育および職業訓練、持続可能な開発と気候変動、農業および食料安全保障ならびに民間部門支援の5優先分野が引き続き重視される見込み。

(2) 地中海地域

- ・援助予算の20%を配分。
- ・地中海地域は、政治・経済・社会・環境の各分野における分裂の危険性が高いという構造的な問題に直面しているとの問題意識。
- ・経済発展、雇用創出、都市開発、環境保護、文化的協力に重点。

(3) 新興国

- ・援助予算の10%を配分。
- ・環境に配慮し、かつ連帯的な成長を推進。

(4) 危機国家

- ・援助予算の10%を配分。
- ・国家再建や安定・繁栄の将来を築くための支援を行う。

3. 新興国準備金の活用

社会セクター支援や無償支援に係る予算が減少する一方、産業振興を兼ねた自国製品の輸出促進支援と開発援助を結びつける傾向が見られる。経済財政省国庫総局が所管する新興国準備金（Réserve Pays Émergents（RPE））は、持続可能な開発および環境を優先分野とし、公共交通インフラ、水道水供給設備、排水・廃棄物の回収・処理設備、クリーンエネルギー等を中心に、フランスは自国企業が参加するプロジェクトにフランス開発庁（AFD：Agence française de Développement）とは別ルートで融資を行っている（上海、チュニス、ハノイにおける地下鉄建設、バンガロールのデジタル住民台帳作成等。RPEの供与対象国は後述の参考を参照）。

実施体制

- (1) 外務省、経済財政省、実施機関のAFDが主要なアクターとして機能している。2. イで述べたとおり、援助に関する基本政策は策定されたが、今後も詳細な援助政策の策定や調整に当たっては、首相が長を務め関係閣僚が出席するCICIDが、省庁間にまたがる援助方針、国別・セクター戦略、優先連帯地域の選定等、省庁間の調整・一貫性を実現する場となる。
- (2) 2009年の外務省改革により、国際経済・金融問題と開発問題を統合的に扱う目的で、外務省内で開発を担当していた国際協力・開発総局が、グローバリゼーション・開発・パートナーシップ総局として改編された。無償資金協力は引き続き在外公館が実施主体となっているが、援助実施はほぼすべてAFDに移管され、AFDは外務省、経済財政省、内務省の3省共管となった。外務大臣の下に開発担当大臣が置かれ、開発政策を総括している。
- (3) 経済財政省では、国庫総局が政府開発援助を担当しており、タイド性借款、国際金融機関への拠出、債務

救済等を担当している。また、同総局がパリ・クラブの事務局を務めている。内務省は、移民管理、移民送出国の貧困削減および開発を担当している。

- (4) AFDは開発銀行と援助実施機関の二重の役割を担っている。日常業務においては、外務省および経済財政省との関係が特に緊密である。これに内務省を加えた監督3省は、AFDの最高意思決定機関である理事会 (Conseil d'administration) に自省幹部を送ることでAFDの業務をコントロールしている。また、理事会の承認に先立つ段階でも、外務省、経済財政省、AFDの3者の担当者レベルで頻繁に協議が行われている。

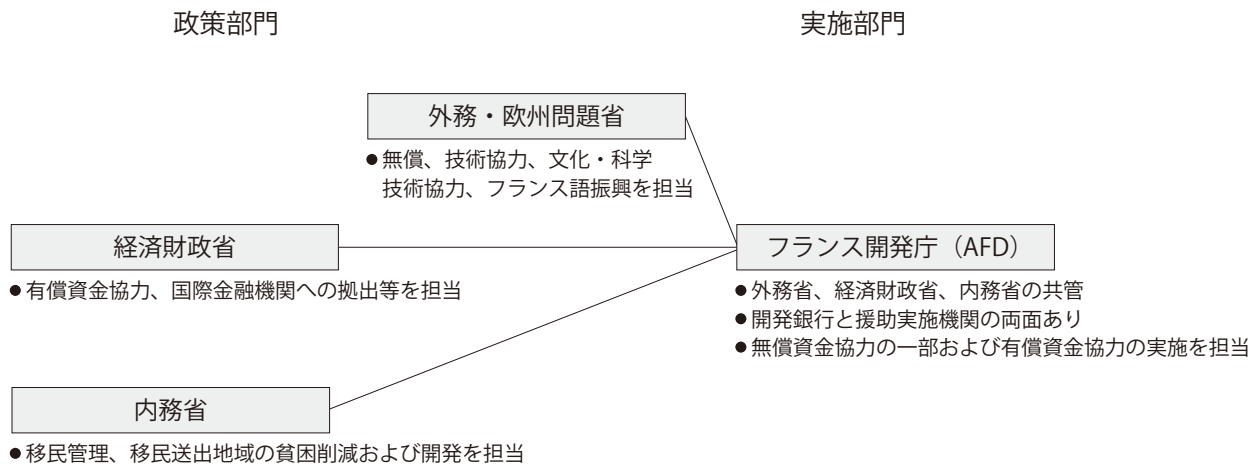
在外事務所としては、サブサハラ・アフリカ30事務所、地中海・中東 (北アフリカを含む) 11事務所、アジア12事務所、中南米7事務所、ブリュッセル事務所、海外県領土9事務所の全70事務所がある。職員は、計1,681名 (うち698名が在外事務所勤務) (2011年)。年間予算は

68.83億ユーロ (2011年。前年比微増)。予算の地域配分は、サブサハラ・アフリカ39.6%、中東・地中海16.1%、アジア太平洋11.5%となっている。

(参考: <http://www.afd.fr> 年次報告書は同HPで閲覧可能)

- (5) NGOとの関係では、フランスのNGOが行う国際的な活動向けの支援ツールが外務省からAFDへ移管されたことに伴い、AFD内部にNGOとの連携を担当する部署が設置され、2009年以降NGOの活動に対し大規模な支援を行っている。2008年までは、NGO代表も参加する諮問機関である国際協力高等評議会 (HCCI: Haut conseil de cooperation international) が存在していたが、2008年には解消され、2009年には、外務省改革の一環で、市民社会との対話の場として「非政府組織との協力に関する戦略評議会」が設立された。また、外務省内にはNGO担当部局が設置されている。

援助実施体制図



【参考】新興国準備金（RPE）供与対象国

(1) 資格保有国

アルジェリア、アゼルバイジャン、中国、エジプト、インドネシア、モロッコ、フィリピン、パキスタン、チュニジア、ベトナム

(2) 他の援助機関（注）と共同で供与可能な国

ボリビア、コロンビア、エルサルバドル、グアテマラ、ウズベキスタン、ペルー
（供与のための条件（共同融資）は、ケース・バイ・ケースで解除されうる）

(3) 自然災害後の特別枠で供与対象となっている国

- ・インドネシア、スリランカ（津波後に1億ユーロを供与）
- ・パキスタン（地震後に3000万ユーロを供与）

(4) ケース・バイ・ケースで供与可能な国

アルバニア、アルメニア、モンゴル、タイ

注: 主要な国際・地域援助機関の参考リスト

世界銀行、米州開発銀行、欧州復興開発銀行、欧州投資銀行、欧州委員会開発協力局 (Development and Cooperation- EuropeAid)、アフリカ開発銀行、イスラム開発銀行、アジア開発銀行、アンデス開発公社 (CAF)

(1) 政府開発援助上位10か国

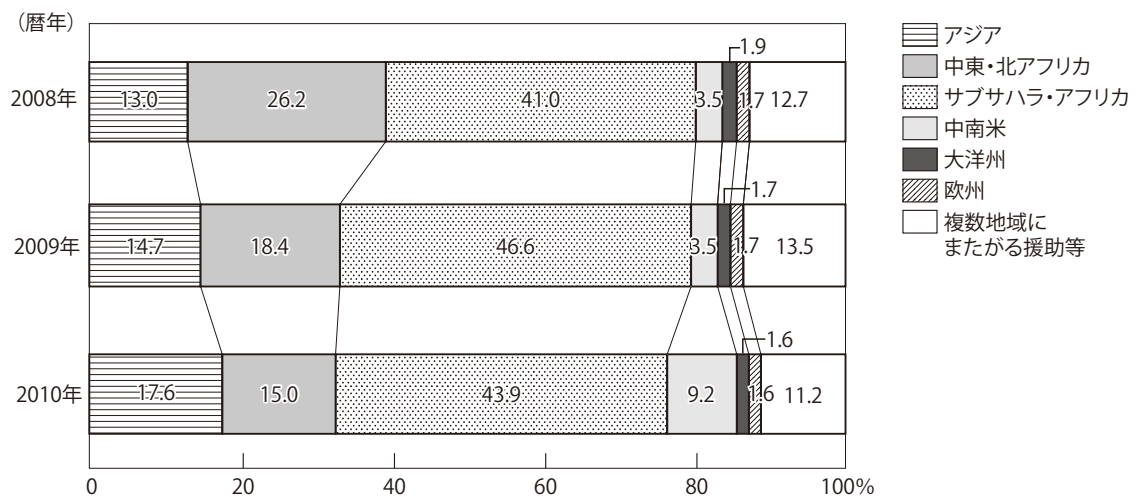
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	[マイヨット]	474.72	7.1	1	コートジボワール	1,199.06	16.7	1	コンゴ共和国	909.40	11.7
2	コンゴ共和国	367.98	5.5	2	[マイヨット]	543.04	7.6	2	[マイヨット]	602.85	7.7
3	イラク	315.04	4.7	3	中国	364.35	5.1	3	中国	316.69	4.1
4	レバノン	305.82	4.6	4	モロッコ	238.10	3.3	4	インドネシア	262.49	3.4
5	トルコ	293.77	4.4	5	インドネシア	187.13	2.6	5	モロッコ	254.43	3.3
6	中国	207.51	3.1	6	チュニジア	169.98	2.4	6	ベトナム	242.42	3.1
7	セネガル	189.03	2.8	7	トルコ	154.62	2.2	7	リベリア	232.04	3.0
8	ベトナム	165.59	2.5	8	ベトナム	142.91	2.0	8	メキシコ	205.82	2.6
9	モロッコ	163.21	2.4	9	セネガル	140.88	2.0	9	フィリピン	189.43	2.4
10	チュニジア	160.46	2.4	10	[ワリス・フツナ]	117.44	1.6	10	トーゴ	168.02	2.2
10位の合計		2,643.13	39.6	10位の合計		3,257.51	45.3	10位の合計		3,383.59	43.5
二国間ODA合計		6,668.97	100.0	二国間ODA合計		7,186.66	100.0	二国間ODA合計		7,786.69	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

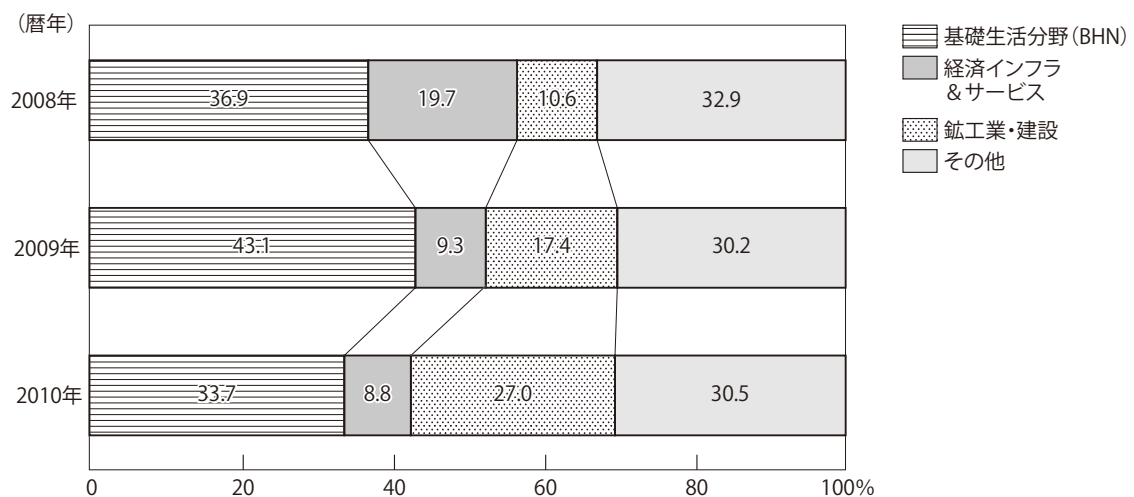
*2 2010年二国間ODA合計については、データ抽出元のOECD-DACの数値が一元化されていないため、合計値に差異が生ずる場合がある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4 ドイツ

援助政策等

1. 外交の一部としての政府開発援助政策とその目標

2009年10月に発足した現連立政権において、開発政策はドイツの外交政策の一部分であり、ドイツの有する価値と国益が反映され、開発問題はドイツおよび欧州における平和と繁栄に直接影響すると認識されている。連立公約における開発協力の6つの重点項目は、①持続可能な貧困対策（ミレニアム目標の達成）、②途上国の構造問題の解決（途上国および国際社会におけるグッドガバナンスの促進）、③途上国およびドイツにおける市民社会の関与強化（関与を支持し、開発政策に利用）、④経済の関与強化（企業の社会的責任および官民協力の促進）、⑤開発協力の効果を強化（組織構造改革により開発協力の効果を高め、パリ宣言およびアクラ行動計画の実施を目指す）、および⑥透明性（開発政策に関する情報提供の強化）である。

2. 援助政策における特徴

- (1) ドイツは、ミレニアム開発目標（MDGs）を強く支持しており、2015年までに対GNI比0.7%を達成することを対外的に明らかにしている（2000年実績0.27%が2007年に0.37%に拡大）。経協省予算は着実な伸びを示しているが（2000年37億ユーロから2010年は60.7億ユーロ）、「0.7%目標」達成のためには、限られた財源の中で政府開発援助予算をいかに拡大していくかが課題。
- (2) 二国間援助と多国間援助の比率としては、明文の規定はないが、連邦議会は二国間援助を志向する傾向にあることから、伝統的に約3分の2が二国間援助、約3分の1が国際機関を通じた援助という構成になっている。
- (3) また、近年における特徴の一つに二国間援助における対象国の重点化があり、途上国の経済面・社会面・環境面ならびに政治面を考慮し、「パートナー国」を選定し、これら諸国に対して二国間援助（資金協力・技術協力）を集中的に実施することにより、援助の効率化および効果向上を図るものである（2011年9月時点では約50か国が選定されている）。
- (4) さらに特徴として、ドイツは近年、持続可能な開発の達成の観点から開発分野における民間経済との連携を重視、民間企業のノウハウの共有による途上国の発展、民間資本の援用によるコスト面での効率化の点でその重要性を強調している。

- (5) NGOの活用については、キリスト教系組織、政党系財団といった伝統的な開発援助NGOと並びそれ以外の新たなNGOに対する支援額も拡大している。また、2012年1月からはNGOも含めた市民に対する開発イニシアティブのための情報提供、相談、仲介サービスセンターであるEngagement Globalが設立された。（Engagement Globalホームページ：www.engagement-global.de）

実施体制

1. 主務官庁としての経済協力開発省（BMZ）

- (1) 援助政策の企画・立案は、1962年に設立された経済協力開発省（BMZ）が所管しており、二国間援助（資金協力、技術協力）および国際機関を通じた援助について同省（本省定員約600名）を中心に調整が行われる。予算については、その大半がBMZに計上されているが、人道支援関連については外務省、国際開発金融機関関連の一部については財務省、その他所管事項の国際協力について各連邦省庁がそれぞれの予算からの政府開発援助を実施する。政府開発援助の実績についてのとりまとめもBMZが行っており、同省を通じてドイツ全体としての政府開発援助実績がDACに報告されている。
- (2) 外交政策との関連からは、BMZは外務省と協議を行うこととなっている。また、途上国の現場での経済協力の実施については現地ドイツの大使館が調整しており、BMZからはドイツ在外公館に50名前後が出向している。

2. 実施機関

- (1) ドイツの援助政策においては、相対的に多い実施機関の統合は、大きな課題となっていたが、技術協力公社（GTZ）、国際再教育開発公社（InWEnt）およびドイツ開発サービス公社（DED）の3機関が、2011年1月1日をもって「国際協力公社（GIZ）」へと再編統合された。GIZは、連邦政府を出資者とする有限会社の形態をとっており、130か国を超える地域で活動している（従業員は約1万7,000名、そのうち約70%は現地スタッフ）。GIZは、本部をボンとフランクフルト近郊のエッシュボルンに置いている。GIZの事業予算のほとんどはBMZからの委託金であるが、それ以外にも各連邦省庁、地方公共団体や一般企業に加え、国際機関や第三国政府からの委託による事業も実施している。（GIZホームページ：www.giz.de）

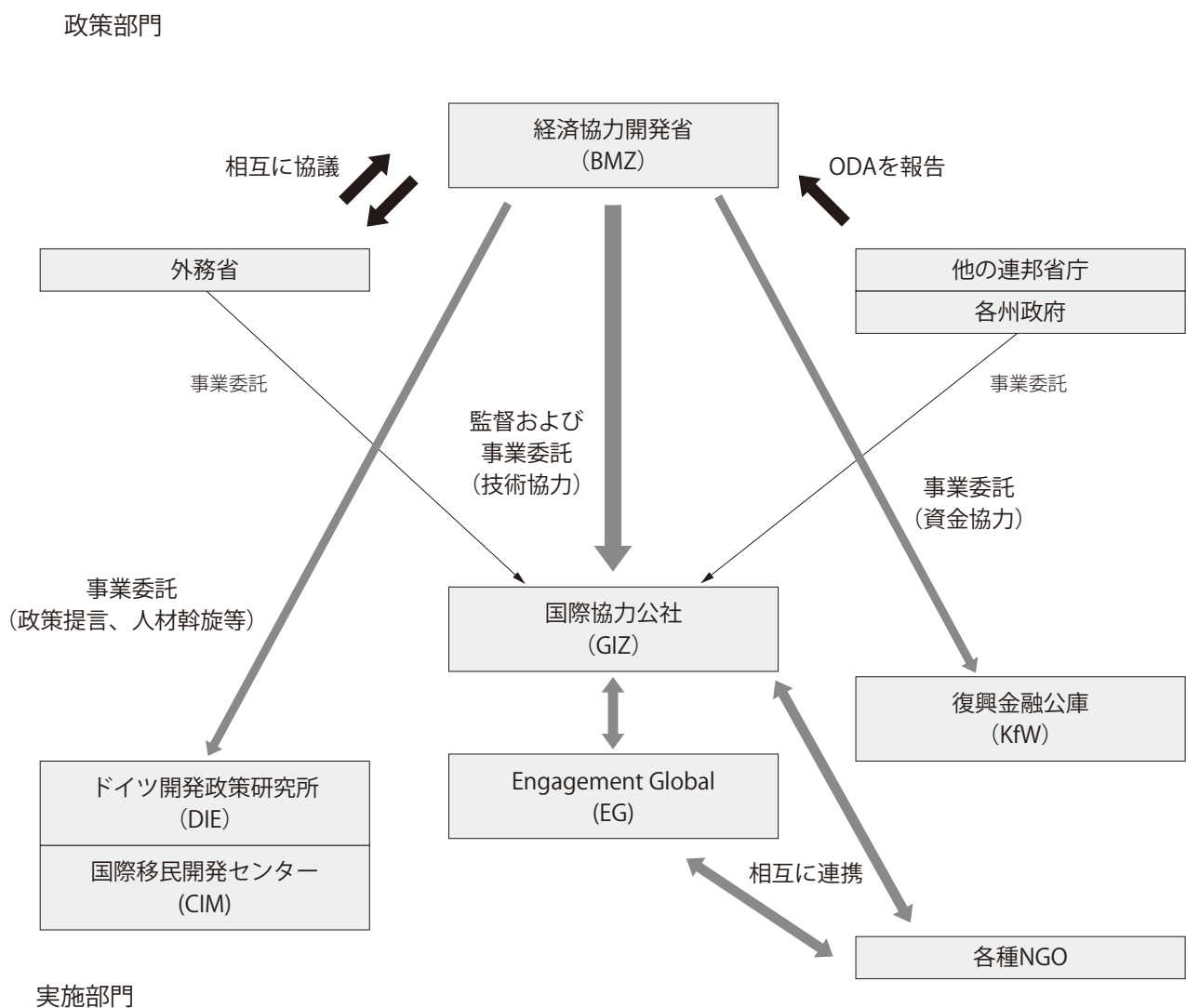
- (2) 復興金融公庫 (KfW) は、復興金融公庫法に基づく公法人であり、連邦および州がその所有者となっている。KfW (厳密には同グループ内の「KfW開発銀行」(本部はフランクフルトで定員約370名)) は、途上国等に28の在外事務所を有しており、現地ドイツ大使館と調整しながら資金協力事業を実施している。(KfWホームページ: www.kfw.de)
- (3) その他、開発政策に関する研究・教育機関であるドイツ開発政策研究所 (DIE)、独に居住している援助国出身者の開発分野での人材斡旋などを行う国際移民開

発センター (CIM) などが、BMZの指揮の下に援助政策の実施に携わっている。

(DIEホームページ: www.die-gdi.de、CIMホームページ: www.cimonline.de)

- (4) 自然災害時における重要なプレーヤーとしては、緊急・人道支援の大半を実施しているドイツ赤十字をはじめとするNGOが挙げられる。また、外国における自然災害等において現場で機動的に援助を行う機関として日本の国際緊急援助隊と同様の機能を果たしている連邦技術救援庁 (THW: 内務省所管) がある。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

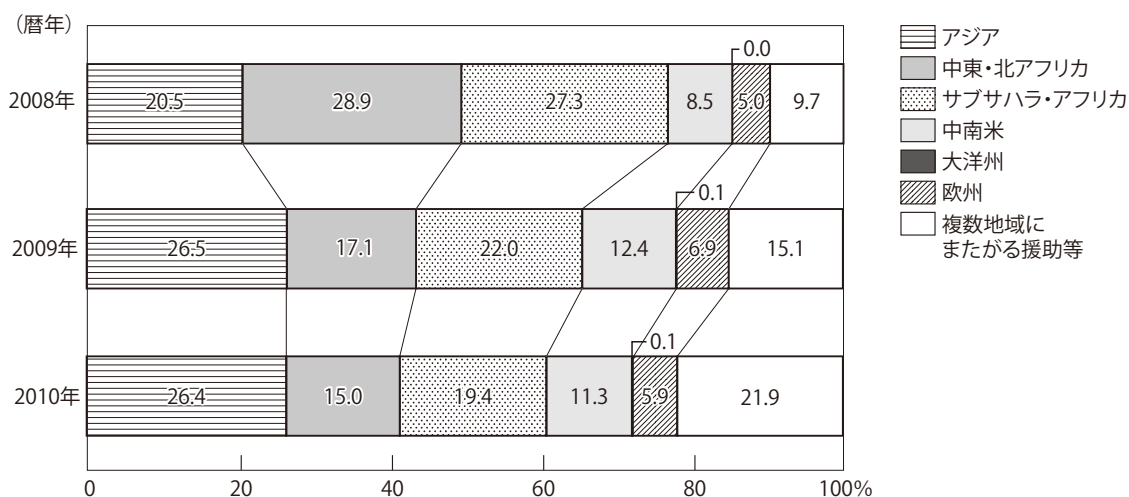
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	イラク	1,854.29	20.5	1	中国	340.88	4.8	1	アフガニスタン	469.76	5.8
2	ボツワナ	438.98	4.8	2	アフガニスタン	337.34	4.8	2	インド	396.93	4.9
3	中国	411.87	4.5	3	インド	263.38	3.7	3	中国	321.50	4.0
4	リベリア	316.60	3.5	4	ブラジル	196.10	2.8	4	ブラジル	247.45	3.1
5	アフガニスタン	294.02	3.2	5	エジプト	138.84	2.0	5	パキスタン	142.10	1.8
6	エジプト	170.27	1.9	6	ウクライナ	121.58	1.7	6	タンザニア	134.48	1.7
7	南アフリカ	150.10	1.7	7	セルビア	114.53	1.6	7	セルビア	126.26	1.6
8	インド	147.69	1.6	8	モザンビーク	113.79	1.6	8	[パレスチナ自治区]	104.58	1.3
9	ブラジル	126.65	1.4	9	ベトナム	112.48	1.6	9	エジプト	104.49	1.3
10	ベトナム	114.99	1.3	10	パキスタン	107.45	1.5	10	エチオピア	96.45	1.2
10位の合計		4,025.46	44.4	10位の合計		1,846.37	26.0	10位の合計		2,144.00	26.7
二国間ODA合計		9,062.68	100.0	二国間ODA合計		7,096.66	100.0	二国間ODA合計		8,035.51	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

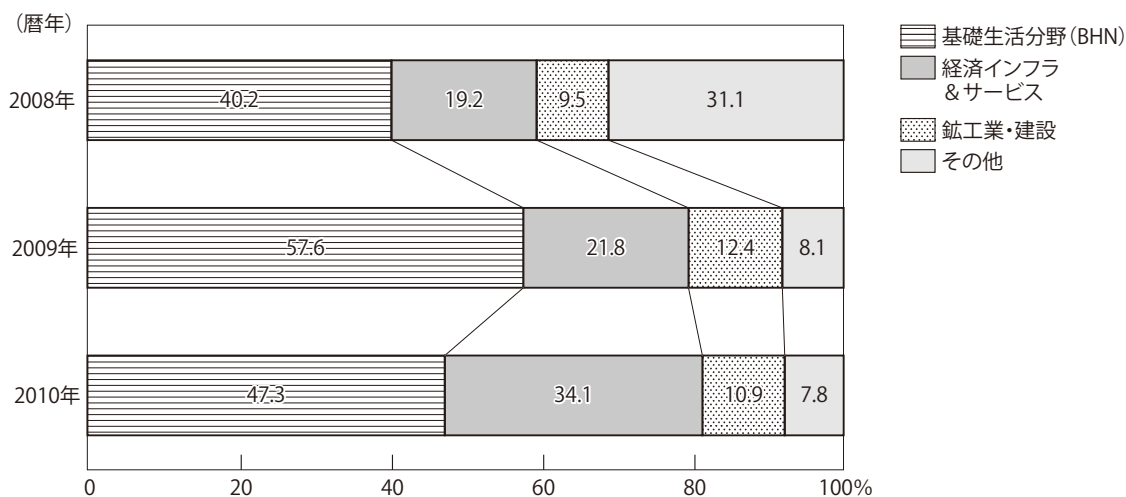
*2 2010年二国間ODA合計については、データ抽出元のOECD-DACの数値が一元化されていないため、合計値に差異が生ずる場合がある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑤ オランダ

援助政策等

1. 外交政策としての位置付け

2010年10月に発足したルッテ内閣（総選挙を経て、2011年11月に第2次ルッテ内閣が成立）は、外交基本方針として、①オランダの経済的地位の向上、②世界の安定と安全の促進、③人権と法の支配の強化を掲げ、開発援助政策は、この基本方針の達成に資するものと位置付けられている。また、目標値である対GNI比は、厳しい予算削減によりこれまでの0.8%から0.7%に削減し、効果と効率性をさらに高める方針である。

2011年の政府開発援助の実績^(注1)は、対GNI比0.75%、約63億ドル（対GNI比ベースで世界第5位、援助額ベースで同第6位）であり、援助予算の約50%が「アフリカの角」地域およびアフリカ大湖地域の最貧国を中心としたアフリカ向けであった。

2. ミレニアム開発目標の位置付け

ミレニアム開発目標（MDGs）を自国援助政策のガイドラインと位置付け、MDGsの達成に向け、オランダの貢献の効果を向上させるという方針を示しており、二国間援助の重点項目ともリンクする。

3. 重点施策^(注2)

現政権においては、オランダの産業界および学会が知見を有して独自の価値を供与できる①安全保障と法の支配（MDG3）、②水、③食の安全保障（MDG1）、および④性と生殖に関する健康と権利（MDG5）の4分野^(注3)を二国間援助の重点分野としている。2012年の予算額^(注4)はそれぞれ、①385百万ユーロ、②181百万ユーロ、③219百万ユーロおよび④335百万ユーロであり、これら4分野において2011年比で114百万ユーロ多く使用することとなる。

前述のとおり、目標値である対GNI比を国際基準である0.7%まで順次減じることとしている（2010年0.8%、2011年0.75%、2012年0.7%）。また、開発協力の方針として、開発途上国における経済成長が最も重要であると捉え、6

つの項目（①社会セクターから経済セクターへの移行および支援から投資への移行、②自立、③官民パートナーシップ、④援助の断片化の減少、⑤知見と国益とのより良い調和、⑥NGOの政府支援への依存減少）により開発協力の効果と効率性を高めることとしている。

さらに、新政府は、効果的な支援の実施のため、二国間援助の対象国を以前の33か国から15か国^(注5)に縮小し、これらの15か国には政府開発援助予算の約4分の1が投じられる。これら15か国の選定に当たっては、①最良の結果の達成可能性、②貧困と歳入のレベル、③重点分野における開発余地、④関係省庁の機会と関心、および⑤良き統治のレベルが考慮された。

一方非援助対象国においては、国際基金やNGO等を通じた援助となるほか、今回、非援助対象国となった国々は、他のドナー国とも連携しつつ、段階的に二国間援助を停止することとしている。この移行に際しては、南ア、ベトナムおよびコロンビアの3か国については開発協力から経済協力への移行に関する一時的支援を行い、また、エジプト等北アフリカ諸国や中東諸国における移行プロセスの促進が課題として残っている。スリナムは既に援助対象国ではないが特別な関係にある。また、中央アメリカ諸国に対しても、人権、民主化および安全保障の地域プログラムに着目し続けることとしている。

実施体制

外務省国際協力局（DGIS）が援助政策の立案・実施に関し主要な責任を有し、同省には外務大臣に加えて、援助政策を担当する開発協力担当大臣が設置されている。

政府開発援助予算の全体の約90%は外務省の所掌にあり、援助政策の基本的枠組みは外務省が決定する。教育・経済関連等の他省が持つ小規模な政府開発援助予算に関しては各省の裁量に任されているが、他省庁にまたがる複雑な、特に貿易に関する援助政策に関しては、DGISにある「coherence unit」が省庁間の調整役を果たしている。また、EUレベルでの政策決定に臨んでの準備作業の段階

注1: DACホームページ(暫定値)

注2: Dutch Development Policy(オランダ外務省ホームページ)

Letter to the House of Representatives presenting the spearheads of development cooperation policy(18 March, 2011)

注3: 前政権下では、①安全保障と開発、②成長と公平性、③ジェンダー、性と生殖に関する健康と権利、および④持続可能性・気候とエネルギーを重点分野としていた。

注4: Foreign Affairs Budget 2011-2012(オランダ外務省ホームページ)

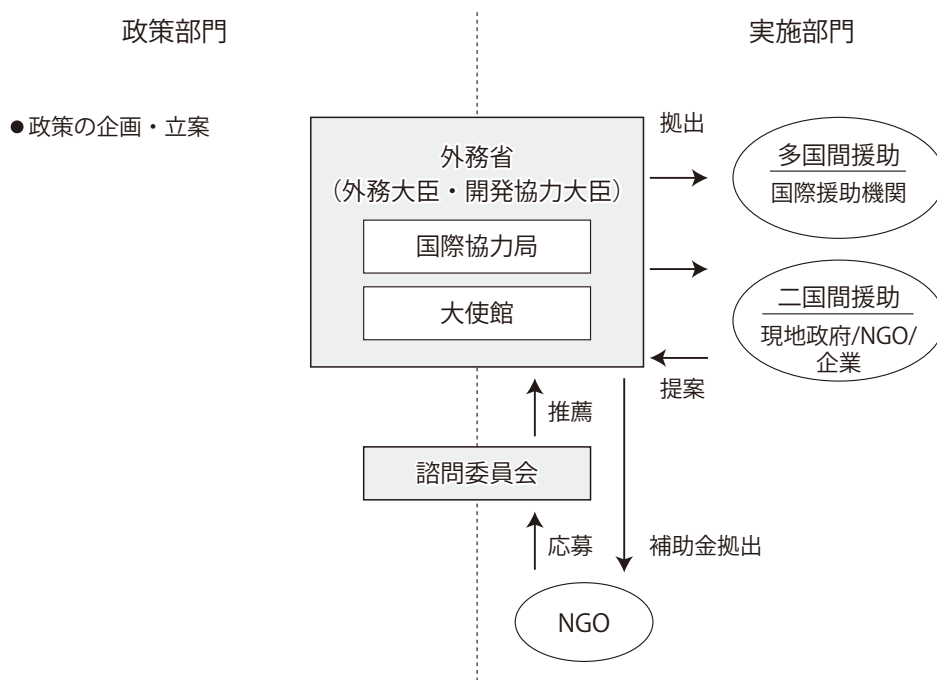
注5: ベナン、エチオピア、マリ、モザンビーク、ウガンダ、ルワンダ、アフガニスタン、ブルンジ、イエメン、パレスチナ、スーダン、バングラデシュ、ガーナ、インドネシア、ケニア

で行われる省庁間協議の場においても援助政策における利害関心事項について協議・調整される。

外務省で開発援助に何らかの形で携わる職員の数約1,560人（2007年、オランダ外務省による推定。在外公館に勤務するローカルスタッフまで含めた数）である。本省では国際協力局が援助政策の大枠を策定する中心的役割を担っており、在外公館は各国ごとの援助計画の作成および案件発掘の役割を担っている。援助受入れ国に所在するNGOは在外公館に対して案件を持ち込むことができ、それを基にして在外公館は本省へ事業提案を行う。

援助の実施は、独自の開発援助実施機関が存在せず、3つの主要な形態（①二国間援助（多くがセクター別支援、すべて贈与）、②多国間援助（世界銀行・国連等の国際機関）、③民間セクター（企業・NGO）への補助金交付）により行われており、民間セクターは重要な役割を担っている。また、NGOの独立を尊重するという立場から、外務省とNGOの間には、ヒエラルキーは存在せず、監督・指導という関係にはないが、外務省との情報交換、事業報告書の提出、モニタリング等が行われている。

援助実施体制図



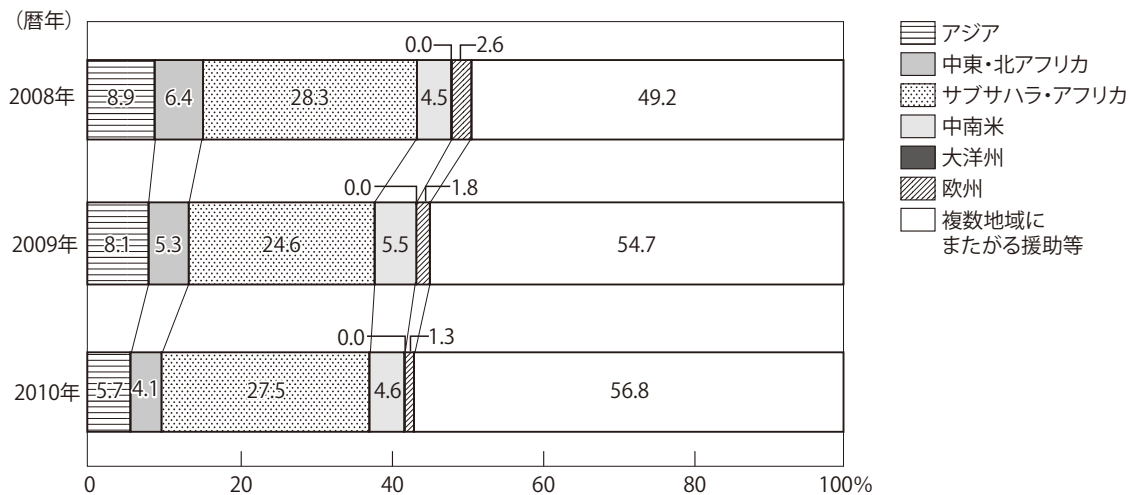
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	スーダン	157.58	3.0	1	アフガニスタン	147.93	3.1	1	コンゴ民主共和国	422.16	8.7
2	ガーナ	120.22	2.3	2	スリナム	115.51	2.4	2	アフガニスタン	115.00	2.4
3	タンザニア	114.86	2.2	3	モザンビーク	99.31	2.1	3	スーダン	86.71	1.8
4	エチオピア	113.63	2.2	4	ガーナ	98.33	2.0	4	モザンビーク	81.84	1.7
5	アフガニスタン	111.97	2.2	5	スーダン	97.33	2.0	5	バングラデシュ	78.57	1.6
6	モザンビーク	105.70	2.0	6	エチオピア	85.90	1.8	6	スリナム	76.30	1.6
7	ブルキナファソ	88.90	1.7	7	インドネシア	81.09	1.7	7	ガーナ	72.87	1.5
8	ザンビア	85.05	1.6	8	マリ	77.33	1.6	8	タンザニア	59.21	1.2
9	バングラデシュ	84.74	1.6	9	バングラデシュ	70.35	1.5	9	マリ	56.69	1.2
10	ウガンダ	82.85	1.6	10	ブルキナファソ	65.98	1.4	10	ブルキナファソ	54.36	1.1
10位の合計		1,065.50	20.5	10位の合計		939.06	19.6	10位の合計		1,103.71	22.8
二国間ODA合計		5,199.58	100.0	二国間ODA合計		4,797.96	100.0	二国間ODA合計		4,841.43	100.0

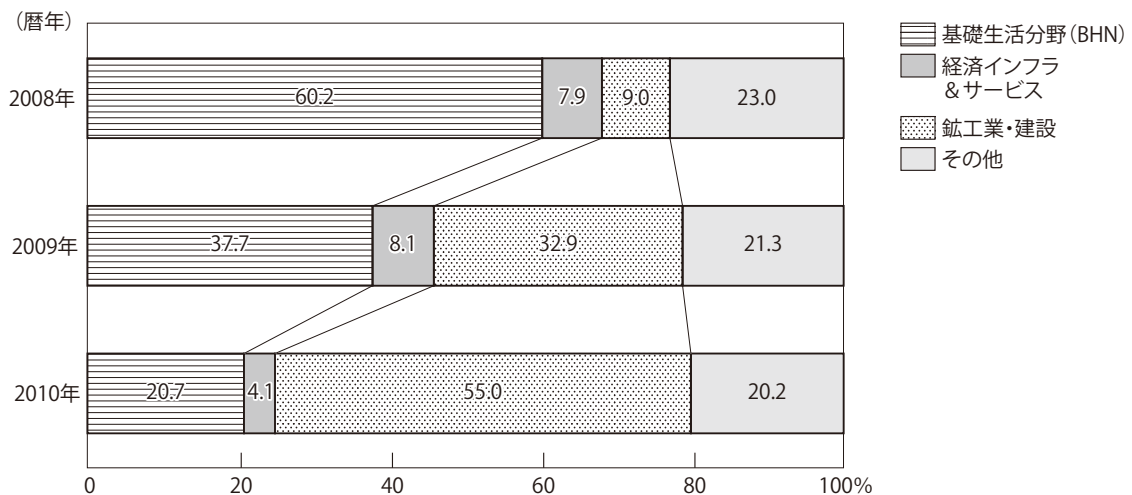
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

⑥ スペイン

援助政策等

1. 基本法

「国際開発協力に関する1998年7月7日付法律23/1998号」（以下、国際開発協力法）は、スペインの国際開発協力政策の法的枠組み、目標および優先課題、協力手段、管轄機関の役割分担、国際協力への参加等を規定しており、開発協力政策は、貧困度の高い国および完全な民主主義体制の構築に向けた移行過程にある国において、人権及び基本的権利の擁護・保護、経済・社会的ニーズの充足及び環境の保護・再生に関わる協力を推進する、と定めている（第1条）。

2. 基本政策

国際開発協力法（第8条）は、スペインの開発協力政策は基本計画および年間計画を通じて実施される、と規定している。基本計画は四年ごとに策定され、スペイン国際開発協力政策の大綱および基本指針を盛り込むほか、それぞれの目標および優先課題を定めている。

現行の「スペイン国際協力基本計画2009-2012年期」（以下、国際協力基本計画）（2009年2月13日閣議承認）は、社会参加・貧困削減、人権推進および民主的なガバナンス、ジェンダー、環境、文化的多様性の尊重への取組を優先課題としている。

3. 予 算

(1) 援助規模

国際協力基本計画2009-2012年期は、スペインODAの対国民総所得（GNI）比を2008年の0.43%から2012年の0.7%まで引き上げるという目標を掲げているが、近年の緊縮財政政策により、2015年に繰り上げられた。この基本計画の第4次年間計画である「2012年度国際協力年間計画」（2012年7月20日閣議承認）によると、2012年の政府開発援助額は23億3,598万ユーロと、対GNI比で0.22%と、なっている。

なお、「2011年度国際協力年間計画追跡報告書」によると、2011年のスペインODA実績は30億6,679万ユーロ（純額）と、前年比で31.7%減少した（対GNI比0.29%）。

(2) 優先地域・優先分野

国際協力基本計画2009～2012年期に盛り込まれているスペイン国際開発協力政策の優先地域は、①各種開発指数、②その国におけるスペイン協力の存在と形態、③協力体制構築の可能性、④開発パートナーとしてのその国の潜在性や他のドナー国と比較したスペインの位置付けに応じて、3つのグループ（A、B、C）に分けられている：

グループA	
援助効率性の原則に従って、多額のODA資金および広範囲な措置・手段の活用を可能とする。長期的な協力枠組みの機会が必要な後発開発途上国、低または低中所得水準の国が対象。グループAおよびグループBにODAの最低85%(2012年度地理的配分)が配分され、そのうちの3分の2がグループAに供与される。	
中南米	ホンジュラス、ニカラグア、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、パラグアイ、ボリビア、ペルー、エクアドル、ドミニカ共和国
中東・北アフリカ	モロッコ、モーリタニア、アルジェリア、パレスチナ自治区、西サハラ
サブサハラ・アフリカ	エチオピア、マリ、モザンビーク、セネガル、カーボヴェルデ、ニジェール
アジア・太平洋	フィリピン、ベトナム
グループB	
グループAの対象にはならないが、一つの重要セクターまたは共通視点・特定手段の下で複数のセクターに重点を置くことで、著しい発展が見込める後発開発途上国、低または低中所得水準の国が対象。グループAおよびBにODAの最低85%(2012年度地理的配分)が配分され、そのうちの3分の1がグループBに供与される。	
中南米	コロンビア
中東	イラク、レバノン
サブサハラ・アフリカ	赤道ギニア、スーダン、ギニアビサウ、ガンビア、アンゴラ、コンゴ共和国、ギニア
アジア・太平洋	東ティモール、アフガニスタン、カンボジア、バングラデシュ
グループC	
包括的な公共政策の強化、三角協力や南南協力の推進およびグローバルな公共財の確保を通じた開発のための具体的な協力戦略の構築が可能な国が対象。	
中南米	コスタリカ、ブラジル、メキシコ、パナマ、ベネズエラ、アルゼンチン、ウルグアイ、キューバ
中東・北アフリカ	シリア、チュニジア、エジプト、ヨルダン
サブサハラ・アフリカ	ナミビア

同計画に盛り込まれている優先分野および期待される効果は以下のとおり：

優先分野	スペインの開発協力により2012年までに期待される効果
民主的なガバナンス	開発力の促進を通じて、市民の実質的な参加、人権尊重、民主主義および基本的権利の質を推進。
農村開発および飢餓撲滅	実質的な食糧への権利の実現に貢献し、農村および都市住民の生活条件・食品安全を改善。
教育	公的教育制度の強化を通じて、教育水準の低い国・社会層において、基本的・包括的・無料かつ質の高い教育への権利を確保。
保健	持続可能な人間開発(Human Development)を通じて、貧困層における健康改善に貢献。
水と公衆衛生	持続的および包括的な運用を通じて、水への権利を推進し、飲用水へのアクセスおよび公衆衛生を改善。
貧困削減のための経済成長	生産網構築や貧困削減・社会的な一体性を通じて、包括的、持続的かつ環境に優しい経済を促進および支援。
環境保全、気候変動、居住環境	自然資源の持続可能な運用に貢献し、福利厚生・生活水準の改善を可能とするモデル構築を支援。
科学・技術・革新	生活条件、経済成長および社会的な公正の改善に向けた、科学技術力の創出および活用に貢献。
文化と開発	持続可能な人間開発(Human Development)要素として、文化的機会および知的能力を推進。
開発におけるジェンダー	貧困削減・平等化メカニズムとしての権限付与を通じて、女性の人権および市民権の完全実現に貢献。
移民と開発	適切な移民政策の実現や人権擁護を通じて、出身国・経由国・目的国における移民のプラス相互効果を推進。
平和構築	紛争地域および紛争後地域における平和、公正、平等および安全の構築に貢献。

実施体制

外務・協力省国際協カイベロアメリカ担当長官室傘下のスペイン国際開発協力庁（Agencia Española de Cooperación Internacional para el Desarrollo、通称AECID）は、国際開発協力法に従った、スペインの国際開発協力政策の実施機関である。国際協力基本計画に沿って、開発途上国における貧困削減および持続可能な人間開発に

向けられた国際開発協力政策の推進、運用および実施を担っている。スペインの国際開発協力の最終目標は貧困削減であり、国連ミレニアム開発目標のアジェンダおよび手法は、政策実施の際の基準となっている。

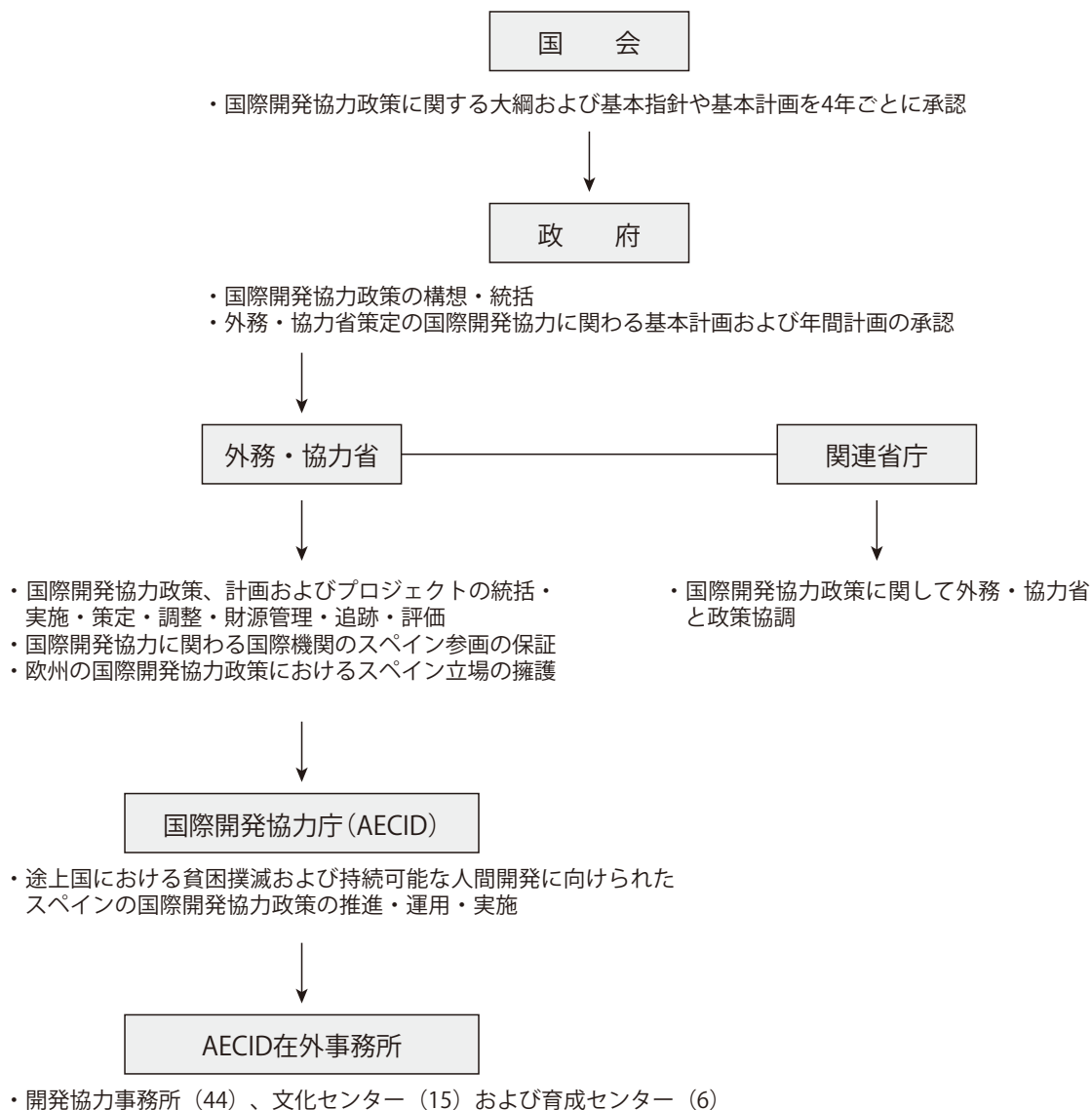
● スペイン国際開発協力庁ホームページアドレス：

・ <http://www.aecid.es/es/>

援助実施体制図

国際開発協力法に基づいた体制は以下のとおり：

- ・ 政策統括機関：国会、政府、外務・協力省、関連省庁。
- ・ 政策実施機関：国際開発協力庁および在外事務所。
- ・ 諮問・調整機関：国際開発協力地域間委員会、開発協力省庁間委員会、開発協力審議会、対外的援助計画に向けた省庁間委員会、ユネスコ協力委員会。



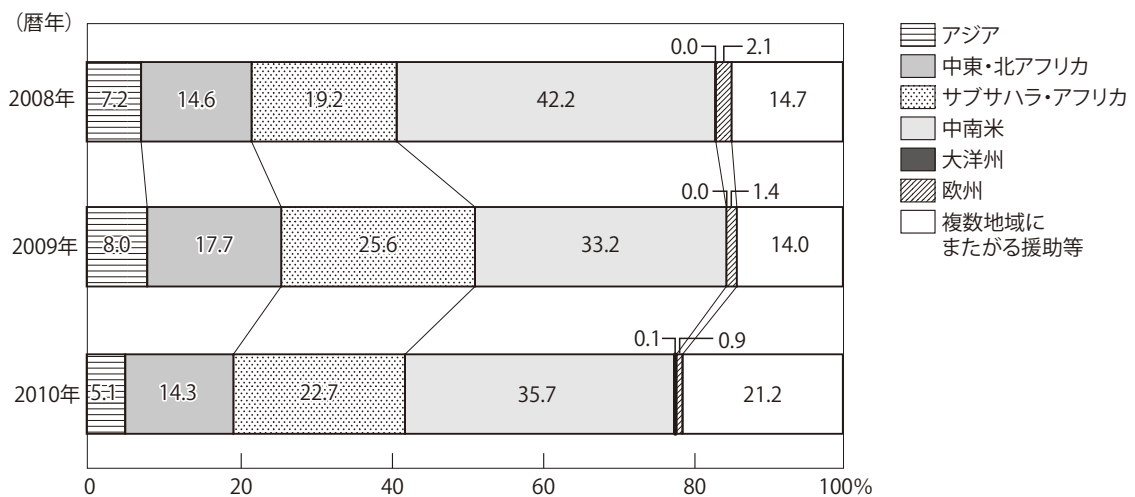
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	グアテマラ	255.87	5.3	1	モロッコ	190.67	4.3	1	コンゴ民主共和国	306.20	7.7
2	ペルー	131.48	2.7	2	コロンビア	148.62	3.3	2	チュニジア	158.03	4.0
3	イラク	129.03	2.7	3	ハイチ	144.90	3.2	3	ハイチ	155.77	3.9
4	ニカラグア	125.36	2.6	4	ニカラグア	142.37	3.2	4	ペルー	118.05	3.0
5	ホンジュラス	117.56	2.4	5	トルコ	135.28	3.0	5	ニカラグア	106.18	2.7
6	モロッコ	117.36	2.4	6	エルサルバドル	125.68	2.8	6	[パレスチナ自治区]	97.59	2.4
7	[パレスチナ自治区]	103.18	2.1	7	チュニジア	124.14	2.8	7	グアテマラ	92.85	2.3
8	ボリビア	93.00	1.9	8	グアテマラ	113.43	2.5	8	モロッコ	90.59	2.3
9	トルコ	92.10	1.9	9	ペルー	100.17	2.2	9	エルサルバドル	85.51	2.1
10	エクアドル	87.89	1.8	10	[パレスチナ自治区]	99.40	2.2	10	ホンジュラス	69.09	1.7
10位の合計		1,252.83	26.1	10位の合計		1,324.66	29.6	10位の合計		1,279.86	32.0
二国間ODA合計		4,801.61	100.0	二国間		4,473.07	100.0	二国間ODA合計		3,998.86	100.0

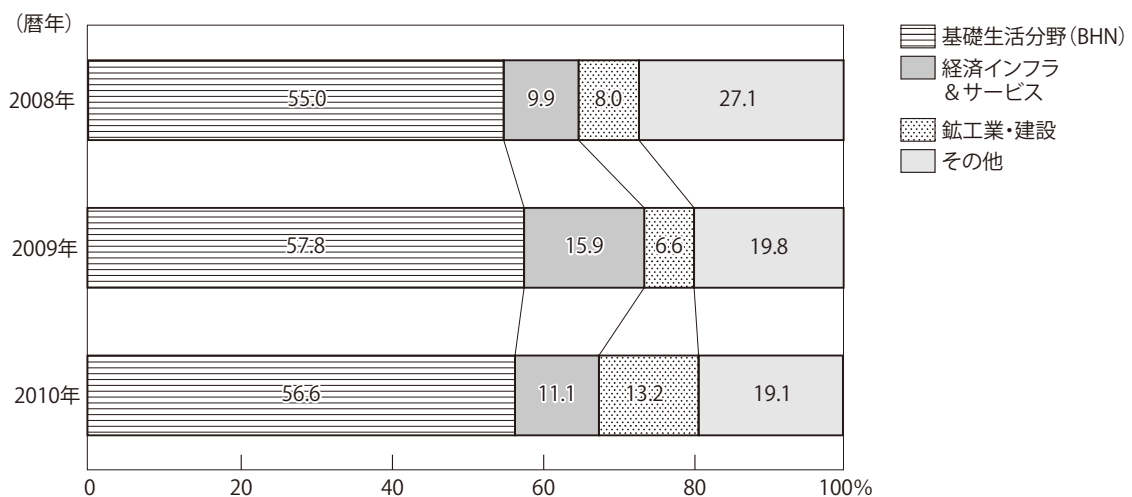
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

7 カナダ

援助政策等

1. 基本方針

カナダの開発援助は、カナダ国際開発庁（CIDA: Canadian International Development Agency）が主導している。カナダの開発援助の中心課題は貧困削減である。2008年5月に成立した「政府開発援助説明責任法」（Official Development Assistance Accountability Act）は、政府開発援助における透明性を確保するため、カナダ政府が貧困削減の目標を達成する際の説明責任を強化することを定めている。所管大臣（国際協力大臣、外務大臣等）は、貧困削減に貢献すること、貧困層の視点を考慮すること、国際的人権基準と合致することを前提に開発援助を提供する。また、同法に基づき、国際協力大臣は、毎年、議会の両院に対し、報告書の提出を義務付けられている^(注1)。カナダ政府は、2008年度予算において、「援助効率の最大化」、「地理的集中の強化」、「アカウンタビリティの一層の確保」を掲げ、援助効果の向上を図ることを発表した。

2009年には、二国間援助の80%を重点対象国20か国^(注2)に集中させるとの方針を打ち出し、援助の重点分野として、「食糧安全保障の強化」、「子供および若年層の将来の確保」、「持続可能な経済成長の確保」の3分野を指定した。

CIDAは、アカウンタビリティの一層の向上と透明性の確保を優先課題に掲げ、2011年11月、第4回援助効果向上に関するハイレベルフォーラム（HLF4）に先立ち、国際援助透明性イニシアチブ（IATI）への参加を表明した。また、2012～2013年のCIDA事業計画・優先事項^(注3)では、重点対象国のうち4か国^(注4)を重点国から外す方針を示した。

2. 予算

カナダの2011年度の政府開発援助は、約52.9億米ドル（出典：DAC、ネット暫定値）となり、前年同様、第8位の援助国である。ODAのGNI比は0.31%（出典：DAC）である。ODA支出をGNI比で0.7%とするとの国際公約については達成期限を設定していない。2012年度の国際援助予算は政府の歳出削減方針により、9.7%の削減となった。

3. 重点分野

(1) 二国間・多国間の割合

2011年のカナダの援助総額のうち、二国間援助の割合は73%（約26.3億米ドル）、多国間機関を通じた援助の割合は20%（7.7億米ドル）となっている。2009年、CIDAの「援助効率に関する行動計画2009-2012」^(注5)は、2010/2011年度までに、二国間援助の80%を20か国・地域に集中させるとの目標を掲げ、2011年は88%を20か国・地域に集中させた。カナダの最大の二国間援助の対象国はアフガニスタン、第2位はハイチ。

(2) 地域別実績

アフリカ（50%）、アジア（24%）、米州（20%）、中東（3%）、東欧（2%）^(注6)。

(3) 重点分野

カナダ政府の援助の5分野は、「食糧安全保障の強化」、「子供および若年層の将来の確保」、「持続可能な経済成長の確保」、「民主主義と人権」および「安全と安定」。

実施体制

(1) 開発援助の大半は、国際協力大臣の下にあるCIDAが管轄しており、2010/2011年度の政府開発援助執行総額の約70%を占める。ただし、事業実施の主体はNGO、

注1: 議会への年次報告書2010/2011年度版 (Report to Parliament on the Government of Canada's Official Development Assistance 2010～2011)、統計報告書 (Statistical Report on International Assistance) 等の公開文書は、CIDAのホームページ (<http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/ACDI-CIDA.nsf/eng/NAT-216144310-R5J>) で入手可能。

注2: 重点対象20か国

アジア (アフガニスタン、パキスタン、バングラデシュ、インドネシア、ベトナム)
アフリカ (エチオピア、ガーナ、マリ、モザンビーク、セネガル、スーダン、タンザニア)
中南米 (ハイチ、ホンジュラス、ボリビア、カリブ海諸国、コロンビア、ペルー)
その他 (ウクライナ、パレスチナ自治区)

2012～2013年度「CIDA事業計画・優先事項報告書」 (<http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/ACDI-CIDA.nsf/eng/CAR-326103431-K4M>)

注3: 2012～2013年度「CIDA事業計画・優先事項報告書」 (<http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/ACDI-CIDA.nsf/eng/CAR-326103431-K4M>)

注4: 重点国指定を外す4か国: ペルー、タンザニア、モザンビーク、エチオピア

注5: 援助効率に関する行動計画2009～2012 (CIDA's Aid Effectiveness Action Plan (2009-2012) (<http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/acdi-cida.nsf/eng/FRA-825105226-KFT>))。

注6: 議会への年次報告書2010/2011年度版 (Report to Parliament on the Government of Canada's Official Development Assistance 2009～2010) (<http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/ACDI-CIDA.nsf/eng/NAT-216144310-R5J>)。

* カナダの会計年度は、4月1日から翌年3月31日まで。

大学等を含むカナダの市民社会組織、多国間機関、途上国政府および民間セクターとなっている。

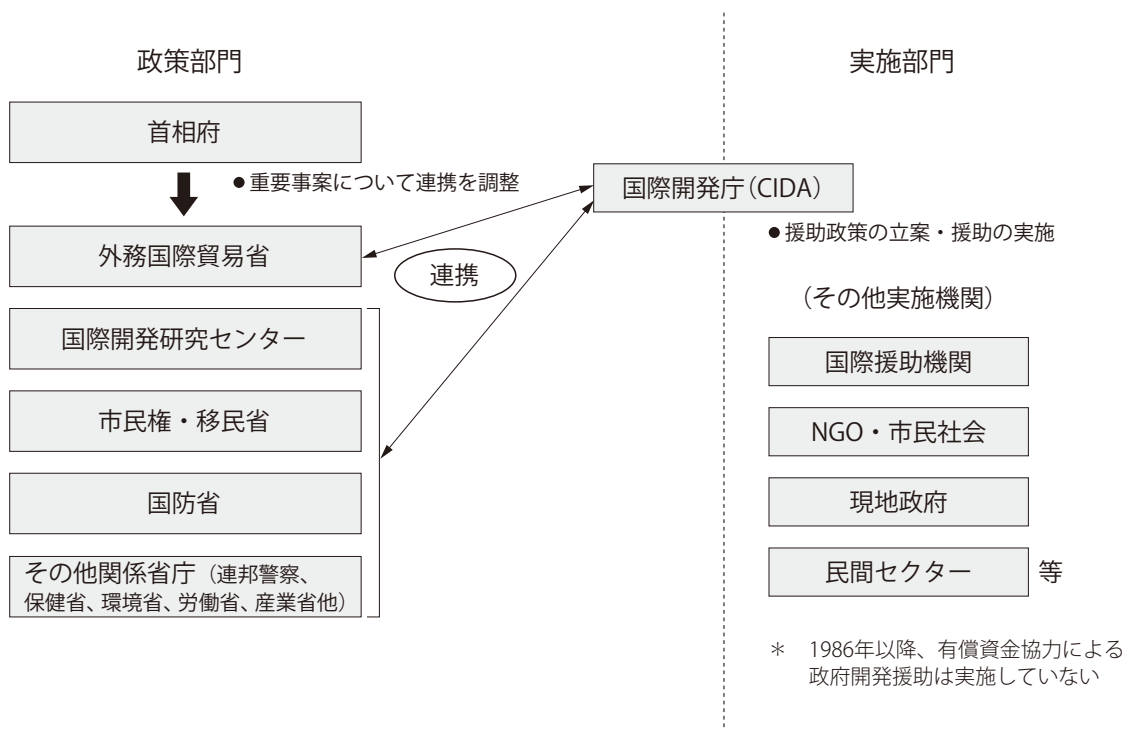
その他の主要連邦政府機関としては、債務救済および世銀グループ、地域開発銀行への拠出を担当する財務省（同17%）、平和・安全保障基金などを主管する外務国際貿易省（同6%）、および主に途上国における調査研究活動の支援を目的とするカナダ国際開発研究センター（同3%）などがある。

CIDAは当初、外務国際貿易省の一部局として設立されたが、1968年にカナダの政府開発援助を主導するために同省から独立して設置された。2008年の「政府開発援助説明責任法」成立以前は、CIDAの責任を明確にした法的文書が存在しなかったが、同法成立後、法的には国際協力大臣は外務大臣の下に位置付けられるが、

実質的には、議会への説明責任を自らが負い、年次報告書および歳出案を毎年議会に提出するなど、権限が強化され、カナダの政府開発援助を主導する機関となった。

- (2) 援助政策の立案や支援に関する決定はCIDA主導で行うが、国際的に重要な事案（大規模自然災害、脆弱国復興支援等）は、首相府の調整の下、関係省庁が連携する。特にアフガニスタン支援においては、2008年2月にアフガニスタン・タスクフォースが枢密院に設置され、CIDA、外務国際貿易省、国防省、公共安全省の間の連携を図っている。
- (3) CIDAの職員数は、1798人、そのうち在外勤務は168人（いずれも2011年2月現在）。

援助実施体制図



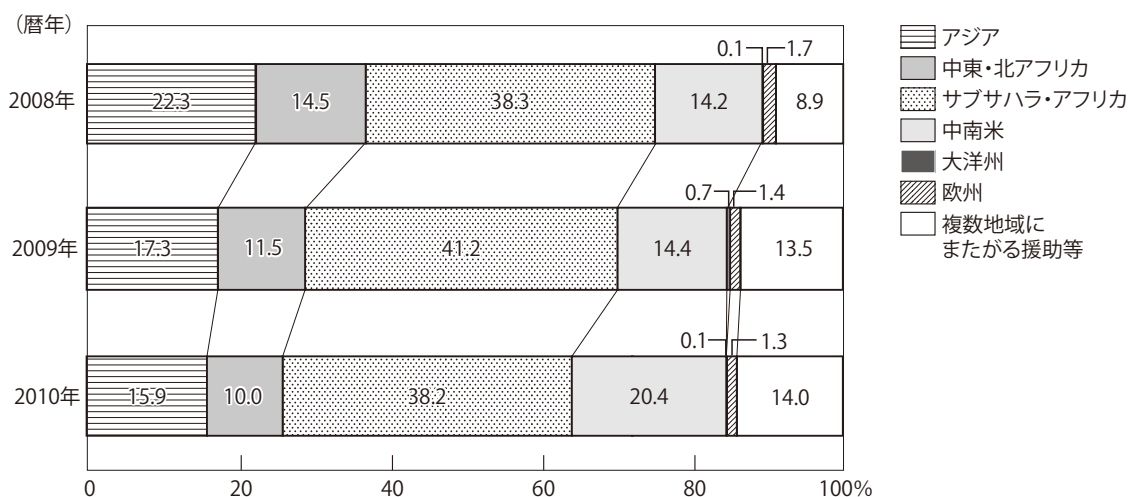
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	アフガニスタン	207.86	6.2	1	アフガニスタン	232.58	7.4	1	ハイチ	458.87	11.7
2	エチオピア	152.55	4.5	2	ハイチ	119.72	3.8	2	アフガニスタン	267.12	6.8
3	イラク	152.00	4.5	3	スーダン	105.04	3.3	3	エチオピア	140.38	3.6
4	ハイチ	147.57	4.4	4	ガーナ	99.80	3.2	4	ガーナ	114.20	2.9
5	マリ	99.12	2.9	5	タンザニア	93.98	3.0	5	タンザニア	111.55	2.8
6	スーダン	83.91	2.5	6	エチオピア	87.18	2.8	6	スーダン	108.27	2.8
7	インドネシア	82.41	2.4	7	マリ	83.46	2.7	7	パキスタン	101.85	2.6
8	バングラデシュ	82.06	2.4	8	モザンビーク	75.15	2.4	8	マリ	96.04	2.4
9	モザンビーク	77.23	2.3	9	セネガル	54.49	1.7	9	バングラデシュ	86.11	2.2
10	ガーナ	74.01	2.2	10	バングラデシュ	52.45	1.7	10	モザンビーク	82.00	2.1
10位の合計		1,158.72	34.4	10位の合計		1,003.85	32.0	10位の合計		1,566.39	39.9
二国間ODA合計		3,366.67	100.0	二国間ODA合計		3,141.01	100.0	二国間ODA合計		3,926.40	100.0

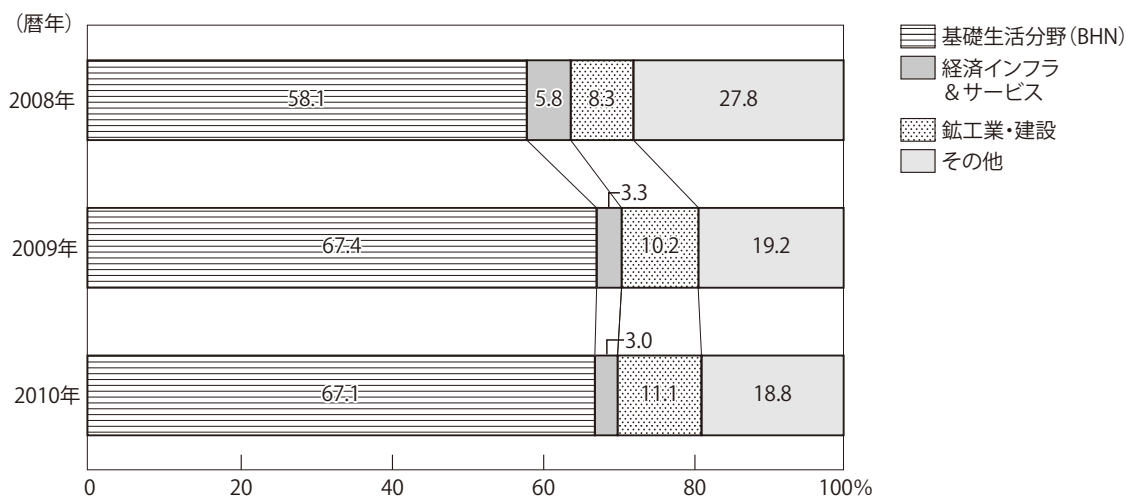
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

8 ノルウェー

援助政策等

ノルウェーは開発援助を重要外交政策の一つと位置付け、貧困撲滅および開発促進のためには、資金援助に加え、平和、生命および財産の安全が保障されることが必要不可欠との認識の下で政策を実施している。援助資金はすべてアンタイド、かつそのほとんどが無償である。

2002年以降、政府はミレニアム開発目標 (MDGs) 達成のため政府開発援助 (ODA) 額の対GNI比率1%達成を目標にODA予算を増額し、2010年には実績値で1.1%を達成した。なお、2012年のODA予算額は同年のGNI見込額の1.03%に相当する278億ノルウェー・クローネ (NOK)。

援助の内訳 (2011年) については、二国間直接援助は総額の47%、国際機関への拠出は48%であった。国連諸機関を通じた援助を重視しており、赤十字やノルウェー国内NGOとも緊密に連携している。

援助額 (2011年) は、地域別ではアフリカ (二国間援助総額の62.1%) およびアジア (21.9%) となっており、国別ではブラジル、アフガニスタン、タンザニア、パレスチナ地域およびモザンビークが上位。また、2012年の重点国として、アフリカ12か国 (ブルンジ、エチオピア、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モザンビーク、スーダン、南スーダン、タンザニア、ウガンダおよびジンバブエ)、アジア5か国 (アフガニスタン、ネパール、パキスタン、スリランカおよび東ティモール) およびパレスチナ地域が挙げられている。

優先分野は①環境および持続可能な開発、②平和構築、人権および人道支援、③石油開発関連およびクリーン・エネルギー、④女性および男女共同参画、⑤グッド・ガバナンスおよび腐敗対策、⑥保健関連ミレニアム開発目標である。

特に気候変動を含む環境問題ならびにMDGs4および5 (幼児死亡率削減および妊産婦の健康の改善) については、首相のイニシアティブにより各種国際的取組に積極的に参画している。また、石油生産国としての自国の経験を踏まえ、独自の援助方針として「開発のための石油 (Oil for Development) イニシアティブ」を策定し、天然資源を産出する開発途上国が、天然資源からの収入が国民に裨益するよう (自国の貧困対策資金への充当等)、資源収

入の適切な管理・運用システム構築のための支援を実施。この中で採取産業透明性イニシアティブ (EITI) にも注力し、支援国であると同時に先進国唯一の実施国として積極的に活動している。

実施体制

ODAを所掌する外務省と、同省が所管するノルウェー開発協力庁 (NORAD) が援助を実施する。また、関連機関としてノルウェー開発途上国投資基金 (NorFund) がある。

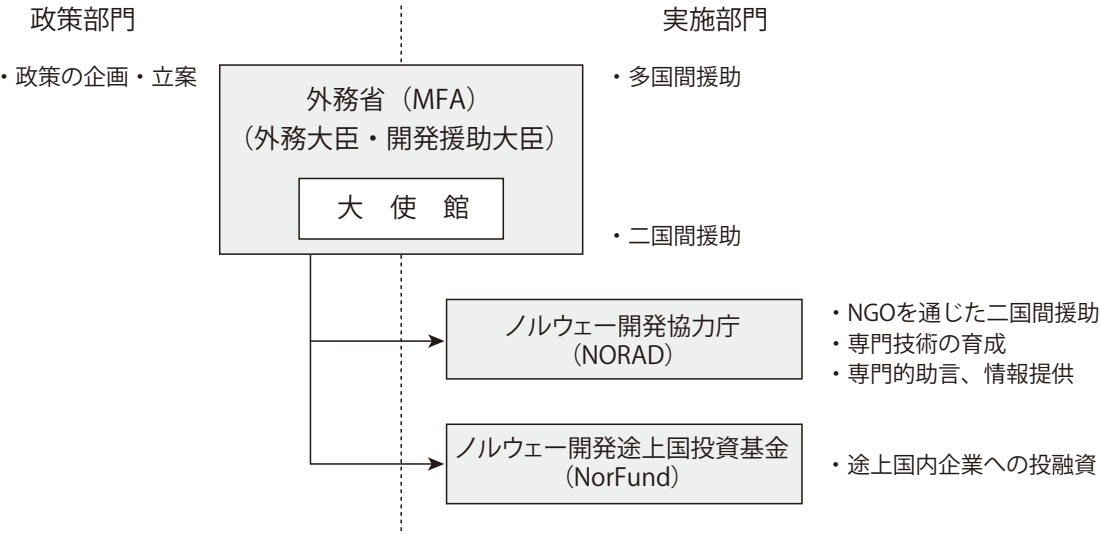
国際機関を通じた援助および二国間援助は原則外務省 (主に在外公館) で実施される。外務省における援助関係者は在外公館における援助関係要員も含め約560名。外務省には外務大臣および開発援助大臣の2大臣が存在し、両大臣の協議を経て、外務省が援助政策の立案、国別援助戦略の策定、援助の実施を担当する。対外援助は重要外交政策であることから、国会が政策・予算の策定に大きく関与している。主要援助受取国の選定を含む援助政策は上記2大臣と国会の協議を経て決定されるほか、対外援助予算も国別、地域別割当を国会が決議し、内容の変更には国会の承認が必要である。

NORAD (職員数約230名) は、援助政策の重要なパートナーであるNGOを通じた資金支援という形で二国間援助の一部を実施するほか、援助に関する専門技術の育成につぎ中心的役割を担うとともに、援助の効率的実施に向けた専門的助言および情報提供を実施している。またNorFundは、途上国の経済成長と貧困削減を目的として、途上国における高収益かつ持続性のある事業に投融資および融資保証を実施している。2011年末現在、NorFundの投融資件数は99件、金額は約76億NOKである。

● ホームページ

- ・ノルウェー外務省 (開発援助関連ページ)
http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/selected-topics/development_cooperation.html?id=1159
- ・NORAD <http://www.norad.no/>
- ・NorFund <http://www.norfund.no/>

援助実施体制図



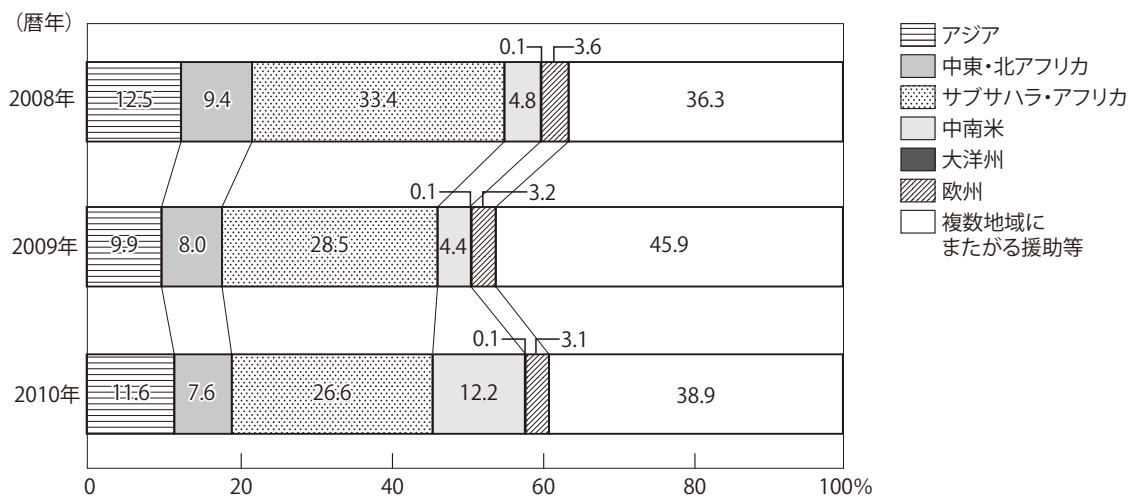
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比
1	アフガニスタン	129.05	4.2	1	タンザニア	116.42	3.7	1	ブラジル	245.43	6.9
2	タンザニア	127.65	4.1	2	アフガニスタン	115.93	3.7	2	タンザニア	123.95	3.5
3	スーダン	119.84	3.9	3	[パレスチナ自治区]	100.14	3.2	3	アフガニスタン	120.18	3.4
4	[パレスチナ自治区]	115.78	3.8	4	スーダン	92.09	2.9	4	スーダン	116.70	3.3
5	モザンビーク	96.67	3.1	5	モザンビーク	80.41	2.5	5	[パレスチナ自治区]	109.51	3.1
6	ウガンダ	74.98	2.4	6	ウガンダ	67.32	2.1	6	パキスタン	83.12	2.3
7	ザンビア	73.27	2.4	7	マラウイ	63.63	2.0	7	モザンビーク	73.69	2.1
8	マラウイ	64.45	2.1	8	ザンビア	62.69	2.0	8	ウガンダ	71.45	2.0
9	セルビア	46.54	1.5	9	パキスタン	46.57	1.5	9	ハイチ	66.78	1.9
10	ソマリア	44.18	1.4	10	ネパール	45.31	1.4	10	マラウイ	64.71	1.8
10位の合計		892.41	29.0	10位の合計		790.51	25.0	10位の合計		1,075.52	30.2
二国間ODA合計		3,078.07	100.0	二国間ODA合計		3,163.65	100.0	二国間ODA合計		3,560.94	100.0

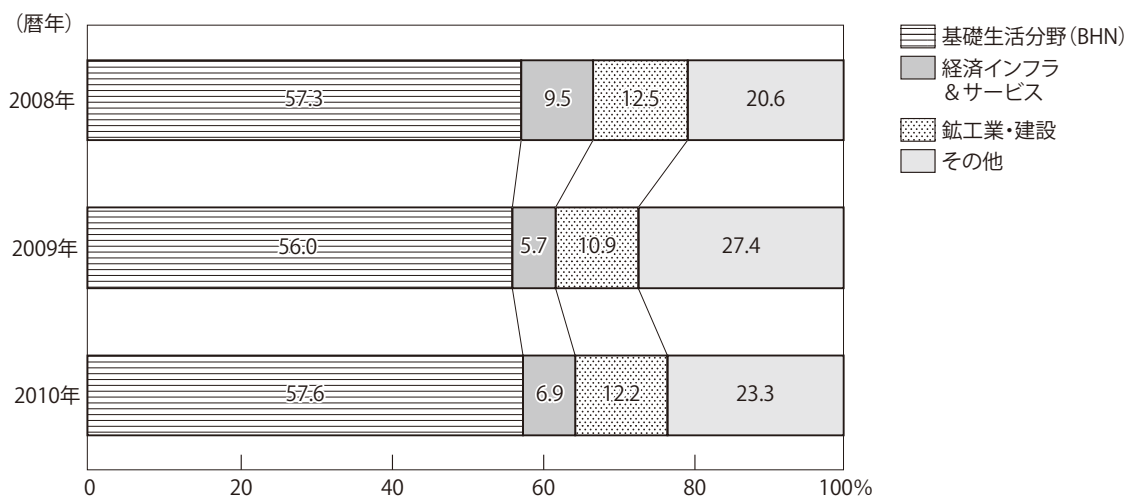
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

9 スウェーデン

援助政策等

1. 基本政策

スウェーデンの開発政策は、公正で持続可能な地球的規模の開発に貢献するとの一貫した政策の下に進められており、開発援助については、貧困者の生活の質を向上させる努力を支援することに主眼が置かれている。

また、設定された目的に応じた結果を明らかにするため、開発援助のガバナンスを強化しており、これまで広範にわたっていた二国間援助の対象国を33か国とし、各国で関与するセクターも数セクターに限定して援助を実施している。

さらに、質の高い効果的援助を実現するためには、開発援助の透明性と説明責任が重要であるとして、2010年6月には被援助国にとって効果的なドナーとなるための戦略策定・実施のガイドラインを採択し、2011年4月には、援助に関するデータをすべてインターネット上で利用することを可能としたウェブサイト「openaid.se」の運用を開始した。

2. 援助規模

政府は対GNI比1%を開発協力を割り当ててことを目標としており、2011年度予算では352億スウェーデンクローネ（SEK）を計上し、対GNI比1%の水準が維持されている。

なお、2011年の政府開発援助実績（DAC統計ベース：暫定値）は、56億0,624万ドル（対GNI比1.02%）、対前年比23.7%増であった。

(1) 主要分野

開発援助は次の3分野を優先分野としている。

① 民主主義と人権

—自由と民主主義を求めて活動する個人や団体を対象に民主化と表現の自由を実現するための支援など

② 男女平等と開発における女性の役割

—ミレニアム開発目標の達成に向けた努力を通じて男女平等の実現に寄与、女性の性や生殖に関する健康および権利を実現するための一環としての妊産婦の支援など

③ 環境と気候

—気候変動への適応、水環境および衛生分野での

水準向上など

(2) 地域別・分野別

スウェーデンは、国連のミレニアム開発目標（目標4：乳幼児死亡率の削減、目標5：妊産婦の健康改善、目標7：環境の持続可能性確保）の達成を促進するため、アフリカへの援助を重視している。このためスウェーデン国際開発協力庁（Sida^注）の2011年予算の43%がサハラ砂漠以南のアフリカ諸国に向けられており、タンザニア、モザンビーク、スーダンなどが主要な援助受取国となっている。

これに次ぐ重点地域はアジア・中東・北アフリカであり（Sida予算の21%）、主要な援助受取国または地域は、アフガニスタン、パレスチナ西岸・ガザ地区、イラクなどとなっている。

Sidaの援助形態は、プログラム支援が59%を占めており、そのうち72%は援助関係組織の支援やそのような組織を通じてのプログラム支援である。プロジェクト支援は37%、専門家支援・養成が4%である。主要な援助分野は、民主的統治・人権（28%）、人道的援助（19%）、保健（7%）、持続可能な社会の構築（8%）などとなっている。

NGOの活用については、2011年、Sidaの予算の11.0%に当たる19億スウェーデン・クローナがNGOに対し拠出されている。

なお、中小の開発援助関係のNGOからの補助金、プロジェクト資金等の申請は、「フレームワーク組織」と称される15の大規模NGOを通じて、Sidaに対して提出することとされている。

実施体制

援助の担当大臣は、外務省内に置かれている国際開発協力担当大臣であり、これを外務副大臣（国際開発協力担当）、外務省開発政策局、開発協力運営・方策局、多国籍開発協力局および安全保障政策局（人道支援等）が補佐している。開発協力を含む各国ごとの外交政策は地域担当部局が調整し、開発協力政策の企画・立案および予算計上は開発政策局等が行う。

援助の実施は、多国籍開発援助については、外務省多国籍開発協力局（国際機関を担当、職員数約30人）等が担当し、

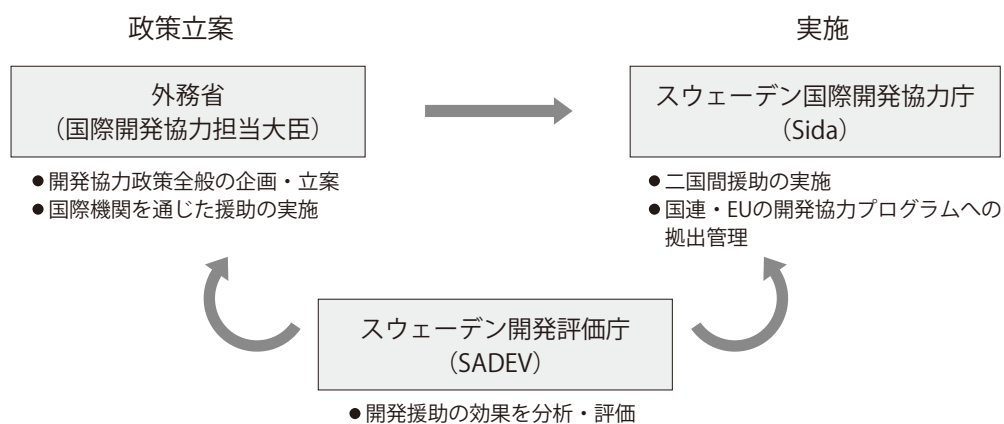
注：HP：www.sida.se 年次報告有り（2008年以降は英語版なし）

二国間援助については、外務省所管の独立行政庁であるスウェーデン国際開発協力庁 (Sida) が担当する。国別援助戦略は、Sidaが被援助国との広範な協議に基づいて作成・提案し、外務省との協議を経て政府が承認している。

なお、Sidaの職員数は725人で、このうち140人が被援助国等海外で勤務している (2012年4月現在)。

2006年にスウェーデン開発評価庁 (SADEV) が新たに設立され、Sidaが実施するものを含むすべての開発援助の効果を分析・評価することとなったほか、Sida自体も成果重視の運営を行うためのデータ・バンクシステムを構築し、2010年から運用を開始している。

援助実施体制図



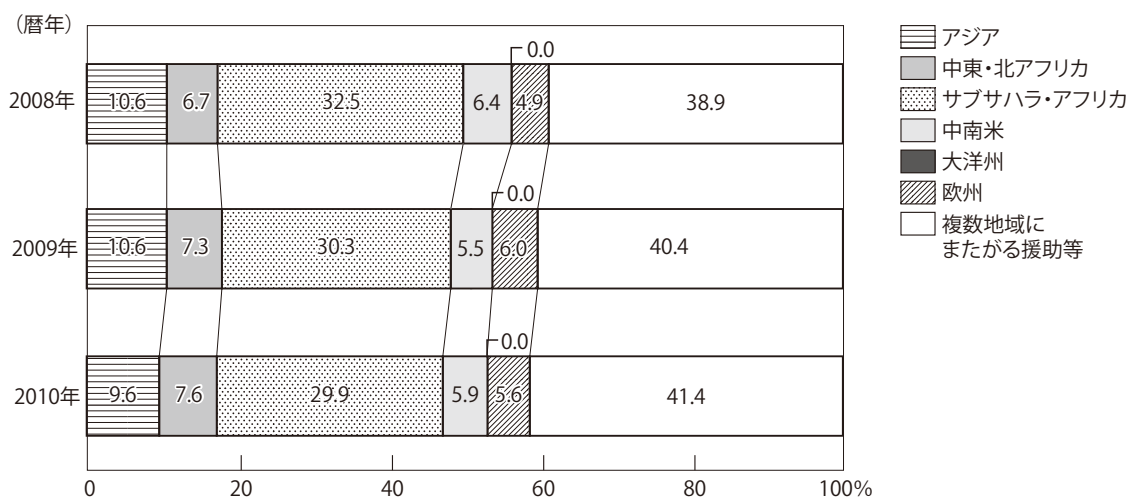
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	タンザニア	125.53	4.0	1	モザンビーク	98.86	3.3	1	タンザニア	95.80	3.3
2	モザンビーク	119.60	3.8	2	タンザニア	97.05	3.2	2	アフガニスタン	91.72	3.1
3	アフガニスタン	73.89	2.4	3	アフガニスタン	80.07	2.7	3	モザンビーク	84.54	2.9
4	[パレスチナ自治区]	71.81	2.3	4	[パレスチナ自治区]	66.88	2.2	4	コンゴ民主共和国	71.48	2.5
5	コンゴ民主共和国	67.96	2.2	5	ケニア	66.82	2.2	5	スーダン	59.12	2.0
6	ケニア	65.85	2.1	6	コンゴ民主共和国	61.65	2.0	6	[パレスチナ自治区]	58.51	2.0
7	スーダン	64.98	2.1	7	スーダン	54.65	1.8	7	ケニア	47.69	1.6
8	ウガンダ	64.07	2.0	8	ウガンダ	52.65	1.7	8	ウガンダ	43.29	1.5
9	ザンビア	51.54	1.6	9	バングラデシュ	46.43	1.5	9	パキスタン	42.51	1.5
10	エチオピア	46.94	1.5	10	エチオピア	44.60	1.5	10	ハイチ	40.31	1.4
10位の合計		752.17	23.9	10位の合計		669.66	22.3	10位の合計		634.97	21.8
二国間ODA合計		3,142.32	100.0	二国間ODA合計		3,009.02	100.0	二国間ODA合計		2,915.25	100.0

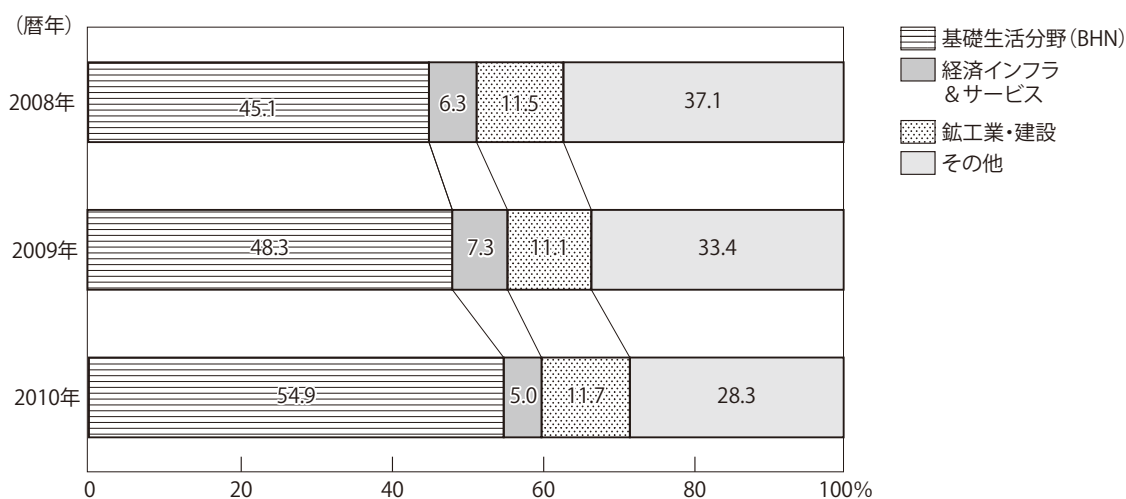
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

10 オーストラリア

援助政策等

現労働党政権は、2007年11月の政権発足当初から、オーストラリアの政府開発援助を2015～2016年度までに国民総所得（GNI）比0.5%に増額するとの公約を掲げてきており、2012年5月に発表された2012～2013年度^{（注）}の予算においても、政府開発援助額は前年度予算の48億6,410万豪ドルから51億5,300万豪ドルへと4.0%増額した。しかし、世界的に経済が減速し政府の歳入が減少する中、現政権は、政府予算の財政黒字を維持するとの公約を守るため、政府関係機関の予算を軒並み削減しており、その増額幅は前年度の9.8%に比べて圧縮されている。その結果として、政府開発援助比のGNI比0.5%を達成する期限については2016～2017年度に後倒しされることになり、当初の達成期限であった2015～2016年度には同比0.45%が目指されることになっている。

2011年7月、オーストラリア政府は、新たな援助政策“オーストラリアにとっての効率的な援助プログラム：真の成果の達成に向けた変革の実現”とともに、この政策を実現するための4年にわたる予算戦略を含む“包括的な援助政策枠組み”を発表し、効率的・効果的な援助の実施を目指している。

この新たな援助政策に基づき、オーストラリアは、①命の救済、②あらゆる人のための機会の促進、③持続可能な経済開発、④効果的なガバナンス、⑤人道支援・災害対応、の5つを戦略的目標として掲げている。地域別に見ると、アジア大洋州地域を重視しており、特にインドネシア、パプアニューギニア、アフガニスタンおよびソロモンへ重点的に支援を行っている。

また、国際組織を通じた援助にも重点を置いており、予算の30%以上が国際機関を通じた援助に割り当てられている。世界銀行グループ、アジア開発銀行（ADB）、国連世界食料計画（WFP）、および、国連児童基金（ユニセフ）が主なパートナーとなっている。

さらに、ボランティア派遣や、豪州のNGOとの協力プログラムの実施も重視されており、特にNGOとの協力に

ついては、1億1千万ドルの予算が計上された。

実施体制

オーストラリア国際開発庁（AusAID：Australian Agency for International Development）は、開発援助政策の企画・立案、実施を行うことを目的として1995年3月に設置された。行政機構上、AusAIDは外務貿易省から独立した機関となっているが、外務・貿易政策の一環として実施される開発援助政策の実施機関であり、責任大臣である外務大臣への報告義務を有していることから、外交政策と政府開発援助政策の一貫性が確保されている。援助政策の策定・実施に当たっては外務貿易省と緊密に報告・相談をしているほか、開発援助にかかわる主要省庁（農業・漁業・林業省、財務省、連邦警察、司法省、予算・行政省、公共サービス省、保健・高齢化省）との間では戦略的パートナーシップ協定（Strategic Partnerships Agreements）を締結し、必要に応じて省庁間会議（Inter Departmental Committee）を開催することで連携を保っている。また、一定の要件を満たしたNGOに対し資金援助を行うことにより、援助活動のパートナーとしてNGOを取り込み、援助実施の円滑化を図っている。

AusAIDの本部は首都キャンベラに所在し、40の海外拠点に駐在員を派遣している。実員はオーストラリア国内1,301名、在外823名（うち豪州政府職員227名、ローカル・スタッフ596名）の合計2,124名（2012年6月現在。2011～12年年次報告）である。

● 書籍等

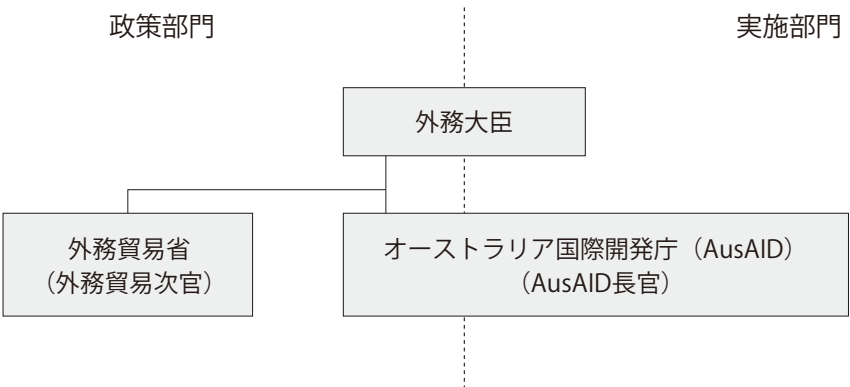
「Australian Agency for International Development Annual Report」（年次報告書）および「BUDGET Australia's International Development Assistance Program」（予算書）を毎年発行。

● ホームページアドレス

・ AusAID： <http://www.ausaid.gov.au/>

注：豪州の予算年度は、各暦年の7月から翌年6月までとなっている。

援助実施体制図



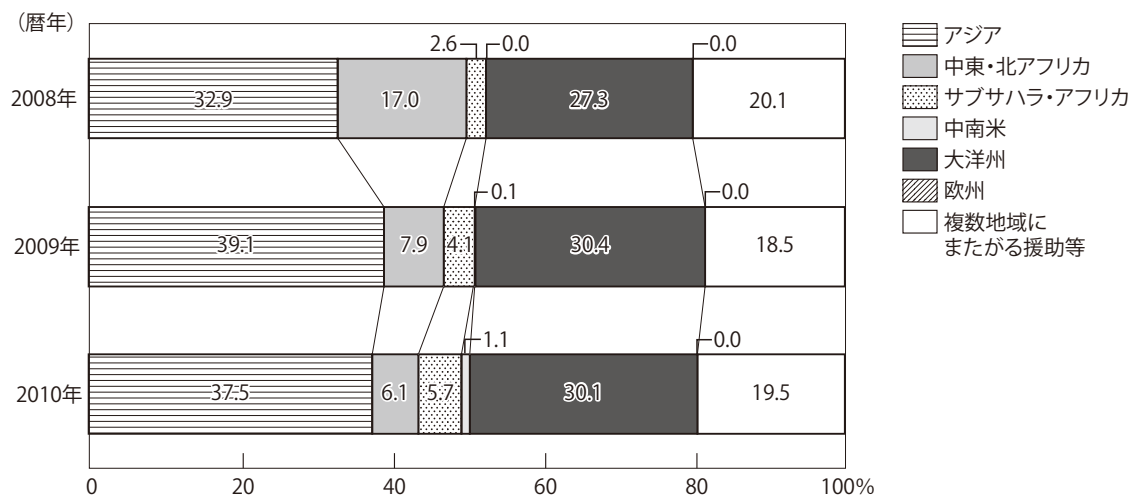
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	インドネシア	325.23	12.3	1	インドネシア	342.14	14.8	1	パプアニューギニア	386.94	11.9
2	パプアニューギニア	321.30	12.1	2	パプアニューギニア	301.85	13.1	2	インドネシア	356.20	11.0
3	イラク	269.93	10.2	3	ソロモン	168.78	7.3	3	ソロモン	254.00	7.8
4	ソロモン	185.84	7.0	4	アフガニスタン	96.74	4.2	4	東ティモール	124.01	3.8
5	アフガニスタン	138.44	5.2	5	フィリピン	94.77	4.1	5	ベトナム	119.83	3.7
6	ベトナム	78.37	3.0	6	ベトナム	64.12	2.8	6	パキスタン	113.49	3.5
7	東ティモール	74.48	2.8	7	東ティモール	60.71	2.6	7	フィリピン	106.17	3.3
8	フィリピン	74.28	2.8	8	イラク	52.18	2.3	8	アフガニスタン	99.18	3.1
9	ミャンマー	47.14	1.8	9	カンボジア	48.50	2.1	9	スリランカ	61.22	1.9
10	バングラデシュ	45.14	1.7	10	スリランカ	43.58	1.9	10	バヌアツ	55.96	1.7
10位の合計		1,560.15	58.8	10位の合計		1,273.37	55.1	10位の合計		1,677.00	51.7
二国間ODA合計		2,653.02	100.0	二国間ODA合計		2,311.80	100.0	二国間ODA合計		3,241.22	100.0

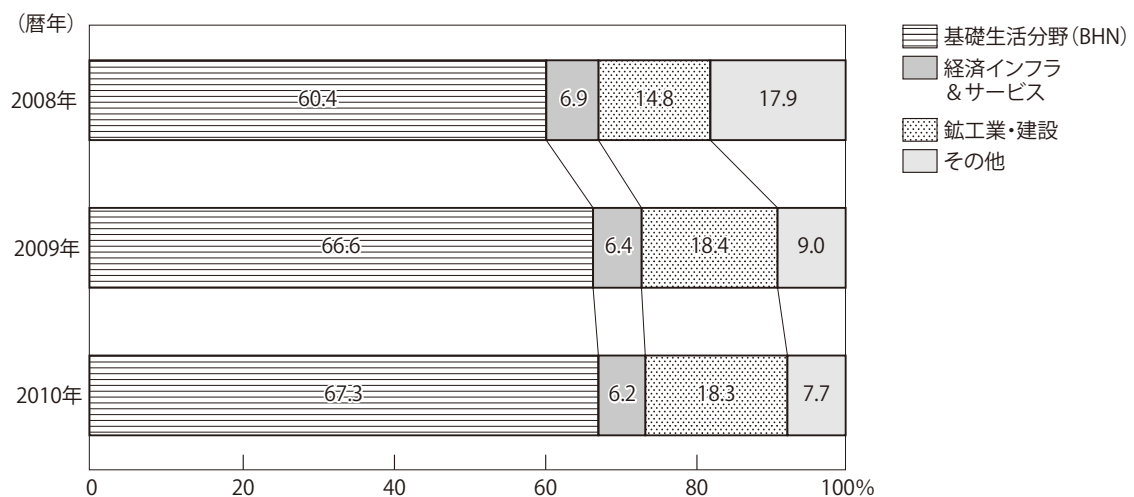
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

11 イタリア

援助政策等

1. 基本政策

政府開発援助基本法（1987年）は、開発援助を「イタリアの外交政策の一部であり、国連、および欧州経済共同体・ACP（アフリカ・カリブ・太平洋）間の諸協定の原則に従って民族間の団結、基本的人権の完全な尊重という目的を追求する（第1条）」ものと規定し、また、「基礎的ニーズの充足、人命の保護、環境保全、内発的发展プロセスの実現と強化、途上国の経済的、社会的、文化的発展を目指す（第2条）」としている。

2. 援助規模

2011年の政府開発援助実績は42億4000万米ドルで、対前年比で約37%増。また、政府開発援助の対GNI比は前年から0.04%増加し0.19%。

3. 対象分野・実施方針

開発援助政策の方針は、外務大臣が主催する開発協力運営委員会において決定される。同委員会には、外務省を主とする関係省庁の開発援助全般を指導・調整するために2011年11月に新設された国際協力担当大臣のほか、経済・財政省、経済振興省関係者等が参加する。「開発援助ガイドライン2012年～2014年」は、援助政策は、責任の共有および全援助関係者間の透明性の高い協調という価値に基づき、案件の費用対効果を重視しつつ策定されるところとしている。また、100万ユーロ以上の援助案件は、開発協力運営委員会が審査し実施の可否を決定する。

最優先支援地域はサブサハラ・アフリカで、次がバルカン・地中海・中東地域。優先分野は（a）農業、食料安全保障、（b）人間開発（保健、教育、訓練）、（c）ガバナ

ンスおよび市民社会、（d）民間セクターの内発的、包括的、持続可能な発展、（e）分野横断的な問題（女性のエンパワメント、社会的弱者保護、環境問題、文化財の保護等）。

NGOを通じた開発協力は1960年代から積極的に行っているが、イタリアNGOのみが対象でローカルNGOへの直接支援は実施していない。

実施体制

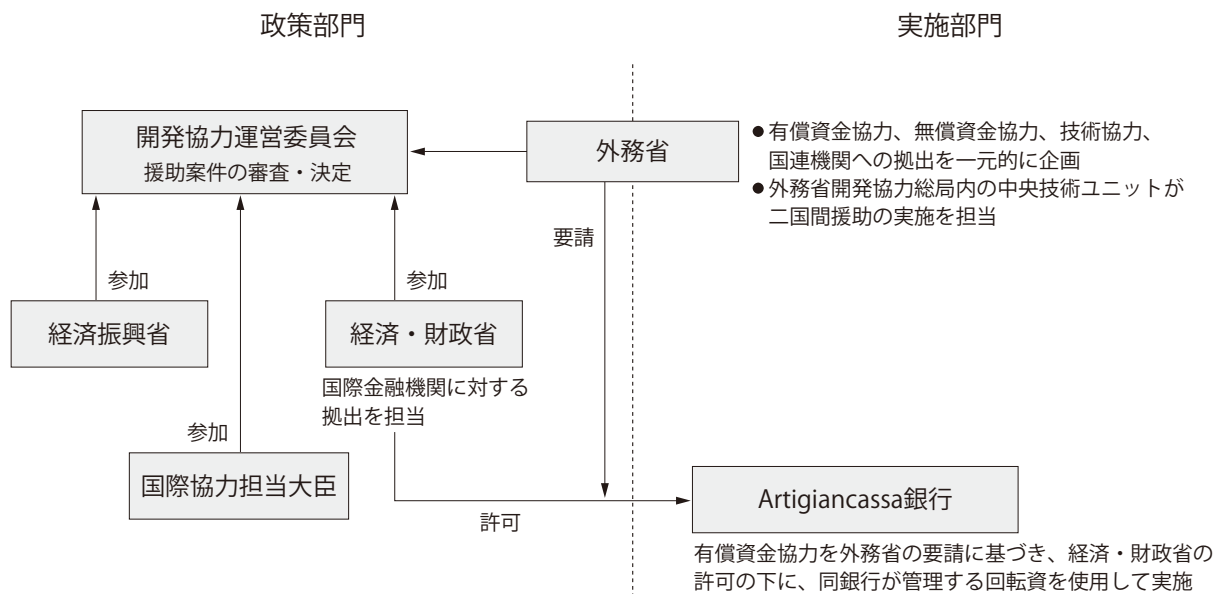
1987年の政府開発援助基本法により規定されており、二国間援助（有償、無償・技術協力、食糧援助、文化・教育関係）および国連関係機関に対する拠出は、外務省開発協力総局が一元的に管理・実施し、世界銀行等国际金融機関に対する拠出については、経済・財政省が管轄している。両省で政府開発援助予算の9割を管轄しており、残りはNGO、地方自治体、他省庁等に配分される。関係政府機関の調整は、開発協力運営委員会で行われる。

外務省開発協力総局は12課および中央技術ユニットから構成され、職員数は427名（2012年6月）である。案件実施のための独立した政府機関は存在せず、外務省開発協力総局内の中央技術ユニットに41名の専門家が配置されており、同ユニットが実施を担当する。現地での案件実施のために在外公館に32名の専門家が配置されている。専門家が設置されていない国では、現地大使館員が本国外務省内の専門家の支援を受けつつ、実施を担当する。

有償資金協力に関する借款契約締結、貸付実行、回収業務は、民間銀行（Artigiancassa銀行）が、外務省の要請に基づき、経済・財政省の許可の下にこれらの業務を行っている。

実施機関である外務省開発協力総局のホームページは www.cooperazioneallosviluppo.esteri.it/pdgcs/

援助実施体制図



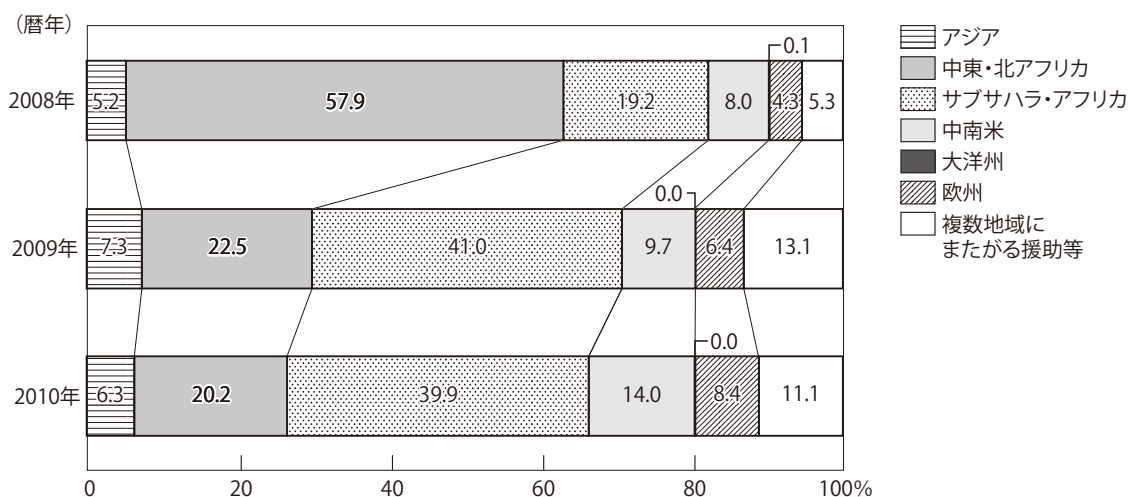
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	イラク	845.05	46.0	1	リベリア	75.41	8.6	1	コンゴ共和国	97.46	12.8
2	アフガニスタン	116.71	6.3	2	アフガニスタン	67.41	7.7	2	ハイチ	63.07	8.3
3	[パレスチナ自治区]	70.30	3.8	3	コートジボワール	65.97	7.5	3	アルバニア	54.80	7.2
4	エチオピア	65.86	3.6	4	エチオピア	53.97	6.2	4	赤道ギニア	54.65	7.2
5	レバノン	63.63	3.5	5	[パレスチナ自治区]	39.51	4.5	5	アフガニスタン	54.34	7.2
6	スーダン	35.10	1.9	6	アルバニア	37.40	4.3	6	モザンビーク	35.32	4.7
7	モザンビーク	34.55	1.9	7	コンゴ共和国	28.96	3.3	7	[パレスチナ自治区]	35.04	4.6
8	アルバニア	33.58	1.8	8	レバノン	28.26	3.2	8	レバノン	23.87	3.1
9	セントクリスファー・ネイビス	33.53	1.8	9	モザンビーク	24.81	2.8	9	エチオピア	18.31	2.4
10	アンゴラ	32.01	1.7	10	スーダン	19.79	2.3	10	スーダン	12.77	1.7
10位の合計		1,330.32	72.4	10位の合計		441.49	50.5	10位の合計		449.63	59.2
二国間ODA合計		1,838.26	100.0	二国間ODA合計		874.73	100.0	二国間ODA合計		759.15	100.0

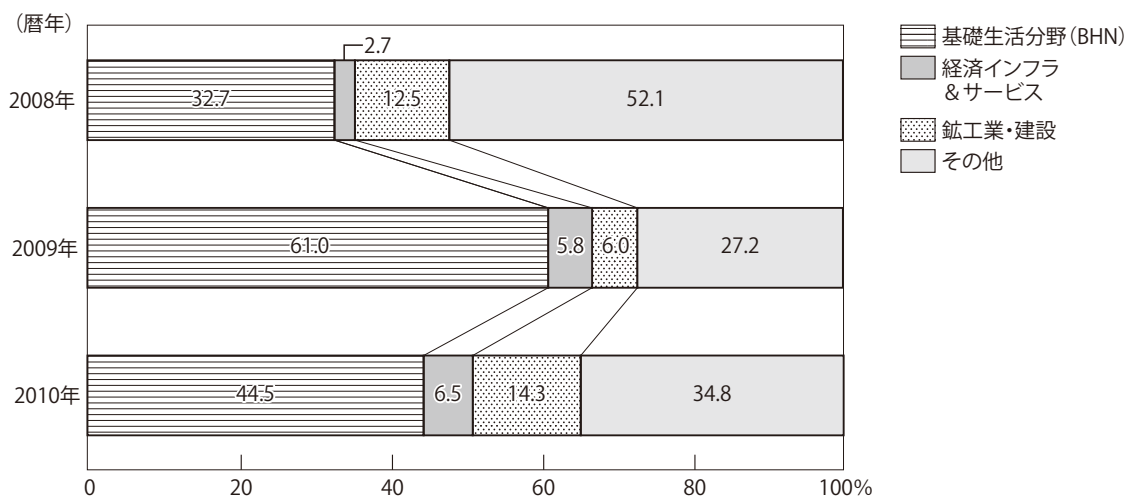
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

12 ベルギー

援助政策等

1. 総論

- (1) 連邦制を採っているベルギーでは、外務省等連邦政府機関のほか、フランドル政府（フランドル対外庁）、ワロン地域政府・仏語共同体政府（ワロン・ブリュッセル・インターナショナル）も各々の政策に基づき政府開発援助を実施している。

ただし、約20億1,450万ユーロ（2011年度暫定値）におよぶベルギーの政府開発援助総額のうち、96%以上を連邦政府が占めていることから、以下ではベルギーにおける援助政策の中心を担う連邦政府について述べる。

なお、ベルギーは、2002年の法律で、2010年までに開発援助総額の対GNI比0.7%を達成することを目標と定めていたが、2011年度で対GNI比0.53%であり、目標を達成することはできていない。

- (2) ベルギー外務省は、外交政策目標として、①平和と安全保障、②人権、および③世界規模の連帯の実現のための国際社会における積極的な貢献を掲げており、政府開発援助については、これら目標達成のための非常に重要なツールとして位置付けている。

ベルギー連邦政府は、1999年に、連邦政府の援助政策の基本法となるベルギー国際協力に関する法律（Law on Belgian International Cooperation）を制定した。同法では、援助の目的、戦略、対象地域および分野等に関する基本的方針が定められている^(注)。また、ベルギーは、ミレニアム開発目標（MDGs）を援助政策の中心的な規範として重要視しているほか、援助効果向上に関するパリ宣言（2005年）やEUが発出した“The European Consensus on Development”（2007年）のような国際的イニシアティブを考慮しつつ援助政策を策定している。

2. 重点施策

ベルギー連邦政府は、1999年ベルギー国際協力に関する法律、および2003年閣議決定により、援助対象国を、世界の最貧国、または歴史的に関係の深いパートナー国に絞り、18か国・地域（うち13か国がアフリカ）を対象とし、戦略的に援助活動を実施している。ベルギー外務省開発

総局（DGD）が持つ援助予算全体の約36%がアフリカ地域に向けられており、中でも、特に関係の深い大湖地域（コンゴ（民）、ルワンダ、ブルンジ）に対する援助の占める割合が高い。コンゴ（民）に対する援助が最大であり、援助予算全体の約17.9%を占めている（2010年）。

また、分野面については、上記法律により、①基本的医療、②教育と訓練、③農業と食の安全、④基本的インフラの整備、⑤紛争予防と社会統合の5分野に絞られている。さらに、これら5分野を横断するものとして、①ジェンダー、②環境、および③社会経済に係る視点を重要視している。

実施体制

1. 総論

ベルギー外務省開発総局（DGD）が援助政策の企画立案、評価等を実施しており、外務大臣と同格の開発協力大臣が、DGDの補佐の下、援助政策の基本的枠組を決定している。また、ベルギー技術協力公社（BTC）が実施機関としてその役割を担っている。

政府開発援助を担当しているDGDスタッフは、在外公館勤務職員を含め約160名（2012年6月現在）。実施機関であるベルギー技術協力公社（BTC）は、海外勤務者を含め1,421名（2012年6月現在）。

援助対象国の在外公館に配置されている国際協力アタッシュは、政府間援助プロジェクト、多国間協力プロジェクト等の責任者として、関係者間のコーディネート等の業務を行っている。

2. 実施機関

援助の実施は、1998年の法律により設立されたベルギー技術協力公社（BTC）に委ねられており、ベルギー連邦政府は、同公社の運営を管理する立場にある。ベルギー連邦政府による政府間援助プロジェクトは、同公社が実施する全プロジェクトの87%を占めている。また、同公社は、ベルギー連邦政府のみならず、欧州委員会、世界銀行等とも共同で経済協力プロジェクトを実施している。なお、同公社は、20か国で200以上のプロジェクトを実施しており、主な援助スキームは、プログラム支援、援助対象国政府に対する資金協力等である。

注：同法では、ベルギーの政府開発援助の目的を、貧困の削減による持続可能な人間開発、民主主義および法の支配の発展および確立、人間の尊厳、人権および基本的自由の尊重に向けた貢献である旨定めている。

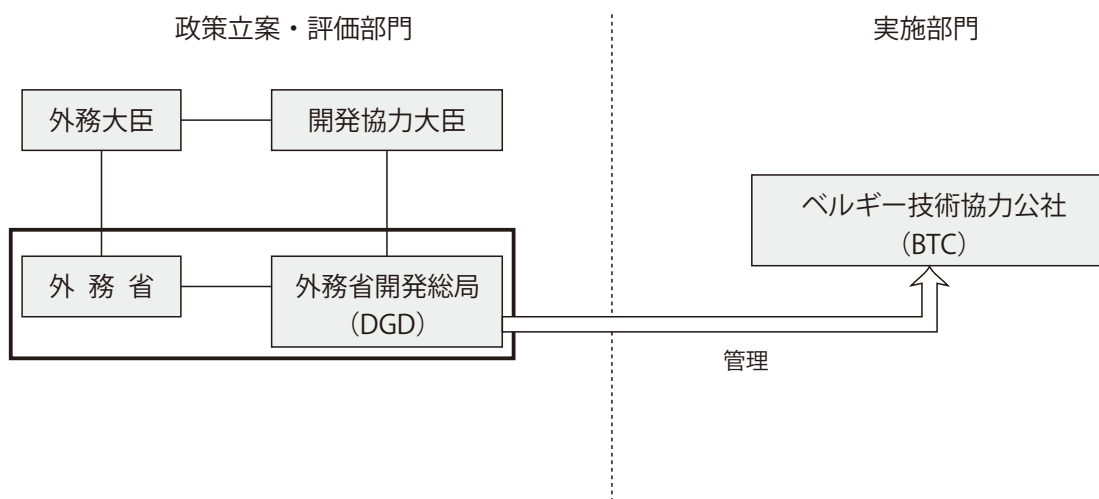
3. NGOとの関係

2009年、ベルギー連邦政府とNGOの間で、連邦政府およびNGOが実施する援助活動をより効果的に実施するための合意が結ばれた。合意の内容は、外務省開発総局は、NGO関連の支出（プロジェクトを通じた支出、補助金等）を、2011年から毎年3%ずつ増加すること、少なくとも年2回はNGOとの間で政策について議論する場を設けること等となっている。また、NGOの質と専門性を高めること等を目的に、NGOの援助活動を評価するための指針も定められている。

● ホームページ

- ・ベルギー外務省開発総局：
http://diplomatie.belgium.be/en/policy/development_cooperation
＊白書・年次報告書は上記アドレスの "publications and documentation" の項目から閲覧可能。
- ・ベルギー技術協力公社：
<http://www.btcctb.org/en/home>
- ・フランドル対外庁：
<http://iv.vlaanderen.be/nlapps/default.asp>
＊白書・年次報告書は上記アドレスの "Publications" の項目から閲覧可能。
- ・ワロン・ブリュッセル・インターナショナル：
<http://www.wbi.be>

援助実施体制図



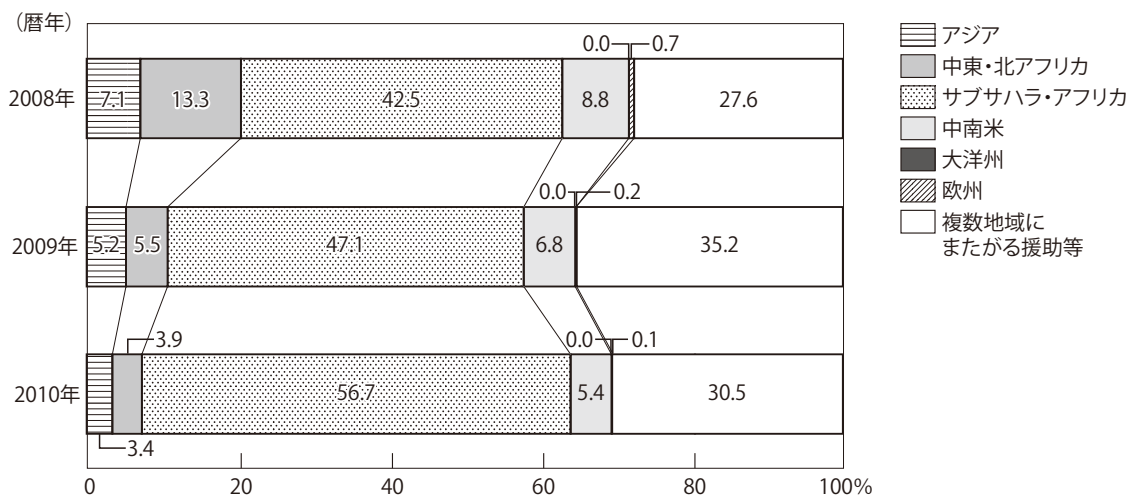
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	コンゴ民主共和国	174.38	12.7	1	コンゴ民主共和国	177.02	11.2	1	コンゴ民主共和国	648.80	31.6
2	イラク	103.76	7.5	2	ルワンダ	82.19	5.2	2	ルワンダ	70.32	3.4
3	ルワンダ	65.24	4.7	3	トーゴ	62.40	3.9	3	ブルンジ	56.88	2.8
4	ブルンジ	58.16	4.2	4	ブルンジ	52.19	3.3	4	コンゴ共和国	56.76	2.8
5	[パレスチナ自治区]	30.33	2.2	5	コートジボワール	37.68	2.4	5	ニジェール	34.81	1.7
6	ペルー	29.81	2.2	6	ケニア	28.38	1.8	6	モザンビーク	33.97	1.7
7	ベトナム	27.77	2.0	7	ニジェール	26.32	1.7	7	ガーナ	30.07	1.5
8	モザンビーク	25.87	1.9	8	ベナン	25.58	1.6	8	ベナン	28.97	1.4
9	マリ	23.40	1.7	9	ボリビア	24.80	1.6	9	ウガンダ	28.30	1.4
10	ベナン	21.92	1.6	10	ベトナム	24.22	1.5	10	ハイチ	25.18	1.2
10位の合計		560.64	40.7	10位の合計		540.78	34.1	10位の合計		1,014.06	49.4
二国間ODA合計		1,376.05	100.0	二国間ODA合計		1,585.06	100.0	二国間ODA合計		2,051.41	100.0

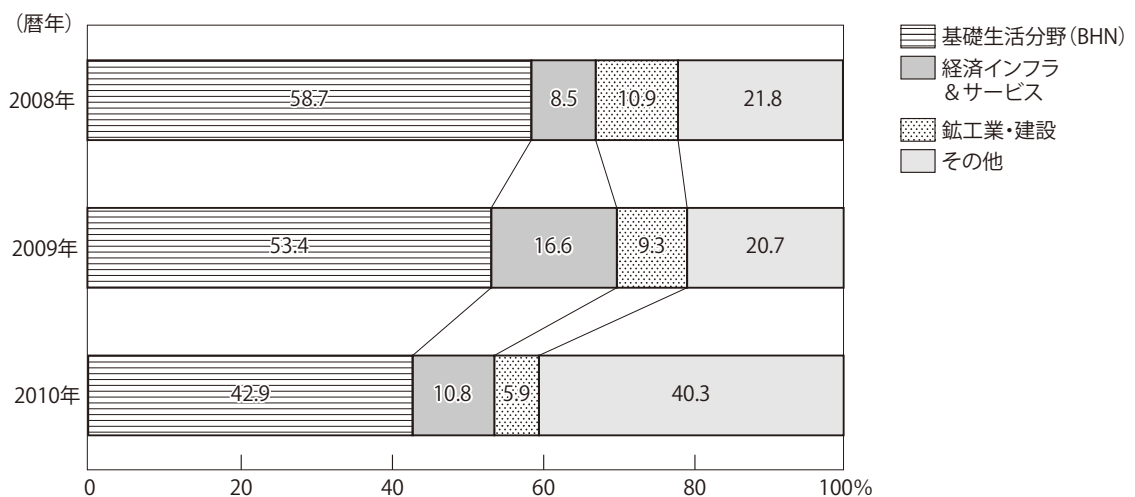
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

13 デンマーク

援助政策等

1. 基本政策

デンマークは、国連ミレニアム開発目標（MDGs）で掲げられた「政府開発援助の対GNI比0.7%」を達成している数少ない国の一つである。前政権以来の「政府開発援助予算が対GNI比0.8%を下回らないことを保証する」との方針が踏襲されており、2011年度はGNI比0.85%である。

2000年に作成され、実施されてきた長期的なデンマーク開発協力戦略「パートナーシップ2000」の後継として、2010年6月、デンマーク政府は新開発協力戦略「貧困からの解放－変革のための自由（Freedom from Poverty – Freedom to Change）」を打ち出した。同新戦略では、引き続き貧困削減をその中核としつつ、以下5分野を優先的政策対象として明記している。政府は、これら優先的5分野への開発協力につき今後具体的実施計画作成や予算配分を行うとしている。

- ① 自由、民主主義、人権
- ② 成長と雇用
- ③ ジェンダーの平等、女性の権利
- ④ 脆弱^{ぜいじゃく}国家、紛争被害国家
- ⑤ 持続可能な開発（環境と気候変動）

2011年10月、デンマークでは社会民主党を中心とした新たな政権が発足し、今後2012年以降に向けた新たな開発協力戦略を打ち出す予定である。同新戦略では引き続き貧困削減がその中核とされる見通しで、2011年12月には優先的政策対象として以下4分野を発表した。

- ① 食品安全、農業発展および人々の将来的な危機対応能力の基礎的強化
- ② 自然エネルギーへのアクセスを含むグリーン成長および持続可能性
- ③ 人権、民主主義および特に女性の人権へ焦点を当てたガバナンスの強化の推進
- ④ 紛争地域における人々の保護と安定化のための取組の集中化

2. 援助対象地域

2011年度政府開発援助実績における二国間援助の比率は約74%である。2011年実績の地域向け援助の約64%が対アフリカ援助である。政府は2009年5月に発表された政

府主導の「アフリカ委員会」報告書（民間セクター促進による成長と雇用促進によってアフリカの貧困を削減すべきとの勧告を出した）のフォローアップとして、引き続き対アフリカ援助を増強する計画である。

これまでデンマークのパートナー国（開発援助対象国）は26か国であったが、より少ない国および機関に対するより強力な関与はインパクト、より良い成果、そして新たな取組の余地を生むとの立場から、デンマークはパートナー国の絞り込みを実施中である。デンマークは、既にザンビア、ベナン、カンボジア向け援助を段階的に廃止し、ベトナム、ブータン、ニカラグア、ボリビアに対する援助の段階的廃止を実施中である。その結果、デンマーク開発援助のパートナー国数は19か国になる予定。また同措置により生じる余剰資金は、デンマークのより強力なアフリカ関与に振り向けられる。

実施体制

デンマーク外務省は2009年6月に大幅な機構改革を行い、従来の北総局・南総局の二本立ての組織が、地域および案件ごとの局（Center）型組織に再編された。外務省付きの開発協力大臣がおり、援助政策の立案から実施までは開発協力大臣の責任の下で一元的に担当されている。デンマークの開発協力活動はDANIDA（Danish International Development Assistance）の名で総称されている。開発援助にかかる優先課題等全体戦略の立案は、外務省開発政策局（Center for Development Policy）が中心となって行い、個別事業案件の計画・実施は在外公館（援助対象国所在の大使館、国際機関代表部）に権限が委譲されている。これにより、被援助国やドナー国との密接な対話が保たれ、柔軟な調整・協調、適時の判断が可能となることから、援助の効率向上につながっている。

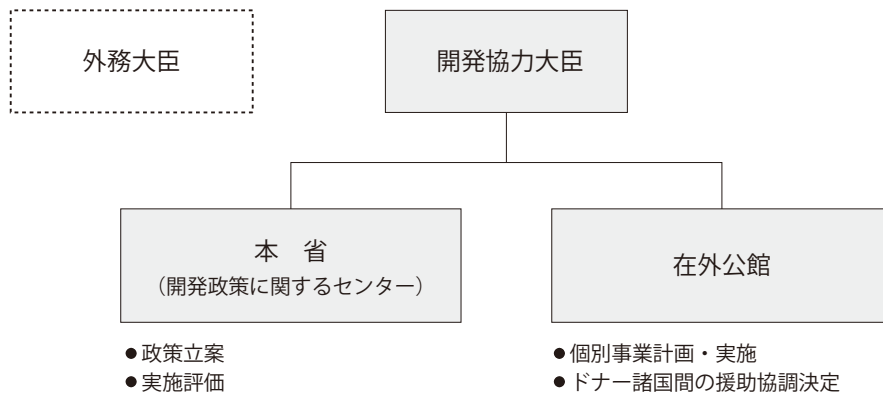
デンマークはNGOの活用にも積極的で、援助総額の約6.2%がデンマークのNGOを通じて実施されている。

● ホームページ

・デンマーク外務省：<http://www.um.dk/en>

（政府開発援助年次報告書、評価報告書等閲覧可能）

援助実施体制図



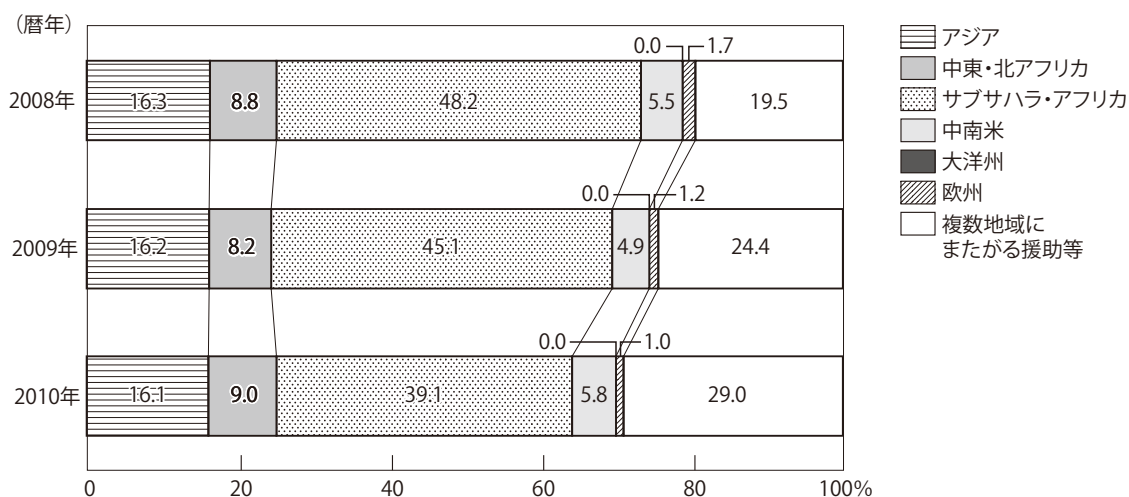
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	タンザニア	119.24	6.5	1	タンザニア	106.85	5.6	1	タンザニア	129.39	6.1
2	モザンビーク	87.28	4.8	2	モザンビーク	104.54	5.5	2	ガーナ	101.17	4.8
3	ウガンダ	82.58	4.5	3	ウガンダ	93.47	4.9	3	モザンビーク	85.30	4.0
4	ナイジェリア	81.56	4.5	4	ガーナ	88.14	4.6	4	バングラデシュ	84.10	4.0
5	ベトナム	80.34	4.4	5	アフガニスタン	86.01	4.5	5	ウガンダ	77.01	3.7
6	ガーナ	77.85	4.3	6	ベトナム	67.58	3.5	6	アフガニスタン	76.84	3.6
7	ケニア	59.31	3.2	7	ケニア	59.79	3.1	7	ベトナム	69.04	3.3
8	アフガニスタン	50.38	2.8	8	ベナン	51.36	2.7	8	ケニア	64.64	3.1
9	ベナン	48.15	2.6	9	ザンビア	47.82	2.5	9	ボリビア	40.50	1.9
10	エジプト	47.42	2.6	10	バングラデシュ	47.41	2.5	10	ベナン	39.11	1.9
10位の合計		734.11	40.2	10位の合計		752.97	39.5	10位の合計		767.10	36.4
二国間ODA合計		1,828.33	100.0	二国間ODA合計		1,905.45	100.0	二国間ODA合計		2,108.74	100.0

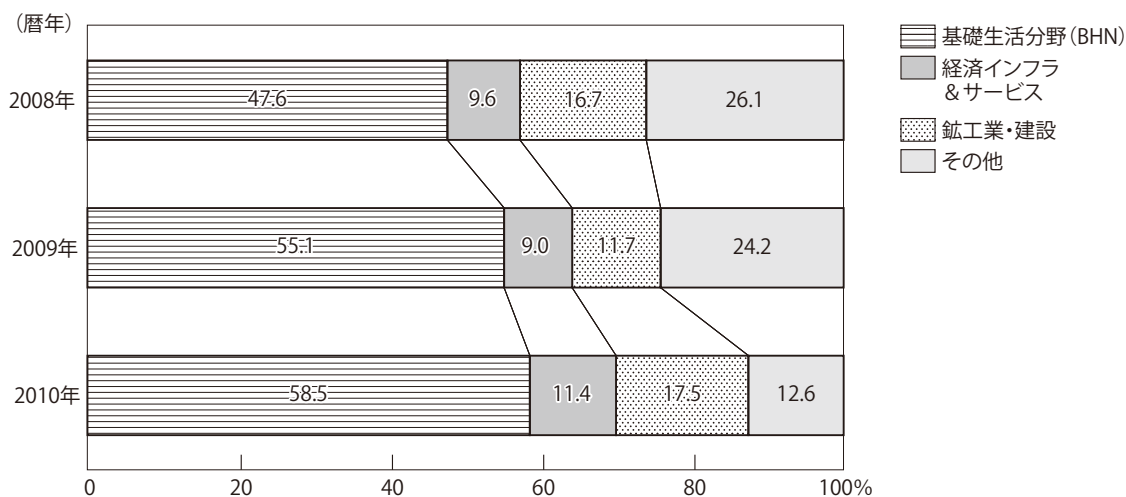
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

14 スイス

援助政策等

- (1) スイス政府の援助政策は、外交政策を達成するための重要なインストゥルメントの一つである。そのため政府が作成する「外交政策報告書」には、その時々国際情勢を踏まえた援助政策の基本方針等に関する記述が含まれる。スイス政府の援助政策の法的根拠は、「世界の困窮および貧困の緩和、人権の尊重、民主主義の促進、人民の平和的な共存および自然の生活基礎条件の維持」に対するスイスの貢献につき定めるスイス憲法(第54条2)、「国際開発協力・人道援助法」、「東欧協力法」等に求められる。
- (2) 分野別に見た場合の最優先分野は、「貧困の削減」である。これは、貧困こそが、国際社会が直面する多くの問題の根源であるとの理解に基づいている。スイス政府は、貧困削減を目指して最大限の効果を上げるべく、援助政策上重要であり、かつ、スイスが知見を有する次の分野において重点的な取組を行っている。
 - ①食糧安全保障、②気候変動・環境問題、③水問題、④保健問題、⑤教育問題、⑥移民問題、⑦法の支配および民主化の促進、⑧ガバナンスの向上、⑨就業支援、⑩紛争の予防、⑪男女平等
- (3) 政策実施に係る実務上の観点から優先地域・活動内容をまとめれば次のとおり。
 - ①「地域協力」……中東、アフリカ、アジアおよびラテンアメリカを対象に実施。重点対象国を12か国に絞り込み、有限の資源を集中的に投入している。
 - ②「地球規模の課題に関する協力」……国連の諸機関や世銀等との協力の下、主として気候変動問題、食糧安全保障、移民問題の分野で政策を実施している。
 - ③「人道支援」……自然災害発生時等の直接支援や、人道分野で活動する援助機関に人的・金銭的支援を行うことを通じ、人命救助や困窮の緩和に努めている。
 - ④「東方協力」……西バルカン地域や旧ソ連諸国の民主化等を支援。拡大EUにおける社会的・経済的格差の是正のため新規EU加盟国に対する支援も実施している。
- (4) 2011年のODA予算総額は、対前年比13.2%増となる27億3600万フランで、国民総所得(GNI)比は0.46%であった。政府および議会は、国連によるODA予算のGNI比0.7%への引き上げ要請を真摯に捉えているが、短期間での達成は難しいとの認識であるため、当面の目標

を2015年までのGNI比0.5%の達成に設定している。

実施体制

1. スイス政府における実施体制

- (1) スイス政府において援助政策の総合調整機能を司るのは、スイス外務省に所属する「開発協力局」(Swiss Agency for Development and Cooperation、略称SDC。独語略称のDEZAと呼ばれることも多い)である。SDCには、国内および国外(50か国以上に連絡事務所を設置)合わせて約600人の政府職員および約1000人の現地職員が所属しており、2011年の年間予算は17億3000万フランである。(ウェブサイト: www.deza.admin.ch)
- (2) SDCとならび政府部内で重要な役目を果たすのはスイス経済省に属する「対外経済庁」(State Secretariat for Economic Affairs、略称SECO)である。SECOは、市場経済に基づく持続的な経済発展の促進および援助対象国の国際経済システムへの統合を主眼に、主としてマクロ経済の観点からの政策改革支援、インフラ整備プロジェクト、貿易・投資分野における各種支援等を行っている。(ウェブサイト: www.seco.admin.ch)
- (3) 上記のほか、具体的な援助内容に応じ、SDCは、環境庁、難民庁、保健庁、農業庁、司法庁等といった政府関係部局とも緊密に連携している。
- (4) なお、政府における援助政策の企画・立案に際しては、「国際開発協力のための審議会」(Advisory Committee on International Development Cooperation)も連邦政府への諮問機関として重要な役目を果たしている。1977年の政令に基づき設置された同審議会は、政界、民間経済界、学界、報道関係者およびNGO関係者といった幅広い分野からの代表者約20人で構成され、基本的に年5回ベルンで審議を行っている。

2. 非政府団体

- (1) スイス政府にとって援助政策の実施において最も重要な外部組織と位置づけられているのは、スイスの6大NGO(SWISSAID、BREAD FOR ALL、CARITAS、FASTENOPFER、HELVETAS、HEKS)が連携し結成したアンブレラ組織「アリアンス・シュド」(Alliance Sud)である。なお、個別具体的な援助プロジェクト等の実施に際しては、同組織は、さらにスイス国内外の多くの協力団体・組織と連携している。(ウェブサイト:

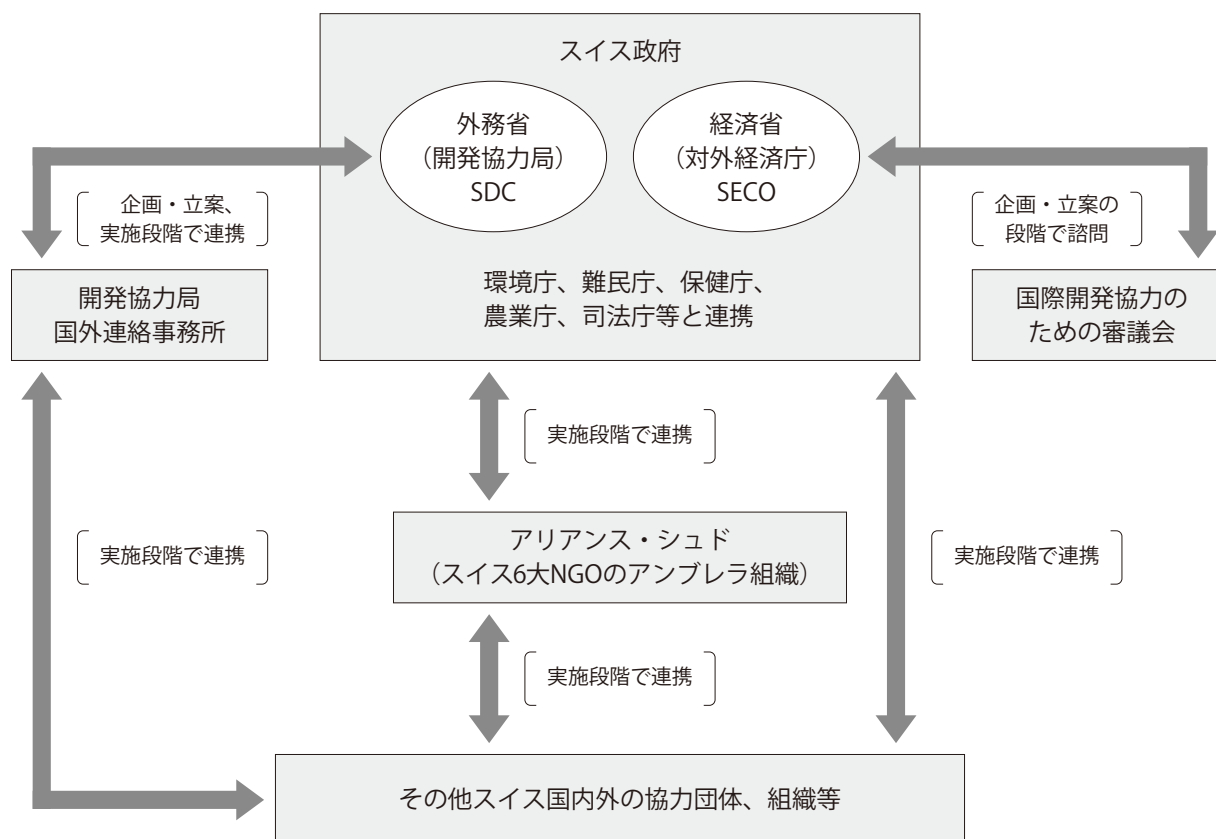
www.alliancesud.ch)。

- (2) その他、案件次第では、大学や研究所等といった専門知識を有する機関、各州政府に属する公共団体、民間経済団体等との協力も行われている。

3. 実施後の評価等

SDCは、開発協力事業等の事後評価を行う際のガイドラインや評価結果をウェブサイト上で公開している。また、SDCとSECOは、スイス政府の援助政策につき共同で年次報告書を作成し、一般に公開している。

援助実施体制図



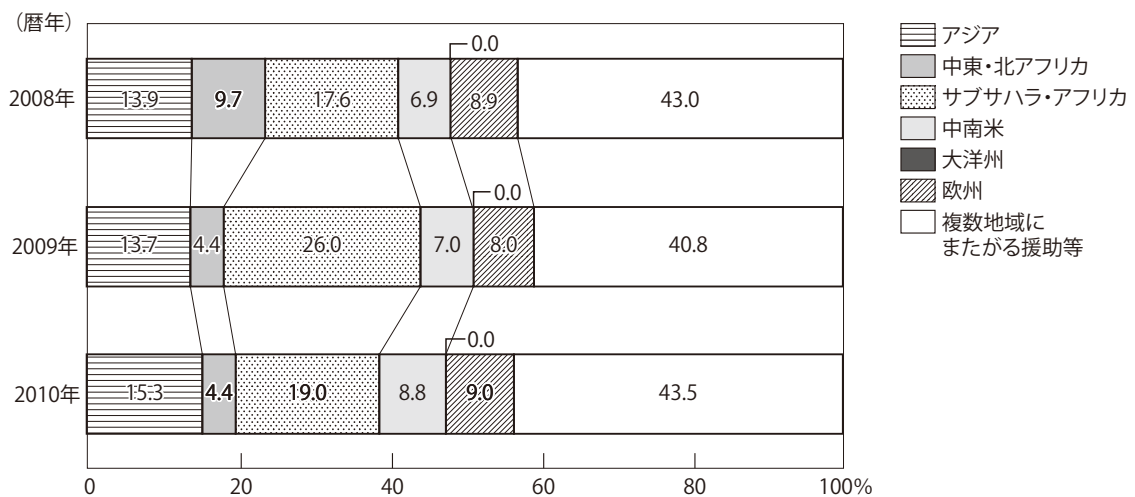
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	イラク	90.37	5.8	1	トーゴ	158.94	9.1	1	コンゴ	52.71	3.1
2	セルビア	55.85	3.6	2	コンゴ	44.99	2.6	2	モザンビーク	29.36	1.7
3	タンザニア	27.73	1.8	3	タンザニア	26.97	1.5	3	ブルキナファソ	28.20	1.6
4	ベトナム	25.02	1.6	4	ネパール	24.46	1.4	4	ネパール	27.94	1.6
5	モザンビーク	23.85	1.5	5	モザンビーク	24.16	1.4	5	ベトナム	25.80	1.5
6	ネパール	22.50	1.5	6	ブルキナファソ	23.72	1.4	6	パキスタン	23.66	1.4
7	ブルキナファソ	20.81	1.3	7	バングラデシュ	22.91	1.3	7	ハイチ	23.02	1.3
8	[パレスチナ自治区]	18.33	1.2	8	ペルー	22.23	1.3	8	ボリビア	21.59	1.3
9	ニカラグア	18.10	1.2	9	ベトナム	21.75	1.2	9	ペルー	21.35	1.2
10	バングラデシュ	17.88	1.2	10	[パレスチナ自治区]	20.38	1.2	10	バングラデシュ	21.03	1.2
10位の合計		320.44	20.7	10位の合計		390.51	22.3	10位の合計		274.66	16.0
二国間ODA合計		1,550.19	100.0	二国間ODA合計		1,750.60	100.0	二国間ODA合計		1,712.29	100.0

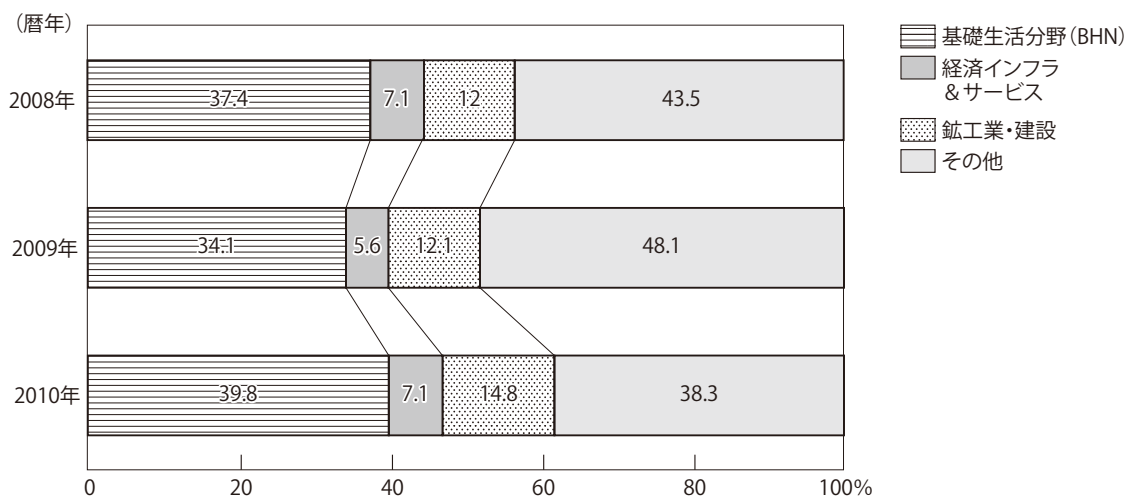
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

15 フィンランド

援助政策等

1. 開発政策プログラム

フィンランドの開発協力政策は、開発政策プログラム（2012年2月採択）に基づく^(注1)。本プログラムは人権政策を優先視するハウタラ国際開発相の意向を強く反映し、人権の促進を基礎に置きつつ貧困根絶と経済的・社会的・生態学的に持続可能な開発の促進を目指したもの。人権重視の影響により、ニカラグアが長期パートナー国から外されることとなった。また、2015年以降フィンランドが国連ミレニアム開発目標（MDGs）後の目標策定に積極的に関与することを定めている。

2. 予 算

ODA予算は年間10億ユーロ程度である。2012年は11年から対GNI比（0.56%）を維持して1124百万ユーロ、12年から14年までユーロベースで維持し、15年は30百万ユーロ減額する予定。一方で現政府はODAの対GNI比0.7%達成を目指しており、特にEUにおいては2015年までのGNI比0.7%達成をコミットしているため、排出権取引で得た収入をはじめとした収入の多様化により、ODA実績額の対GNI比増加を図っている。

3. 重点地域・分野

二国間援助においては、7か国の長期パートナー国（エチオピア、ケニア、モザンビーク、ネパール、タンザニア、ベトナム、ザンビア）、および危機からの回復途上にある国・地域（アフガニスタン、パレスチナ、南スーダン）を指定し、特定国・地域を対象を絞った援助を実施。重点分野としては、①人権を促進する説明責任のある民主的な社会形成への支援、②天然資源の持続可能な管理・利用と環境保護、③人間開発に対する援助を行っている。また、①ジェンダー平等、②経済的・社会的格差の縮小、③気候の持続可能性を開発協力における分野横断的な目的とし、すべての国・分野における開発協力においてこれらが追求されることが義務付けられている。

4. 援助協調

パリ宣言、アクラ行動計画、釜山成果文書に沿って予測性、調和化、役割分担（DoL）を向上している。またDoLの向上の観点からEU各国との共同実施を推進、EU内での勧告に沿って二国間開発協力においてセクターを3つ以内に絞っている。

5. 多国間協力

EUのほか、北欧協力において援助協調を行う。国際機関を通じた開発協力においては、それぞれの機関の援助効果や効率性を審査し、協力する国際機関を絞る予定^(注2)。

実施体制

フィンランドは、独自の開発協力実施機関を持たず、外務省がODAの政策立案・実施を所掌しており、具体的には開発協力大臣率いる国際協力局が担当している。ただしODAの中にはEU開発協力予算、難民受入れの費用など他省庁の所掌事項も一部ある。

ODAは、①特定国・地域対象協力、②国際機関経由協力、③EU経由協力、④人道支援、⑤NGO経由として実施される。特定国・地域対象協力に関しては、パートナー国・地域の開発計画に沿った方法で行われることが前提とされ、また他ドナーとの協調も図られている。伝統的にはプロジェクト型が最も主流であったが、近年はプログラム型にシフトしており、財政支援の増加にコミットしている。国際機関では、主に国連機関（UNDP、^{ユニセフ}UNICEF、UNFPA、WFP）および世銀グループが拠出先となっている。NGOを経由したODA供与^(注3)は任意政府譲渡法（2001年施行）に依拠して行われ、NGOの管理においては、管理手続き法（2003年施行）が遵守される。現在約300の国内NGOがフィンランドのODA実施に参加しているほか、パートナー国のNGOもODA供与を受けて人権、環境、障害者支援を行っており、またNGOの国際ネットワークであるKEPAの運営を支援している。

注1：開発協力に関わる基本法は無い。

注2：外務省は、毎年、「フィンランド開発協力」と題する年次報告書（英語版）を発行しているほか、テーマ別のパンフレットや評価報告書を英語で発行している。これらの報告書・パンフレットは、いずれも外務省ホームページ（<http://formin.finland.fi>）で閲覧可能である。

注3：2011年は88百万ユーロのODAがNGO経由で実施された。

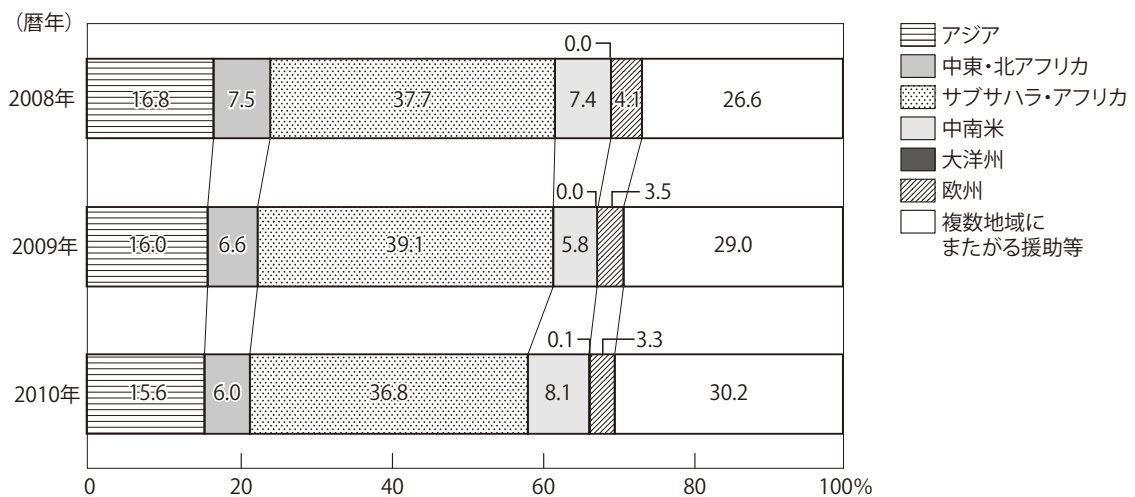
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	タンザニア	42.79	6.2	1	タンザニア	55.65	7.0	1	タンザニア	47.92	5.7
2	モザンビーク	40.24	5.8	2	モザンビーク	42.77	5.4	2	モザンビーク	47.25	5.6
3	ベトナム	28.77	4.2	3	アフガニスタン	28.04	3.5	3	アフガニスタン	25.82	3.1
4	アフガニスタン	26.07	3.8	4	ベトナム	26.30	3.3	4	ケニア	25.76	3.1
5	ニカラグア	17.49	2.5	5	ザンビア	24.52	3.1	5	エチオピア	25.64	3.1
6	ネパール	17.22	2.5	6	エチオピア	23.49	3.0	6	ベトナム	25.19	3.0
7	セルビア	16.81	2.4	7	ネパール	19.95	2.5	7	ネパール	22.43	2.7
8	ザンビア	16.51	2.4	8	ケニア	18.17	2.3	8	ザンビア	21.68	2.6
9	ケニア	16.34	2.4	9	ニカラグア	15.11	1.9	9	スーダン	21.55	2.6
10	エチオピア	15.99	2.3	10	[パレスチナ自治区]	13.79	1.7	10	ニカラグア	17.05	2.0
10位の合計		238.23	34.4	10位の合計		267.79	33.8	10位の合計		280.29	33.4
二国間ODA合計		693.16	100.0	二国間ODA合計		791.17	100.0	二国間ODA合計		839.13	100.0

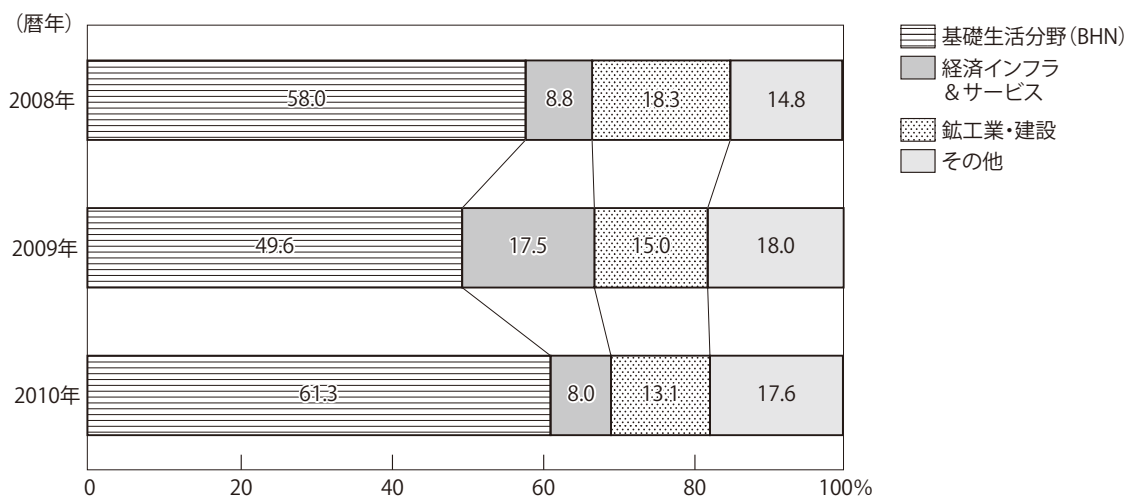
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

16 オーストリア

援助政策等

1. 枠組み

オーストリアODAの根拠法は連邦開発協力法（2002年に採択、2003年に一部改正）。同法は、オーストリアODAの包括的な目標を①貧困削減、②平和と安全の確保、③環境維持および資源保護、と定めている。

欧州・国際問題省は「3か年開発援助プログラム」により、オーストリアODAの基本方針や戦略的枠組みを定義。同政策は毎年閣議決定により改訂され、政府全体の指針となるが、特に欧州・国際問題省の監督下にあるオーストリア開発庁（以下、「ADA」）の開発協力実施計画としての役割を果たす。

なお、オーストリアではODAの執行主体・予算が一元化されておらず、連邦レベルでは各省が自律的に行っている実態があり、拠出額では財務省を筆頭として、国際・問題省（とその監督下にあるADA）やその他の省が続く。また9つの州と市町村も独自にODAを実施している。連邦政府はこれらの実績を総合して経済協力機構開発援助委員会（DAC）に報告している。

2. 近年の問題意識と方向性

欧州・国際問題省は、様々な公的機関が関与するオーストリアODAの一層の集中とバイ・マルチ支援相互のシナジーを図り、かつ外交政策上の重点分野とも関連付けることを提唱。具体例として、武力紛争における文民保護のための安保理決議1894の履行が挙げられ、また、EU、世銀といったマルチの機関への拠出を見直し、これらの機関によるODA政策にオーストリアとして積極的に関与していくことが目標とされている。また、国連ミレニアム開発目標達成という文脈において、オーストリアは、①エネルギー・環境、②水・衛生、③平和・安全、という3つの重点分野を設定している。

EUの枠組みでの開発協力では、オーストリアはEUの開発協力が後発開発途上国（LDC）に集中するように支援している。また、2014年から20年までのEU予算期間での、EU開発政策の新たな戦略的方向性の決定に向けて尽力している。

3. 実績（2010年のもの）

（1）規模

2010年のODA実績は総額9億1,200万ユーロで、前年

比11.3%の増加。対GNI比は0.32%にとどまっており、連邦政府は、同値を2015年までに0.7%に引き上げるとの国際公約を実現困難として見送ることを公言している。欧州・国際問題省は、厳しい経済・財政状況を背景にODA予算も削減を余儀なくされる中で、NGOへの資金拠出を維持するため、ADAの再編や南東欧からのフェーズ・アウト、財政支援の抑制を推進することとしている。

（2）主たる地域・分野

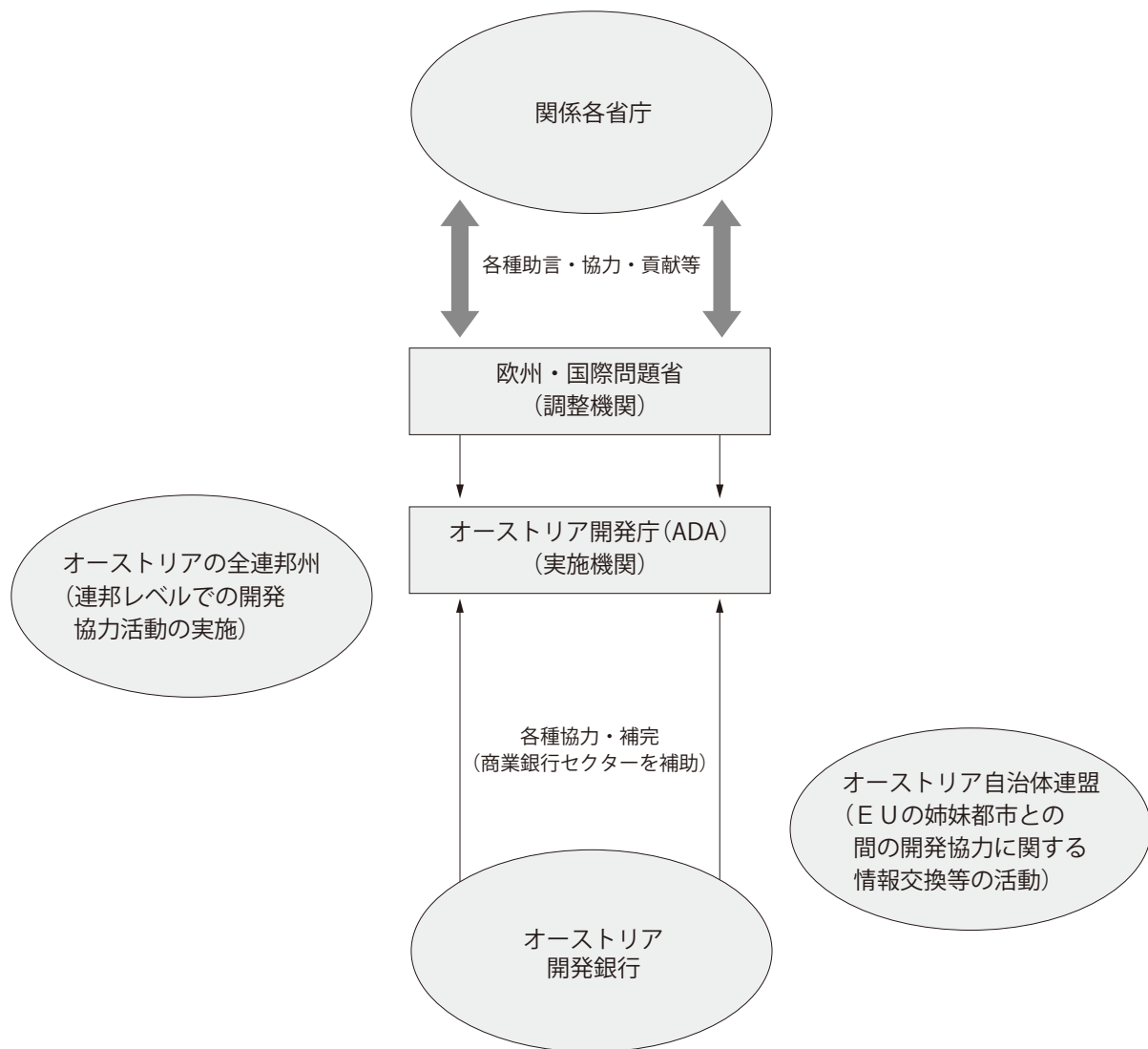
実績で見た被援助国の上位はコンゴ民主共和国（9,700万ユーロ）、ボスニア・ヘルツェゴビナ（2,300万ユーロ）、トルコ（2,100万ユーロ）と続く。なお、最新の「2010年～12年の3か年開発援助プログラム」（ADAのホームページ（www.entwicklung.at/development-policy/austria/en/）の右欄“further information”でダウンロードが可能）は、二国間援助の優先地域を、アフリカ（AU、ECOWAS、SADC）、南東および東ヨーロッパ（ドナウ圏、黒海沿岸地域）、アジア（ヒマラヤ・ヒンドークシュ）、中央アメリカ（SICA、CARICOM）、パレスチナ地域としている。その中での優先国は、ブルキナファソ、エチオピア、ウガンダ、モザンビーク、モルドバ、コソボ、グルジア、アルメニア、ブータン、ニカラグアとなっている。

分野別では債務救済、教育・医療衛生・人口、その他インフラ整備が上位を占めている。

実施体制

前述のようにオーストリアにおけるODAの主体は多様であるが、欧州・国際問題省が所管するODAは、ADAが民間セクター、具体的にはNGOや企業等と協力して実施することとなっている。ADAは有限会社の法人格を有し（100%オーストリア連邦政府の所有）、海外11か所に在外事務所を置く。ADAと民間セクターとの協力スキームとして、オーストリア系NGOが現地パートナーとの間でプロジェクトを実施する場合や、オーストリア企業が現地に子会社ないし合併会社を設立する場合、あるいは自らの事業に重要な原料や商品を確保する必要のある場合に資金供与が行われている。特に後者においては、ビジネス・マインドと開発協力の知見を総合することが期待されている。

援助実施体制図



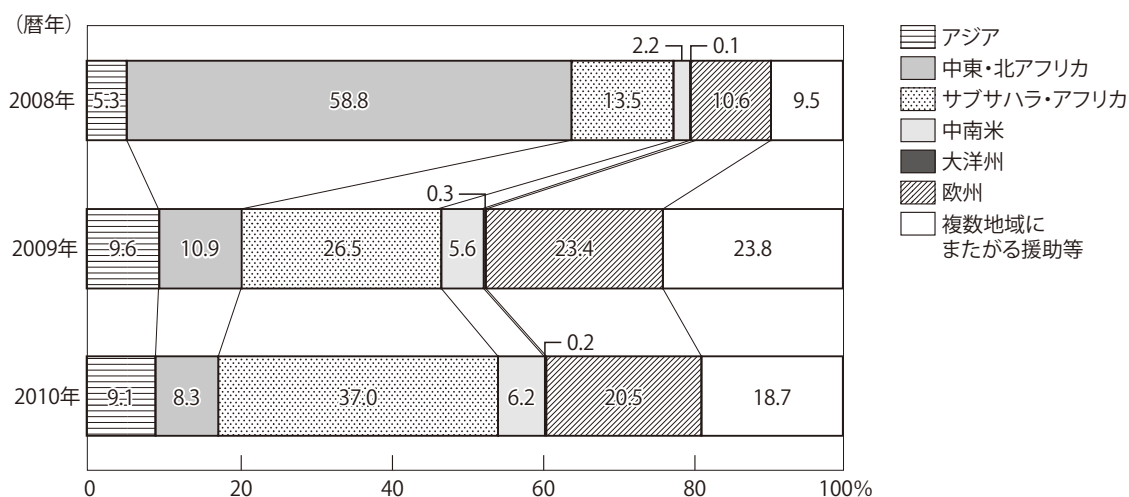
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	イラク	677.82	54.9	1	ボスニア・ヘルツェゴビナ	28.59	5.6	1	コンゴ民主共和国	129.64	21.2
2	ボスニア・ヘルツェゴビナ	38.00	3.1	2	トルコ	26.75	5.3	2	ボスニア・ヘルツェゴビナ	31.38	5.1
3	セルビア	33.69	2.7	3	コンゴ	21.40	4.2	3	トルコ	27.90	4.6
4	チャド	28.62	2.3	4	チャド	19.71	3.9	4	中国	17.18	2.8
5	エジプト	28.02	2.3	5	コートジボワール	17.75	3.5	5	コンゴ	16.74	2.7
6	トルコ	27.50	2.2	6	トーゴ	14.58	2.9	6	セルビア	13.19	2.2
7	中国	20.48	1.7	7	タンザニア	12.96	2.6	7	ウガンダ	13.07	2.1
8	ウガンダ	14.23	1.2	8	中国	12.93	2.5	8	パキスタン	9.78	1.6
9	モザンビーク	12.69	1.0	9	エチオピア	12.66	2.5	9	エチオピア	9.71	1.6
10	エチオピア	9.75	0.8	10	セルビア	12.40	2.4	10	ハイチ	8.93	1.5
10位の合計		890.80	72.2	10位の合計		179.73	35.4	10位の合計		277.52	45.3
二国間ODA合計		1,233.59	100.0	二国間ODA合計		507.09	100.0	二国間ODA合計		612.43	100.0

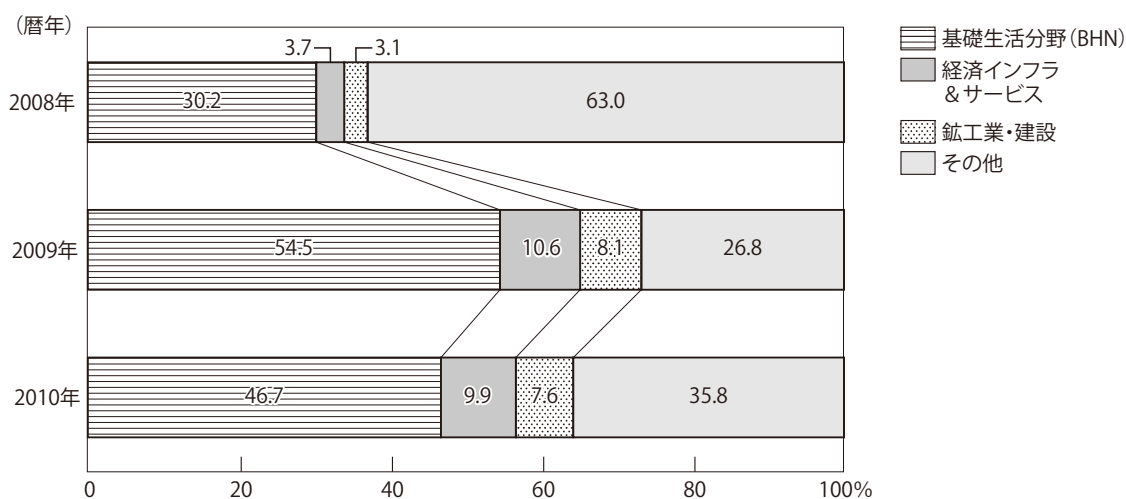
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

17 韓国

援助政策等

1. 2011年韓国の政府開発援助現況

韓国政府は2011年度に計13.21億ドルのODAを提供した。具体的には、二国間援助が9.7億ドル、国際機関を通じたマルチ援助が3.51億ドルとなり、二国間援助のうち無償援助（技術協力を含む）が5.58億ドル、有償援助が4.12億ドルとなった（金額はいずれも暫定値）。2011年度の国民総所得（GNI）比ODA支援額は0.12%とDAC加盟国平均の0.31%を大幅に下回っており、政府は同比率を2012年までに0.15%、2015年までに0.25%へと拡大させる計画を打ち出している。

〈2011年韓国のODA現況〉

（単位:百万ドル、純支出基準）

	2010年	2011年(暫定)
ODA総額	1174	1321
二国間援助	901	970
－無償援助	574	558
－有償援助(EDCF)	327	412
マルチ援助	273	351
ODA/GNI	0.12%	0.12%

出典:OECD DAC統計報告

2. 重点地域・重点事項

- (1) 2010年10月、韓国政府は初となるODA戦略報告書「国際開発協力先進化のための方策」を発表した。報告書によると、有償援助および無償援助において、それぞれ別々に指定していた重点協力国を統合し、新たに26か国を選定（対象国非公開）、ODAの選択と集中を強化した。当該国家には二国間援助の70%以上を集中させる予定である（3年ごとに再検討）。また、二国間援助ベースで、予算の55%をアジアに配分し、以下アフリカ（20%）、中南米（10%）、中東・CIS諸国（10%）、オセアニアおよびその他（5%）と予算の重点配分地域を決定している（5年ごとに再検討）。
- (2) 同報告書によると、援助国の需要に合わせて、経済、保健医療、人的資源、行政・ICT、農漁業、建設、環境の8分野を指定し、当該分野を中心に援助政策を推進する予定である。また、すべての分野にかかわるものとして、低炭素グリーン成長、女性・人権などの分野を指定した。

3. 2011年主要成果

- (1) 釜山援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム（釜山HLF4）

2011年11月、釜山で、援助効果向上に関する第4回ハイレベル・フォーラム（釜山HLF4）が開催され、「効果的な開発協力のための釜山パートナーシップ」が成果文書として採択された。韓国政府は、主催国として、包括的なグローバル開発パートナーシップの構築、女性問題のイシュー化、ポスト釜山体制に関する合意形成等、主要な成果を生み出すに当たって、中心的な役割を果たした。

- (2) イラク再建

韓国政府は、2007年5月に合意された「イラク・コンパクト」に基づき、2008～2011年の間、総額2億ドル（有償・無償各1億ドル）を追加支援することを決定した。その後、イラクの「国家開発計画」および韓国の比較優位を考慮し、保健医療・教育を重点支援分野として支援を行っている。

- (3) アフガニスタン平和構築

韓国政府は、2008年6月のパリ・アフガニスタン支援国会合や2011年4月の国際治安支援部隊（ISAF）に関する外務長官会議等において、アフガニスタンの再建に貢献していく旨を表明してきた。2011年1月には、独自にアフガニスタン地方再建チーム（PRT）基地を設立し、同基地内の警察訓練センターや教育文化センター、病院等において、アフガニスタン住民を対象とした再建事業が進められている。

- (4) パレスチナ再建

2010年2月、韓国政府は、2011年～2015年の間に総額2,000万ドル規模の無償援助を実施することを約束した。これに伴い、パレスチナ人の教育・保健医療分野の発展を目的とした教育システム改善事業およびIT職業訓練センター、基礎保健医療サービス強化事業等を実施している。

- (5) アフリカ開発協力

2009年11月、ソウルで開催された「第2回韓国・アフリカフォーラム」において、韓国政府は、2012年までにアフリカに対するODA支援規模を2008年比2倍とする「韓国・アフリカ開発協力基本構想2009-2012」を発表した。同構想に基づき、2012年の対アフリカODA支援規模は、約2億ドルに達する見通しである。

(6) ワールド・フレンド・コリア海外ボランティア団

韓国政府は、2009年、政府派遣による海外ボランティアの国家代表性および効率性を高めるため、「ワールド・フレンド・コリア」を発足させた。2011年には、合計4,397名のボランティアが海外に派遣された。

(7) 戦略的マルチ開発協力体制の構築・履行

韓国政府は、国連開発計画（UNDP）や世界食糧計画（WFP）等、国際的な開発機関に対する支援を拡充している。2010年に設立された「UNDPソウル政策センター」は、2011年、「民間協力フォーラム」および「人間開発報告書発刊記念行事」を開催する等、本格的に活動を開始した。また、韓国は、2011～2012年、WFPの執行理事国として活動中であり、新たな農村開発事業である「Food-for-New Village」事業を推進し、対象国であるネパールとルワンダにそれぞれ100万ドルを支援することとした。

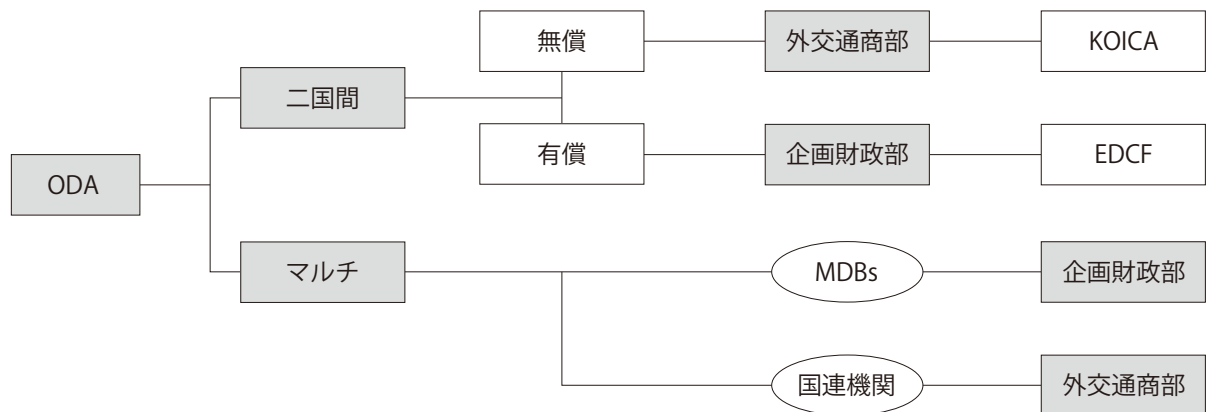
実施体制

(1) 韓国のODAは、大きく二国間協力とマルチ協力に分け

られ、二国間協力は、無償援助（無償技術協力および技術協力を含む）と有償援助から構成される。無償援助は、外交通商部傘下の援助執行機関である韓国国際協力団（Korea International Cooperation Agency: KOICA）が実施し、有償援助は、企画財政部傘下の輸出入銀行内にある対外経済協力基金（Economic Development Cooperation Fund: EDCF）で実施しているが、技術協力は、その他の政府部署・機関でも一部分担、実施している。

(2) 2006年に発表された「国際開発委員会規定」に基づき、ODA政策に関する最上位の会議として国務総理室に「国際開発協力委員会」が設置されている。また、2010年7月、有償・無償で二元化されている対外援助の政策的な一貫性・効率性を高めることを目的とした「国際開発協力基本法」が発効し、同法に基づき、無償援助の効率的な推進策を議論するための「無償援助関係機関協議会」が設置された。また、今後、ドナー国におけるODA施行機関同士の情報共有を目的とした「在外公館現地ODA協議体」が設置される予定である。

援助実施体制図（2012年現在） 注：政権交代後の政府改編は反映されていないため。



●無償援助のうち、無償資金協力の場合、KOICAが担当しているが、技術協力事業は、約30の政府省庁が分担している。

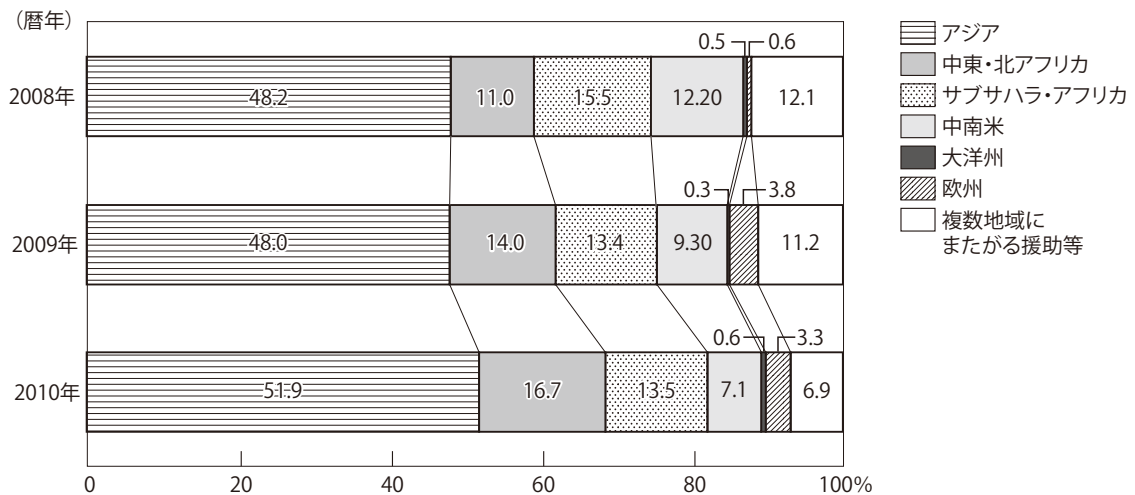
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	ベトナム	53.22	9.9	1	ベトナム	57.53	9.9	1	ベトナム	96.04	10.7
2	カンボジア	34.66	6.4	2	モンゴル	32.26	5.6	2	アフガニスタン	93.68	10.4
3	アンゴラ	25.92	4.8	3	アンゴラ	28.34	4.9	3	バングラデシュ	54.67	6.1
4	フィリピン	21.16	3.9	4	インドネシア	27.76	4.8	4	スリランカ	43.47	4.8
5	スリランカ	20.30	3.8	5	ラオス	25.14	4.3	5	モンゴル	39.15	4.3
6	インドネシア	18.94	3.5	6	トルコ	24.99	4.3	6	カンボジア	37.33	4.1
7	モンゴル	16.47	3.1	7	アフガニスタン	24.09	4.1	7	ウズベキスタン	32.21	3.6
8	中国	15.69	2.9	8	フィリピン	22.07	3.8	8	フィリピン	29.54	3.3
9	ドミニカ共和国	14.25	2.6	9	ネパール	18.07	3.1	9	ラオス	27.75	3.1
10	ヨルダン	12.02	2.2	10	カンボジア	17.05	2.9	10	ボスニア・ヘルツェゴビナ	25.13	2.8
10位の合計		232.63	43.1	10位の合計		277.30	47.7	10位の合計		478.97	53.2
二国間ODA合計		539.21	100.0	二国間ODA合計		581.10	100.0	二国間ODA合計		900.61	100.0

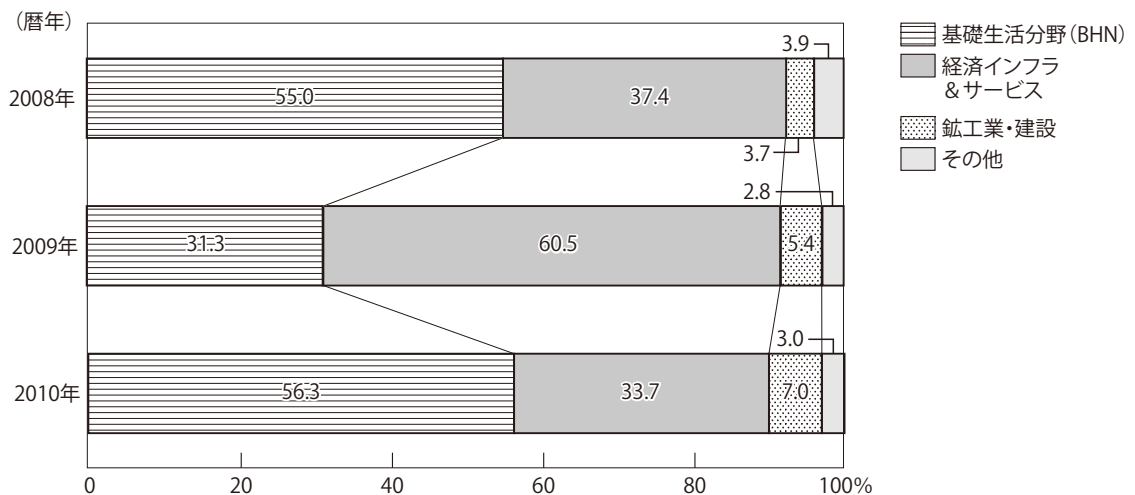
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

18 アイルランド

援助政策等

1. 基本政策

開発協力を外交政策上、不可欠な部分と捉え、貧困削減を包括的な目標としつつ、「被援助国とのパートナーシップに基づくこと」、「アンタイドの支援」、「有効性の確保」、「説明責任」、「一貫性の確保」という方針を有している。

支援は、対象国へのプログラム支援、NGO等を通じた支援、緊急人道支援、国連などの国際的枠組みを通じた支援等によって実施されている。

2011年3月に誕生した新政権は、これまでの援助の^{しんちよく}進捗状況を確認するとともに、開発協力に係る将来の方向性を定めるため、2006年に発表された白書に対するレビューを実施中。

2. 援助規模

政府は2015年までに対GNI比0.7%を開発協力に割り当ててことを目標としており、2012年予算では6.39億ユーロを計上している（2011年の実績は6.59億ユーロ）。なお、予算の8割は二国間援助（そのうち1/3はNGOを通じた支援）に、残りの2割はマルチの枠組みを通じた支援に使用されている。

3. 主要分野

最重要課題は貧困削減。具体的には食糧対策、基礎教育、一次医療、安全な水といった人間の基本的ニーズの分野への対応を重視している。また、これらの分野を補完する観点から、HIV/AIDS等の疾病対策、グッド・ガバナンス、気候変動、男女平等も重視している。

4. 地域別・分野別

アフリカ、特にサブサハラ地域への援助を重視。支援額の約8割がアフリカ支援に向けられている。主要支援対

象9か国（エチオピア、レソト、マラウイ、モザンビーク、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ベトナム、東ティモール）で主要な支援プログラムを展開しているほか、南アフリカ、ジンバブエ、シエラレオネ、リベリアおよびパレスチナ自治区等で小規模プログラムを実施している。

5. その他

(1) NGOとの協力

国連ミレニアム開発目標達成等に向け、国内外のNGOとも緊密に協力。資金拠出のほか、支援方針策定に関与している。NGO支援予算は全予算の20%を超える。

(2) 日本との援助協調

2009年度にウガンダ北部において中等理数教科教員等研修プロジェクトを実施。

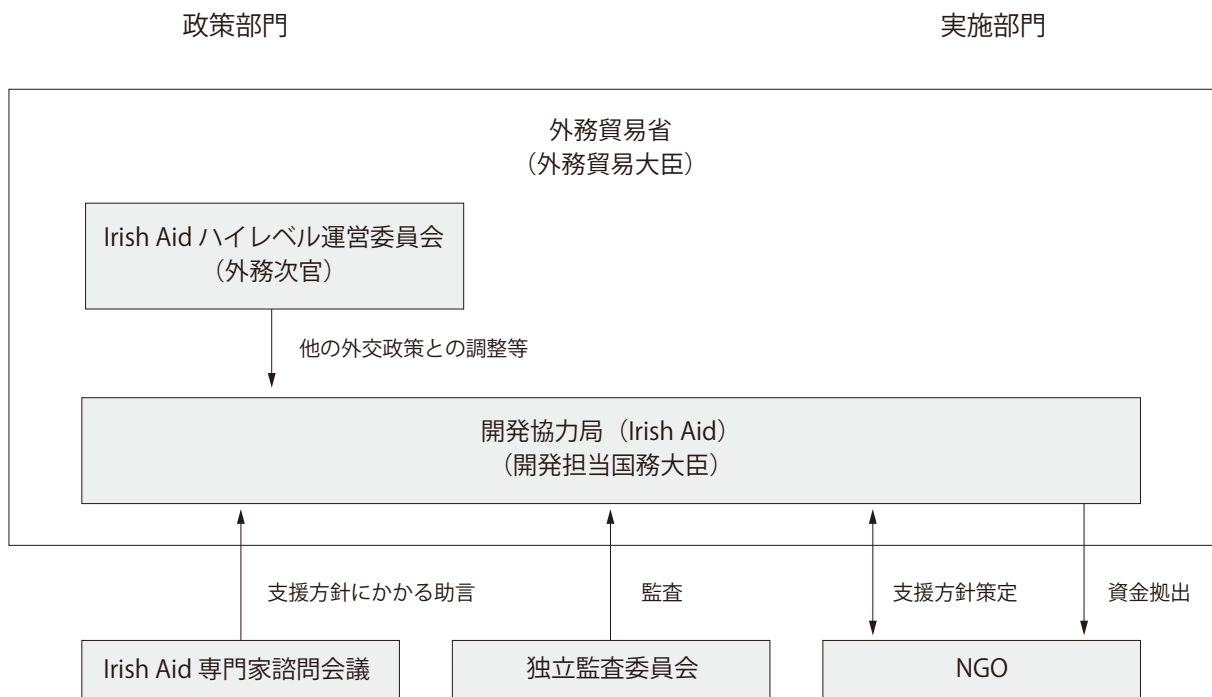
実施体制

援助を含む外交政策に係る責任は一義的に外務・貿易大臣にあるが、特に援助担当の大臣として開発担当国務大臣が設置されている。その下で外務・貿易省開発協力局（通称：Irish Aid）が開発援助に係る政策立案・調整・実施を行っている（援助はIrish Aid職員（職員数：158名（国内：125名、海外：33名））。ただし、2013年前半アイルランドのEU議長国就任に伴い、その準備や対応のため、ODAに携わる職員数は今後、一時的に減少予定）のほか、NGO等によって実施されている。また、Irish Aidはアフリカを中心に海外8か国にプログラム・オフィスを有している。また、外務・貿易次官や外務・貿易省関係部局長等によるハイレベルの運営委員会において他の外交政策との整合性や統合を図っている。

予算の約8割は外務・貿易省から、約2割がその他の省庁等から拠出されている。

注：HP：www.irishaid.gov.ie/ 白書（2006年9月発表）は2012年秋にレビュー報告が発表予定。年次報告あり（2010年まで）。

援助実施体制図



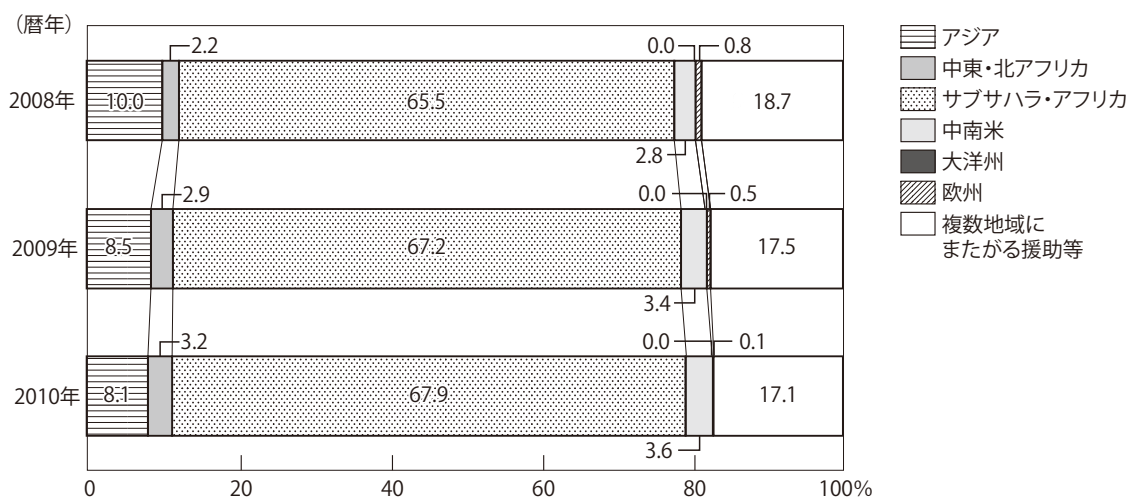
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	ウガンダ	80.87	8.7	1	ウガンダ	64.46	9.3	1	ウガンダ	58.01	9.9
2	モザンビーク	74.18	8.0	2	モザンビーク	63.86	9.2	2	モザンビーク	56.58	9.7
3	エチオピア	72.67	7.8	3	タンザニア	55.03	7.9	3	タンザニア	49.48	8.5
4	タンザニア	65.47	7.0	4	エチオピア	52.47	7.6	4	エチオピア	49.23	8.4
5	ザンビア	43.41	4.7	5	ザンビア	38.16	5.5	5	ザンビア	33.02	5.6
6	ベトナム	30.83	3.3	6	マラウイ	22.15	3.2	6	マラウイ	20.58	3.5
7	南アフリカ	29.13	3.1	7	ベトナム	20.48	3.0	7	ベトナム	18.31	3.1
8	スーダン	24.15	2.6	8	レソト	17.35	2.5	8	レソト	15.71	2.7
9	マラウイ	22.95	2.5	9	南アフリカ	15.25	2.2	9	スーダン	14.10	2.4
10	レソト	20.91	2.2	10	スーダン	15.03	2.2	10	ケニア	13.36	2.3
10位の合計		464.57	49.9	10位の合計		364.24	52.5	10位の合計		328.38	56.1
二国間ODA合計		930.68	100.0	二国間ODA合計		693.29	100.0	二国間ODA合計		585.27	100.0

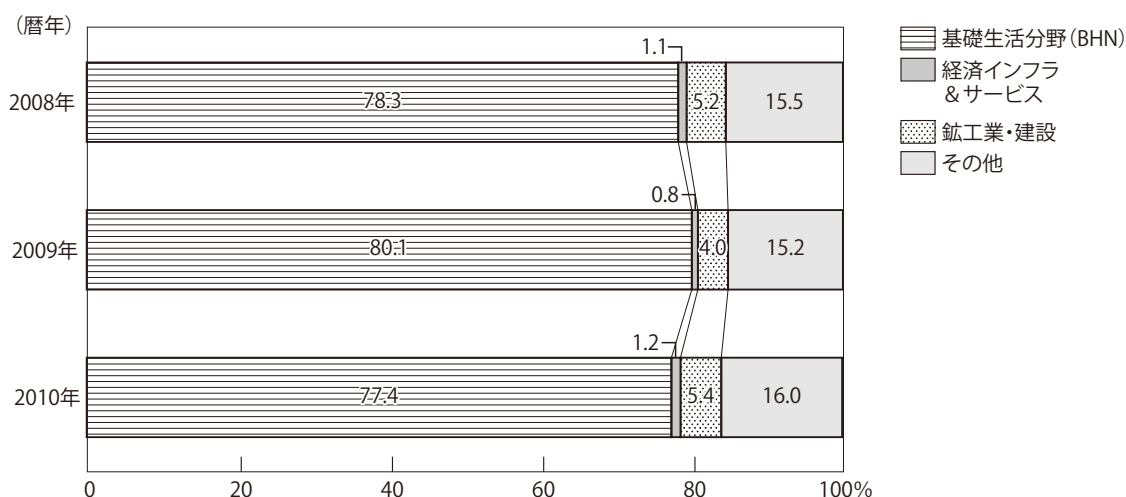
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

19 ポルトガル

援助政策等

1. 基本政策

ポルトガルの政府開発援助(ODA)は、2005年に採択された政策文書「ポルトガル開発援助に向けた戦略ヴィジョン」(Strategic Vision for Portuguese Development Co-operation)に基づいて行われ、ポルトガルODAの指針となっている。指針の柱として挙げられる5つの項目は、①ミレニアム開発目標(MDGs)へのコミットメント、②不安定な国家および紛争後の人間の安全保障の強化、③教育および能力開発のツールとしてのポルトガル語普及、④持続可能な発展の支援、⑤量的・質的援助の改善に向けた主要な国際的取組への参加である。

2010年には、開発目標を掲げた政府政策の一貫性を確保する目的で、調整と監視のメカニズムを確立する「開発に向けた政策一貫性」(Policy Coherence for Development)の推進が決定された。

2. 援助規模

2010年のODA実績は4億8996万ユーロ(前年3億6815万ユーロ)で、多国間援助が39%、二国間援助が61%を占める。DAC23か国中20位、シェアは0.5%。

なお、二国間援助実績のうち、3%相当の1679万7000ユーロはNGOを通じた公的支援である。

3. 支援地域

二国間援助対象地域は、歴史的つながりの深いポルトガル語圏アフリカ諸国5か国(PALOP: カーボヴェルデ、モザンビーク、サントメ・プリンシペ、ギニアビサウ、アンゴラ)および東ティモールで、総援助額の約3分の2を占めている。具体的な内訳は、PALOPが71.5%、アジア諸国(東ティモール等)18%、その他は欧州(セルビア、モンテネグロ、ボスニア・ヘルツェゴビナ等)、ラテンアメリカ等となっている。

多国間援助については、2009年に採択された多国間援助戦略に基づき、国連、欧州連合(EU)、地域開発銀行を通じて行い、二国間援助対象地域外にも力を注ぐ。

4. 重点援助分野

重点援助分野は、ミレニアム開発目標(MDGs)に基づ

き、持続可能な開発および貧困克服支援の一環としての教育、行政(財政、司法)および治安部門(警察、軍隊)の改革を含むガバナンス支援を中心に、インフラ整備、公衆衛生、妊産婦の健康等となっている。

実施体制

1. ポルトガル開発援助庁(IPAD)^(注)

IPADは当国外務省の監督下に置かれ、行政自治権を持つ機関として2003年に創設された。主な役割は、自身の開発援助予算の管理に加え、開発援助活動の指導・調整・データ収集を行うことであり、ポルトガル外交政策の戦略的方針に沿いつつ、国際的約束の履行を目指す。職員数は158人(2011年見込み。)また、半期報告および年次報告書の提出が義務付けられている(下記ホームページに掲載)。

なお、IPADの調整機能は、主に以下の3つの措置を通じて発揮される。

(1) 開発協力予算プログラム(PO21: 2011年～)

2011年に策定された本プログラムは、PO05(2004～09年まで実施)および開発協力アジェンダ(2010年実施)を受け継ぐ内容で、省庁横断的な複数年にわたる予算編成を目的としている。援助方針、援助方法の調整、説明責任の向上を視野に入れながら、開発協力に関する予算執行および配分を行う。各省庁の活動はIPADと連携して実施され、本プログラムから当該予算が充当される。

(2) 協力データベース

官民の様々なアクターの活動等に関するもので、協力活動のモニタリングおよび査定をする指標となる。

(3) 協力指針プログラム

ポルトガルと被援助国との協議プロセスと、両政府間で共同署名の結果生まれる複数年プログラムである。3～4年の枠組みで行われ、被援助国の貧困削減戦略、もしくは同種の開発政策文書により、優先事項および目的が整理される。

2. 省庁間委員会(CIC)

各省庁の国際関係局責任者で構成される。IPAD長官が委員長を務め、調整および諮問的役割を担う。委員会メ

注: 2012年、IPADおよびカモンイス院は統合され、新たにカモンイス協力言語院が設置される(IPADの権限は同院へ移譲)。

ンバーは各省庁に開発政策の指針伝達、および省庁レベルでの協力調整を行う。

3. 開発援助フォーラム

IPADが事務局機能を果たし、外務・協力担当副大臣が長を務める。主な参加者は市町村、開発関連NGO、大学等である。開発問題に関する諮問機関であると同時に、議論の場を提供する役割も持つ。

4. 市民社会・NGO

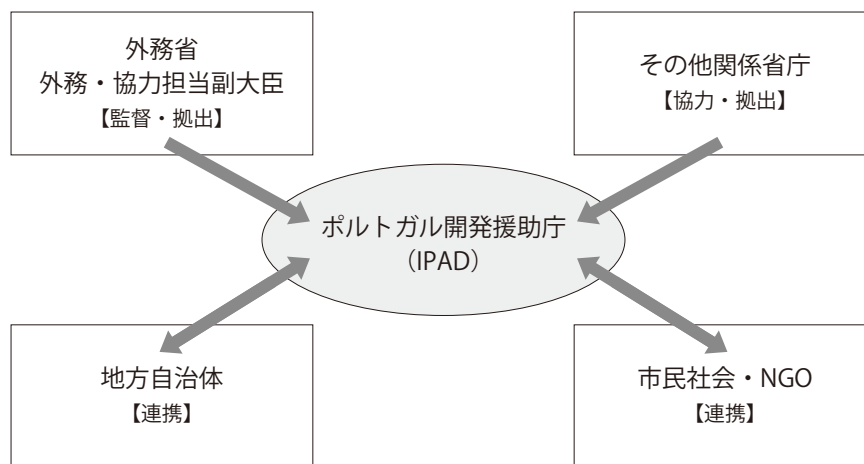
IPADによる援助・協力の下、開発援助、人道支援、教育開発の分野を中心に、ポルトガルODAで重要な役割を果たしている。

● ホームページ

・ポルトガル開発援助庁（IPAD）：

<http://www.ipad.mne.gov.pt/Paginas/default.aspx>

援助実施体制図



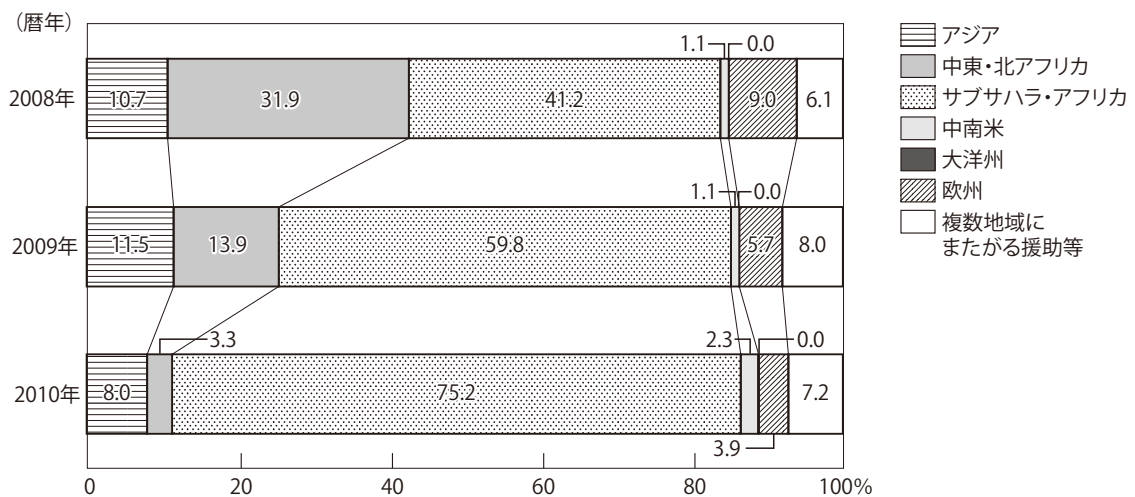
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	モロッコ	95.30	25.5	1	モザンビーク	68.00	24.6	1	カーボヴェルデ	142.13	35.9
2	カーボヴェルデ	62.43	16.7	2	カーボヴェルデ	53.47	19.3	2	モザンビーク	112.62	28.4
3	東ティモール	38.99	10.4	3	東ティモール	34.64	12.5	3	東ティモール	33.66	8.5
4	モザンビーク	25.11	6.7	4	モロッコ	20.66	7.5	4	サントメ・プリンシペ	25.71	6.5
5	ボスニア・ヘルツェゴビナ	21.64	5.8	5	サントメ・プリンシペ	14.81	5.4	5	ギニアビサウ	15.72	4.0
6	アンゴラ	19.11	5.1	6	ギニアビサウ	14.43	5.2	6	アフガニスタン	14.01	3.5
7	ギニアビサウ	17.84	4.8	7	アフガニスタン	11.64	4.2	7	セルビア	12.54	3.2
8	アフガニスタン	14.18	3.8	8	コンゴ	10.73	3.9	8	ブラジル	8.10	2.0
9	サントメ・プリンシペ	13.28	3.6	9	レバノン	9.66	3.5	9	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.62	0.9
10	セルビア	11.45	3.1	10	ボスニア・ヘルツェゴビナ	5.97	2.2	10	チャド	0.97	0.2
10位の合計		319.33	85.5	10位の合計		244.01	88.2	10位の合計		369.08	93.2
二国間ODA合計		373.41	100.0	二国間ODA合計		276.58	100.0	二国間ODA合計		396.07	100.0

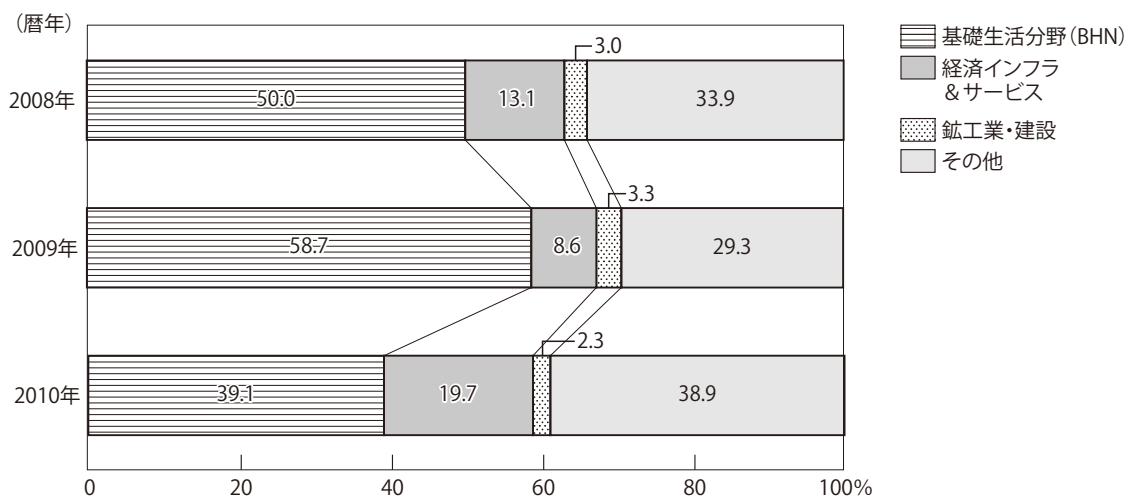
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

20 ギリシャ

援助政策等

1. 経緯

1997年から多国籍の支援枠組みでODAを開始し、経験の蓄積と利用可能な資源の増加に伴い徐々に二国間支援を拡大した。

1999年のDAC加盟により、ミレニアム開発目標の達成に貢献し、「モンテレー宣言」(2002年)、「援助効果向上に関するパリ宣言」(2005年)、EUの開発協力枠組みを規定する「開発に関する欧州のコンセンサス」および「アクラ行動計画」(2008年)に基づく量的・質的目標の達成を約束した。

2. 基本法

1999年7月、法律2731/1999号により、ODA実施のため、国際経済関係組織調整閣僚委員会に開発協力・援助に関する政策および戦略の企画・立案権限が付与され、国家経済省にODA実施に係る監督、調整、予算管理の権限が付与された。実施は、国家経済省の指定する機関(公益法人等)が担うこととなった。また、外務省に国際開発協力総局(Hellenic International Development Cooperation Department)(通称:Hellenic Aid)^(注1)が設置され、緊急人道支援・食糧援助および復興・復旧支援に従事するNGOとの調整に限定された権限が付与された。

2002年6月、大統領令159号により、外務省に国際経済関係・開発協力を担当する事務次官が設置され、ODA実施に関する経済・財務省(旧国家経済省)の権限、予算および定員の一部が委譲された。

3. 基本目標

- (1) 2007年までにODAをGNI比0.33%とする。
- (2) 2012年までにODAをGNI比0.51%とする。
- (3) 最終的目標として、ODAを2017年までにGNI比0.70%とする。

4. 目標達成への進展

財政危機のため、2011年については、ODA総額はGNI

比0.11%(約3億3,100万ユーロ)となる見通し(6月末時点。ただし、最終値は若干上昇する見込み)。

5. 基本方針

- (1) 量的目標の達成が困難な一方、質的目標については、「モンテレー宣言」、「援助効果向上に関するパリ宣言」、「開発に関する欧州のコンセンサス」および「アクラ行動計画」に基づく目標の達成に注力する。
- (2) 開発政策は、良い統治、国際法ならびに人権尊重および市民社会の開発取組への積極的参加という根本原則に基づく貧困削減を基本的な目標とする。特に、健康、教育、ジェンダーおよび環境の分野に焦点を当てる。
- (3) ODAの効果的実施のため、公的政策部門の関連分野における政策統合に努める。この点、特に移民政策、気候変動、環境、運輸および貿易の分野において政策統合の必要性が高い。
- (4) ミレニアム開発目標達成の前提条件となる、援助の効率性については、「援助効果向上に関するパリ宣言」における5つの原則に対する具体的約束を含む同宣言を実施するための「行動計画」を2004年に採択した。
- (5) ミレニアム開発目標達成には、開発援助と非援助国の制度との連携(alignment)、援助国同士の調和(harmonization)、援助効果の効率的な管理、援助の予見可能性、および作業分担が重要な指標となる。
- (6) パリ宣言の実施にとって、「ギリシャ・バルカン復興計画」^(注2)は実質的な貢献の実例である。同計画はアルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ルーマニア、セルビアおよびモンテネグロを対象都市、被援助国の主体性(ownership)および援助受入れ政策を基本にした連携(alignment)の原則に基づいて実施している。
- (7) 作業分担の点では、米国、ハンガリー、リトアニア、エストニア、チェコおよびスペインとの間で、アフガニスタンへの援助協調を実施。また、国連信託基金を通じた共同融資を実施している。
- (8) 技術支援は、組織・制度の基礎構築を含み、技術、

注1:Hellenic Aid関連HP:<http://www.hellenicaid.gr>

注2:ギリシャ・バルカン復興計画

ギリシャ政府は、1999年のコソボ紛争後、バルカン諸国の経済復興を支援するための枠組みとして「ギリシャ・バルカン復興計画」(Hellenic Plan for the Economic Reconstruction of the Balkans)を策定し、西バルカンおよびブルガリア、ルーマニアに対し、2002年から5年間で総額5億5千万ユーロの支援を決定。公的部門に対する支援には約4億2184万ユーロ、民間部門に対する支援には1億680万ユーロが配分。2010年12月までにイヤマークされている案件も含め50.77%(約2億7千万ユーロ)を実施。本計画は2006年の終了時に5年間延長された。

科学技術（または専門的技能）が被援助国に移転することにより、実質的な発展を促し、援助計画が終了した後に自律的に同様の活動が実施されるよう努める。特に、社会インフラ・サービスの整備、中でも医療機関、初等・中等教育、上水道普及、若者と女性に対する職業訓練、制度構築、民主化、発展における女性の平等な機会の提供など、社会の発展を促す分野を重視。

(9) NGOとの協力。2009年5月に初の公募実施。

実施体制

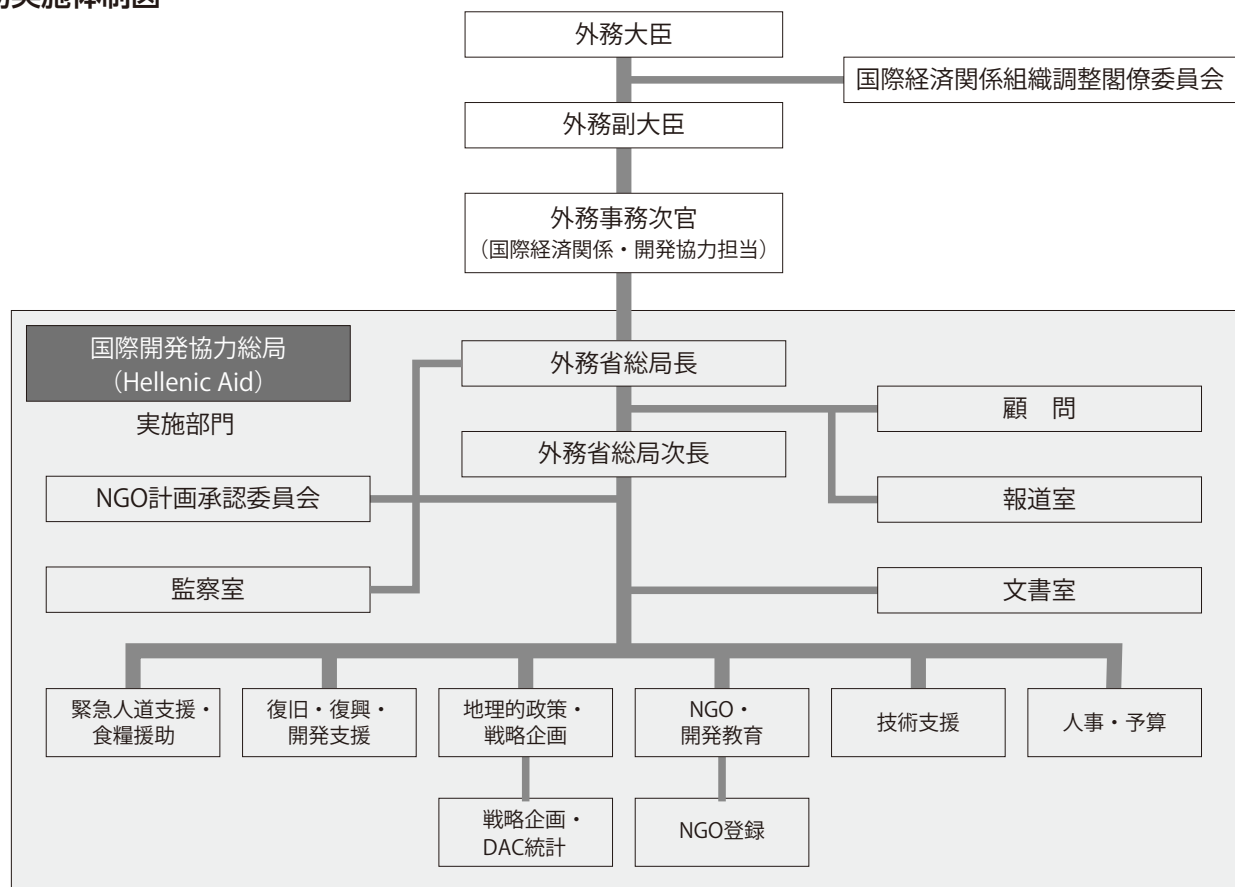
ODAの実施は外務省に設置された国際開発協力総局 (Hellenic Aid) が担う^(注3)。

1. 国際開発協力総局は、外務省所管の独立組織で外務省の行政の不可分の組織である。
 2. 国際開発協力総局は、開発・人道メカニズムであり、開発戦略の企画・形成を担う。
 3. 国際開発協力総局の所掌事務は以下のとおり。
- (1) 開発援助に関連する国家予算のすべての資金を管理

する。

- (2) 国際経済関係組織調整閣僚委員会に対し、開発政策戦略に関する提案を起案。
- (3) 発展途上国への人道・開発援助に関する活動および計画に対する監督、調整、促進。
- (4) 開発協力に関し、EU、OECD・DACおよび他の国際的・地域的機関、国際基金、地域開発銀行および開発を主題とした国際会議への代表。
- (5) 承認・融資に向けて提出された開発・人道計画・活動の提案に関する監査ならびに評価およびその実現に関する監視、監督および評価。
- (6) 公的部門の担当機関および民間団体との協力。
- (7) 統計データの収集および精査。
- (8) 国際的課題への対処における、欧州内協力およびEUへの貢献を中心とした国際開発課題に関する政策案の起案。
- (9) 開発分野の重要課題に関する研究・検証および外務省政務レベルへの提案。

援助実施体制図



注3: 日本のJICAに当たる組織はなく、Hellenic Aidが直接、実施機関（学校、研究機関等の公益法人、NGO等）と調整を行う。Hellenic Aidのスタッフは35～40名。そのうち、約半分は外務省職員、他の半分は専門家で構成される。ODAの実施においては、在外公館が補完的役割を担う。Hellenic Aid自体の在外事務所は、2006年にスリランカへの支援のためコロンボに設置（1名）された例があるのみ（現在は閉鎖）。

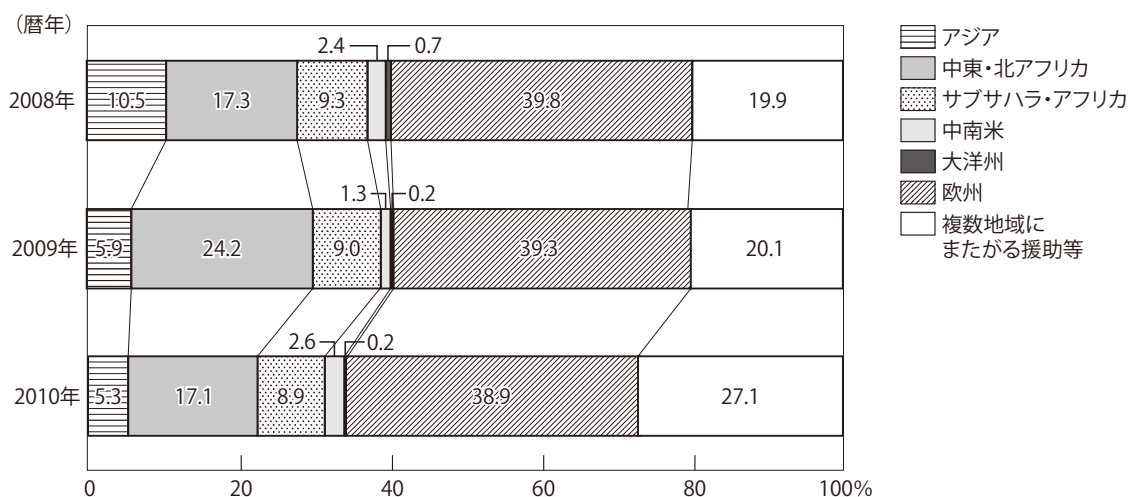
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	アルバニア	70.46	22.6	1	アルバニア	54.99	18.5	1	アルバニア	51.93	24.5
2	セルビア	36.41	11.7	2	コソボ	32.76	11.0	2	セルビア	12.26	5.8
3	エジプト	12.75	4.1	3	アフガニスタン	17.97	6.1	3	エジプト	9.11	4.3
4	アフガニスタン	10.13	3.2	4	エジプト	14.30	4.8	4	【パレスチナ自治区】	6.85	3.2
5	中国	7.72	2.5	5	【パレスチナ自治区】	10.72	3.6	5	トルコ	6.14	2.9
6	【パレスチナ自治区】	7.13	2.3	6	トルコ	6.47	2.2	6	シリア	3.55	1.7
7	ボスニア・ヘルツェゴビナ	5.92	1.9	7	シリア	5.58	1.9	7	ウクライナ	2.96	1.4
8	トルコ	5.49	1.8	8	ヨルダン	4.47	1.5	8	ヨルダン	2.55	1.2
9	シリア	4.96	1.6	9	ウクライナ	3.99	1.3	9	アルメニア	1.73	0.8
10	グルジア	4.47	1.4	10	グルジア	3.71	1.2	10	グルジア	1.70	0.8
10位の合計		165.44	53.0	10位の合計		154.96	52.2	10位の合計		98.78	46.6
二国間ODA合計		312.17	100.0	二国間ODA合計		296.94	100.0	二国間ODA合計		211.82	100.0

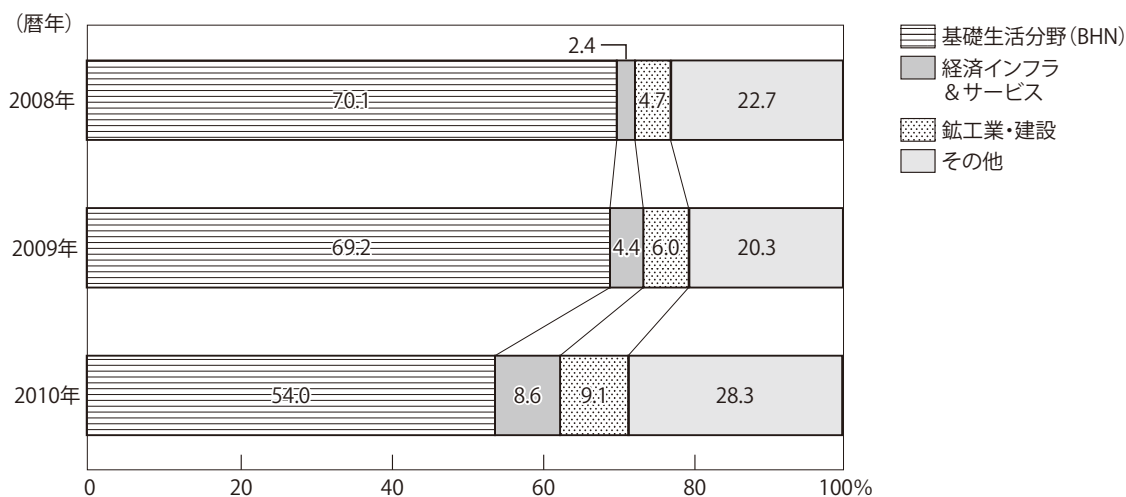
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

21 ルクセンブルク

援助政策等

1. 総論

ルクセンブルクの開発協力は、開発援助に関する1996年1月6日法を基本法として実施されてきており、2012年3月には、同基本法を補完するための、開発協力と人道に係る法も採択されている。ルクセンブルクは、ODAが国連が目標と定める対GNI比0.7%を超えている5か国の一つである。2010年の開発援助額は3億358万ユーロにのぼり、対GNI比1.09%となった。ルクセンブルクは、ミレニアム開発目標の実現を目指し、保健、教育、地域開発（特に水および衛生）を重点援助分野と位置付けている。

UNDP、UNFPA、^{ユニセフ}UNICEF、WHO、ILO、UNCDFといった国際機関との協力関係の増強に力を入れている。

人道支援に関して、2010年には3,550万ユーロ以上を支出した。ルクセンブルクの人道支援は、(1)緊急援助、(2)移行、復興および再建、(3)予防を3本柱としており、戦略上、緊急支援に予算のほとんどが充てられている。

2. 主な二国間援助対象国

ルクセンブルク政府は、効率性とインパクトの観点から、支援対象地域を絞っており、ブルキナファソ、マリ、ニジェール、セネガル、カーボヴェルデ、ナミビア、ラオス、ベトナム、ニカラグア、エルサルバドルの10か国をターゲット国としている。アフガニスタン、コソボ、モンテネグロ、セルビア、ルワンダ、モンゴル等に対しても支援を行っている。

実施体制

1. 外務省

開発協力・人道支援大臣の下、外務省開発協力局が対外援助全般を所掌している。

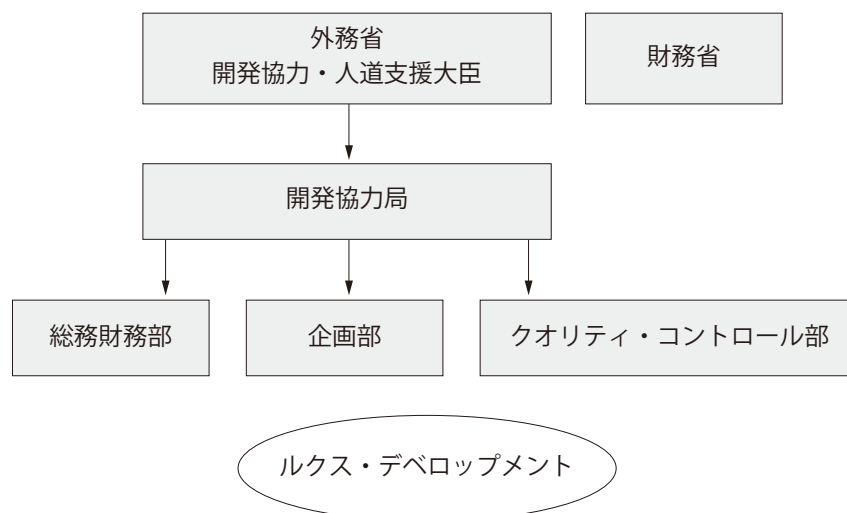
2. ルクス・デベロップメント

二国間援助のほとんどを実施するのが、ルクス・デベロップメントである。ルクス・デベロップメントは株式会社形態で、政府が98%、国立開発金融公庫（SNCF）が2%の株式を保有している。取締役には政府の代表やNGO関係者が含まれる。ルクス・デベロップメントはルクセンブルク政府によるODAリソースのほとんどを管理している。主要業務のほか、政府の要請に基づき、緊急支援活動や他のドナー国や欧州委員会の支援する計画の管理なども行う。2010年に外務省から割り当てられた予算は8,102万ユーロ。同年の支出は72,342,651ユーロ（前年は70,882,043ユーロ）。2010年のスタッフ数は109人（うち本部54人、フィールド55人）。在外地域事務所はプライア（カーボヴェルデ）、ダカール（セネガル）、ワガドゥグー（ブルキナファソ）、プリシュティナ（コソボ）、ハノイ（ベトナム）、マナグア（ニカラグア）の6か所にある。

● ホームページ

- ・外務省開発協力局：<http://cooperation.mae.lu/fr>
- ・ルクス・デベロップメント：
<http://www.lux-development.lu/index.lasso>

援助実施体制図



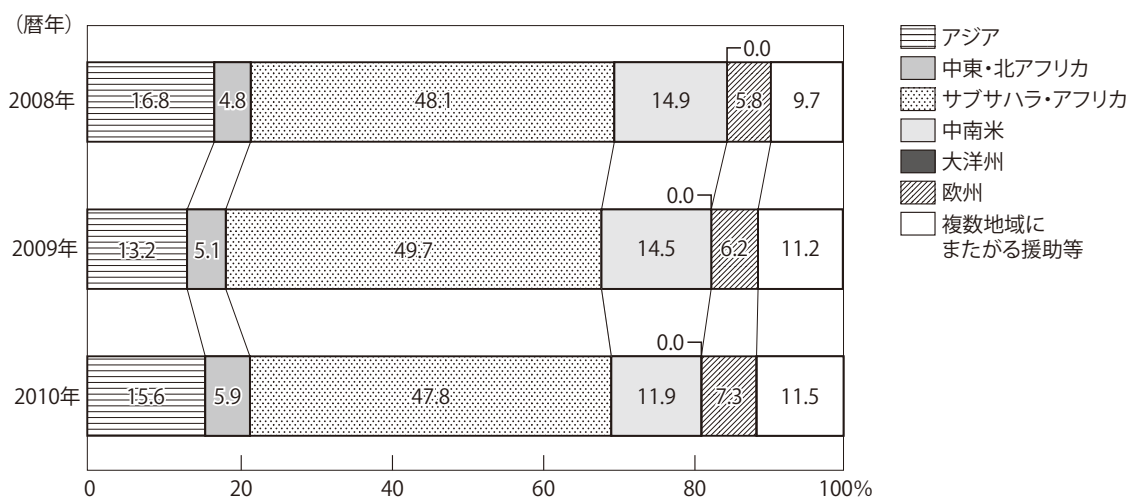
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	セネガル	21.84	7.8	1	セネガル	22.89	8.6	1	セネガル	18.84	7.2
2	マリ	20.21	7.3	2	マリ	22.75	8.6	2	ブルキナファソ	17.90	6.8
3	カーボヴェルデ	19.44	7.0	3	ブルキナファソ	14.78	5.6	3	カーボヴェルデ	16.87	6.4
4	ベトナム	17.95	6.4	4	カーボヴェルデ	14.24	5.4	4	マリ	14.24	5.4
5	ニカラグア	16.39	5.9	5	エルサルバドル	13.48	5.1	5	ナミビア	12.46	4.8
6	ラオス	14.21	5.1	6	ベトナム	12.87	4.8	6	ラオス	12.35	4.7
7	ブルキナファソ	13.39	4.8	7	ニカラグア	11.85	4.5	7	ベトナム	12.14	4.6
8	ニジェール	12.15	4.4	8	ナミビア	9.99	3.8	8	ニカラグア	9.45	3.6
9	エルサルバドル	11.41	4.1	9	ニジェール	9.33	3.5	8	[パレスチナ自治区]	9.45	3.6
10	セルビア	8.72	3.1	10	コンゴ	7.97	3.0	10	コンゴ	9.16	3.5
10位の合計		155.71	55.9	10位の合計		140.15	52.7	10位の合計		132.86	50.7
二国間ODA合計		278.51	100.0	二国間ODA合計		265.98	100.0	二国間ODA合計		262.02	100.0

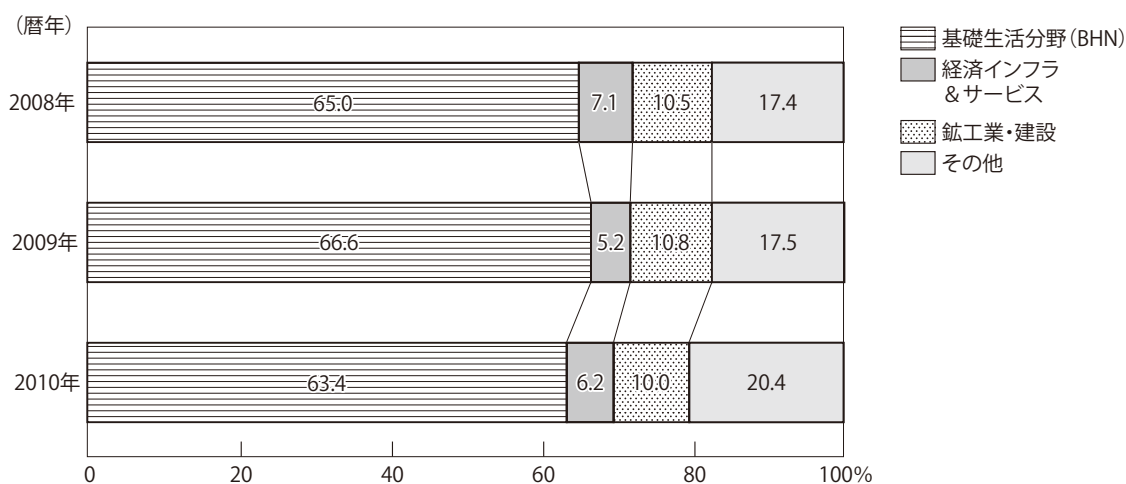
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

22 ニュージーランド

援助政策等

1. 基本方針・優先分野

ニュージーランド政府の開発援助は、ニュージーランドの持つ優位性を最大限活用する方法で、途上国の開発ニーズに応えるとの基本方針の下、漁業、農業、観光、再生可能エネルギー、教育および警察を含む法と司法を重点分野としている。また、開発援助政策は、ニュージーランド政府の外交に貢献すべく、貿易、移民、投資、安全、環境政策および国際的な開発コミットメントや開発目標との一体性が求められている。

途上国の持続的開発を支援するために以下の優先分野が掲げられている。

- (1) 経済開発への投資
- (2) 人材育成の促進
- (3) 自然災害への対応
- (4) 安全なコミュニティの構築
- (5) 援助効果の向上
- (6) 国際的な目標の達成（ミレニアム開発目標等）

地域的には、大洋州を優先地域とし（援助の半分は大洋州地域を対象）、その他、アジア、中東、南米およびアフリカ南部に対しても援助を行っている。

2. 援助の形態

ニュージーランド政府の援助は、以下のいずれかの援助プログラムから構成される。

- (1) 特定課題に基づく多国間プログラム
 - ・経済開発プログラム
 - ・人材育成・ガバナンスプログラム
- (2) 国別プログラム
 - ・アフガニスタン
 - ・クック
 - ・フィジー
 - ・インドネシア
 - ・キリバス
 - ・ニウエ
 - ・パプアニューギニア
 - ・サモア
 - ・ソロモン
 - ・トケラウ諸島
 - ・トンガ
 - ・ツバル

- ・東ティモール
 - ・バヌアツ
 - ・ベトナム
- (3) 地域プログラム
 - ・南部アフリカ地域プログラム
 - ・ASEAN地域プログラム
 - ・南米地域プログラム
 - (4) 地域・国際機関プログラム
 - ・大洋州地域機関
 - ・多国間機関
 - (5) その他
 - ・他の政府機関やNGO、研究機関との連携によるパートナーシップ基金
 - ・人道・緊急援助
 - ・太平洋地域奨学金等

3. 援助効果向上に向けた取組

「援助効果向上に関するパリ宣言」や「アクラ行動計画」に従った援助効果向上に向けた取組として、説明責任（アカウンタビリティ）、教訓および改善を目的とした、援助活動の実態や効果の評価、審査が、政府の開発援助プログラムの一環として行われている。

実施体制

2001年までニュージーランド政府の開発援助は外務貿易省が所管していた。2002年に、ニュージーランド国際開発庁（NZAID：New Zealand Agency for International Development）が外務貿易省とは独立した政府機関として設立されると、開発援助は同庁が所管するようになった。2009年4月、NZAIDは外務貿易省に再び吸収され、NZAIDが行っていた開発援助業務は、「ニュージーランド援助プログラム」（New Zealand Aid Programme）と称され、外務貿易省内の国際開発グループ（IDG：International Development Group）が所管することとなり、現在に至る。IDGおよび在外公館の援助担当官は、外交官のほか、企業経営者、講師、経済学者、漁業や農業の専門家等様々なバックグラウンドを持つ援助スペシャリストである。IDGは、開発援助政策の中核として、開発援助政策の企画・立案、実施評価等を行い、具体的な開発援助プロジェクトの企画・立案、実施については、在外公館の援助担当官を通して行われている。

外務貿易省（IDG）は、開発援助の実施に当たり、他の政府機関、地域・国際機関、市民団体、NGO、民間団体等と協働する。

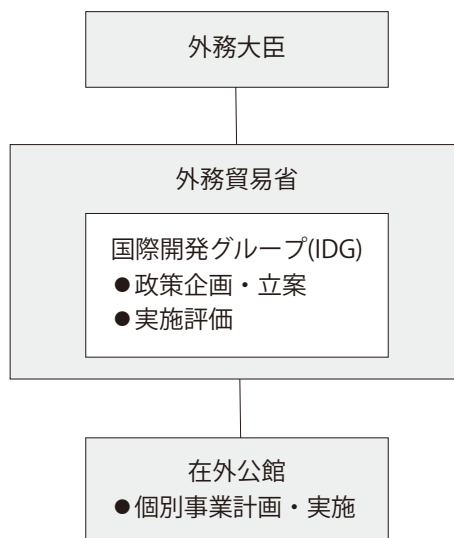
IDGの人員は125名、その他21の在外公館（大洋州10、東南アジア4、南アジア1、アフリカ1、欧米・国際機関5）が開発援助業務を担っている（2011年6月現在）。

2011-12年度におけるニュージーランド政府のODA実績は約5.96億NZドル、2012-2013年度におけるODA予算は、約5.54億NZドル。

● ホームページ

・ New Zealand Aid Programme : <http://www.aid.govt.nz/>

援助実施体制図



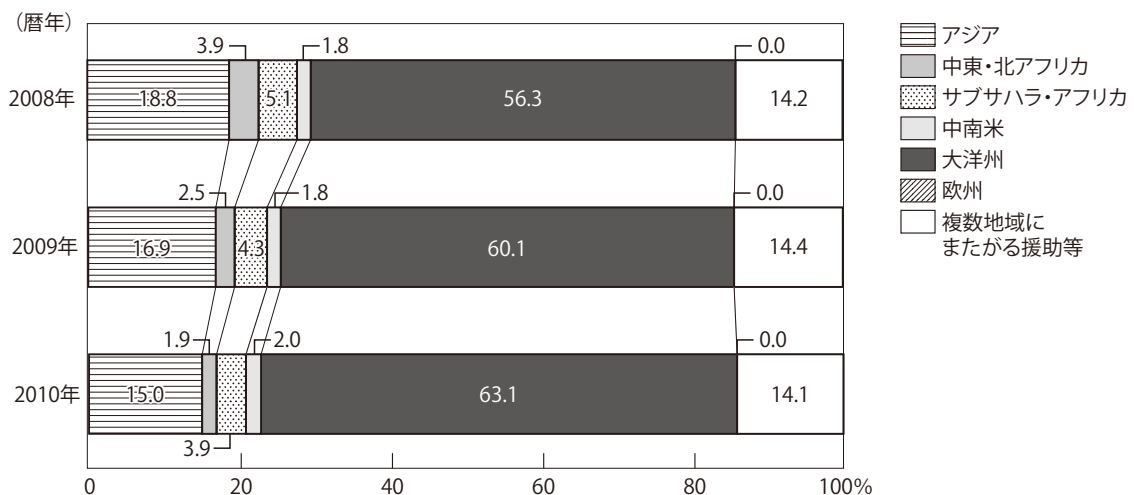
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	ソロモン	22.06	7.9	1	ソロモン	26.83	11.9	1	ソロモン	25.48	9.4
2	[トケラウ諸島]	20.99	7.6	2	バヌアツ	15.50	6.9	2	バヌアツ	23.85	8.8
3	パプアニューギニア	17.22	6.2	3	パプアニューギニア	14.69	6.5	3	サモア	17.76	6.5
4	[ニウエ]	15.42	5.5	4	サモア	10.34	4.6	4	[トケラウ諸島]	13.12	4.8
5	インドネシア	12.11	4.4	5	[トケラウ諸島]	8.84	3.9	5	バヌアツ	12.86	4.7
6	バヌアツ	10.53	3.8	6	トンガ	7.18	3.2	6	[ニウエ]	12.56	4.6
7	アフガニスタン	7.80	2.8	7	[ニウエ]	5.55	2.5	7	トンガ	11.42	4.2
8	サモア	7.62	2.7	8	キリバス	5.33	2.4	8	[クック]	9.81	3.6
9	ベトナム	7.20	2.6	9	インドネシア	5.14	2.3	9	東ティモール	6.58	2.4
10	トンガ	6.37	2.3	10	東ティモール	5.10	2.3	10	インドネシア	6.54	2.4
10位の合計		127.32	45.8	10位の合計		104.50	46.2	10位の合計		139.98	51.6
二国間ODA合計		277.85	100.0	二国間ODA合計		225.96	100.0	二国間ODA合計		271.21	100.0

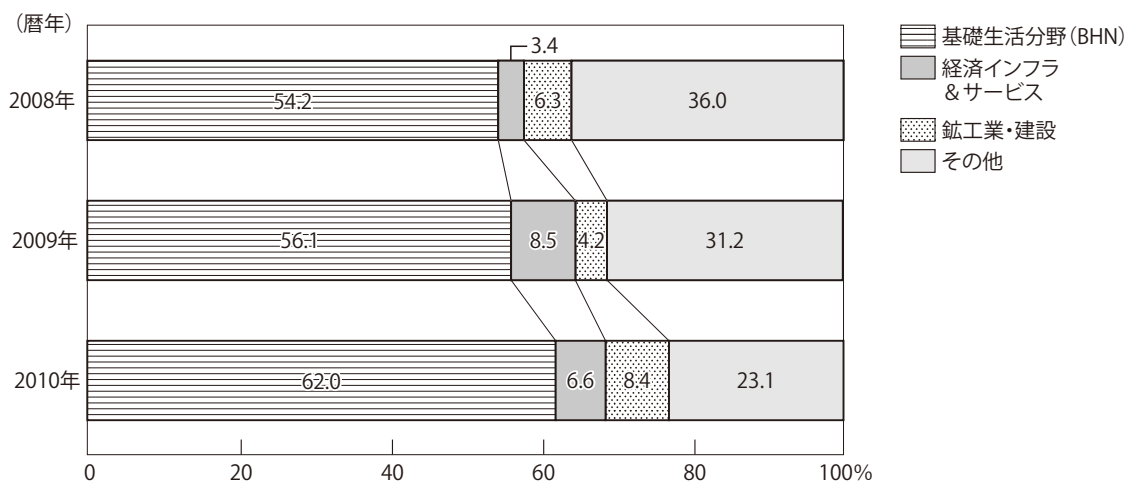
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

23 EU（欧州連合）

援助政策等

1. 基本法

EUの開発政策は、欧州連合の機能に関する条約（2009年12月1日発効）の第208条1でEUの対外活動の原則と目的の枠組みの中で実施されなければならない旨、また、第208条2で貧困の削減・撲滅を主要な目標とすることが規定されている。

2. 基本方針

2005年、欧州委員会、理事会、欧州議会の三者により、開発政策に関する共通ビジョンである「開発に関する欧州のコンセンサス」(The European Consensus on Development) が合意された。同コンセンサスでは、EUとEU加盟国間との援助政策の一貫性を確保し、援助効果を上げていくことを強調しており、また、ミレニアム開発目標（MDGs）の追求とともに持続可能な開発の文脈における貧困の根絶、グッド・ガバナンス、人権、さらには政治・経済・社会・環境の側面を含む持続可能な開発をその主たる共通政策目標に据えている。その上で、オーナーシップおよびパートナーシップ、政治的対話、市民社会の参加、ジェンダー平等推進、国家の脆弱性への配慮を共通原則とした。

2009年、欧州委員会は、同コンセンサスで規定されたEUの関与に関する進捗状況^{しんちよく}に対して初期評価を行い、同コンセンサスは依然として有効であり、国際社会の場において、EUが一つにまとまって意見を主張することに資する一方、EUを取り巻く環境の変化、新興国の被援助国から援助国への変貌、新たな地球規模課題の発生や、リスボン条約発効による欧州対外活動庁（EEAS）の創設等に対応するために改訂が必要であるとの結論に達し、2010年秋に「変化のためのアジェンダ」(Increasing the impact of EU Development Policy: Agenda for Change) を作成した。同アジェンダ案では、民主主義、ガバナンス、人権へさらに焦点を当て、EUの開発援助が最大限効果を発揮する地域への注力、1国への援助を最大3セクターへ絞りこむ政策等を打ち出し、2012年5月、理事会によって採択された。

EUは、効果的かつ効率的な支援のため、プロジェクト支援、セクター支援、財政支援（budget support）の3つ

のいずれかの支援形態から、被援助国の政治・経済・社会状況に応じて使い分けをしている。

3. 予算

(1) 規模

2010年のEUによる開発援助総額（支出純額ベース）は126.79億ドルである（DAC統計ベース：2012年1月時点）。EUは、MDGs等で掲げられている政府開発援助の対GNI比0.7%目標の2015年までの達成にコミットしており、EU自身の中間目標も設定している。なおDACに加盟するEU加盟国15か国^{（注1）}の開発援助総額は696.61億ドルである。

(2) 分類

EUの政府開発援助には、アフリカ、カリブ、太平洋（ACP）諸国に対する援助として拠出する欧州開発基金（European Development Fund（EDF））と、ACP諸国以外の地域および個別分野に対する対外援助を実施している一般予算とがある。EDFは、1959年から開始され、特定のEU加盟国との歴史的関係を背景に、伝統的にEU予算外で扱われてきた。

人道援助については、EUの通常予算を主な財源として、欧州委員会人道援助・市民保護総局（Humanitarian Aid and Civil Protection（ECHO））が実施している。2010年のECHOの人道援助額（実績額）は、約11億1500万ユーロである。

実施体制

1. EU

(1) 外交政策全般の立案：欧州対外活動庁

（European External Action Service（EEAS））

2010年12月に新たに発足した欧州対外活動庁が、外交政策全般の立案を行っている。開発政策は、外交政策に沿った形で、欧州対外活動庁と欧州委員会開発協力総局が立案する。

(2) 援助の実施：欧州委員会開発協力総局

（Development and Cooperation- EuropeAid（DEVCO））

援助の実施については、欧州委員会開発協力総局が、プログラムの特定・策定から、予算策定、プロジェクトの実施・モニタリング、事後評価に至る一連のプロ

注1: オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国

セスを一括して受け持つ。

2. 欧州投資銀行 (European Investment Bank (EIB))

1958年、EC設立条約に基づき、その金融活動を通じて欧州の統合とECの後進地域の経済開発に資する投資を促進することを目的に設立された融資機関である。EUの開発援助・協力政策の一環として、加盟候補国、バルカン諸国、地中海諸国、ACP諸国、アジア諸国、ラテンアメリカ諸国等EU域外への融資も行っている。

3. NGOとの関係

EUは、前述の「コンセンサス」において、市民団体と

の関係強化にコミットしている。インターネットを利用したパブリックコンサルテーション等多くの関係するNGOの意見聴取を重視し、透明性のある援助政策の運用に利用している。

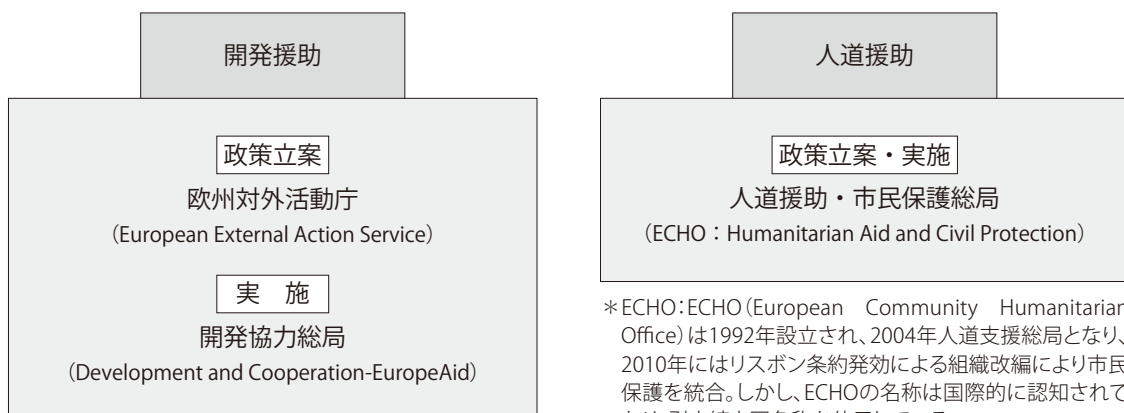
● ホームページ

- ・ 欧州対外活動庁：<http://www.eeas.europa.eu/>
- ・ 開発協力総局：
http://ec.europa.eu/europaaid/index_en.htm
- ・ 人道援助・市民保護総局：
http://ec.europa.eu/echo/index_en.htm

援助実施体制図

予算：一般予算＋欧州開発基金*

* EDF：European Development Fund



*なお、貿易総局、農業総局、経済・財務総局等の関係総局も企画立案に関与

* ECHO: ECHO (European Community Humanitarian Office) は1992年設立され、2004年人道支援総局となり、2010年にはリスボン条約発効による組織改編により市民保護を統合。しかし、ECHOの名称は国際的に認知されており、引き続き同名称を使用している。

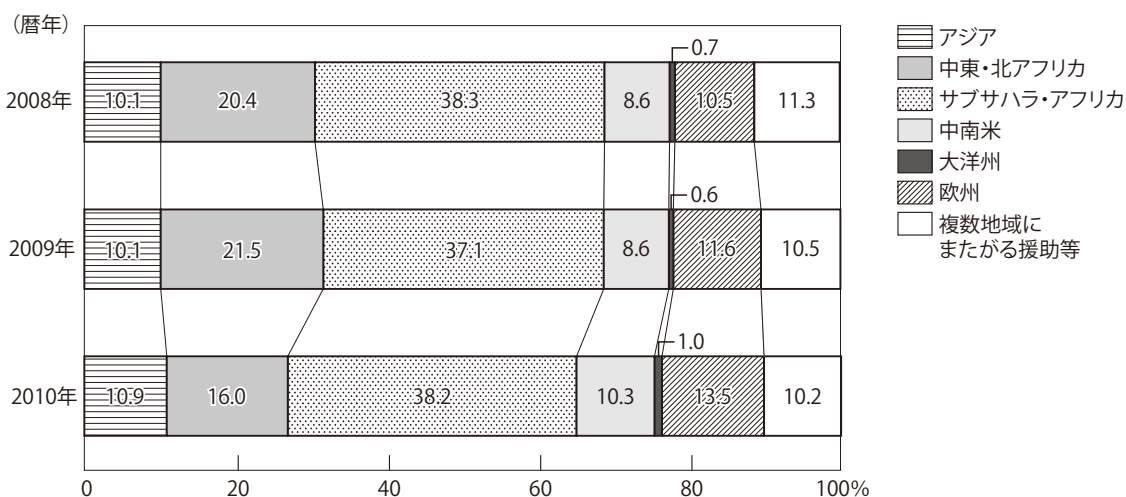
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年		順位	国・地域名	2010年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	[パレスチナ自治区]	663.10	5.2	1	トルコ	786.95	6.0	1	[パレスチナ自治区]	441.10	3.5
2	エチオピア	447.14	3.5	2	[パレスチナ自治区]	538.32	4.1	2	コンゴ民主共和国	364.26	2.9
3	トルコ	434.63	3.4	3	アフガニスタン	395.36	3.0	3	トルコ	295.15	2.4
4	アフガニスタン	349.31	2.7	4	コンゴ	315.91	2.4	4	セルビア	290.13	2.3
5	モロッコ	329.44	2.6	5	セルビア	292.94	2.2	5	アフガニスタン	285.02	2.3
6	セルビア	319.02	2.5	6	モロッコ	282.39	2.2	6	ハイチ	284.27	2.3
7	スーダン	277.84	2.2	7	コンゴ民主共和国	232.76	1.8	7	スーダン	284.17	2.3
8	ウガンダ	258.89	2.0	8	スーダン	225.81	1.7	8	コンゴ	279.32	2.2
9	ウクライナ	242.29	1.9	9	エジプト	204.68	1.6	9	エチオピア	237.56	1.9
10	コンゴ民主共和国	224.26	1.7	9	モザンビーク	204.68	1.6	10	モロッコ	223.44	1.8
10位の合計		3,545.92	27.6	10位の合計		3,479.80	26.7	10位の合計		2,984.42	24.0
二国間ODA合計		12,868.00	100.0	二国間ODA合計		13,021.43	100.0	二国間ODA合計		12,428.04	100.0

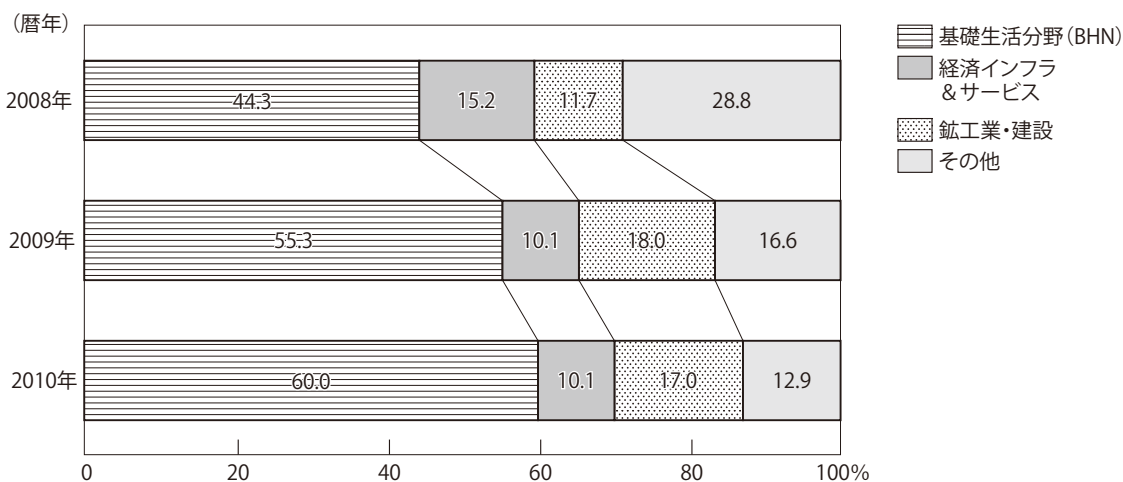
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

24 中国

援助政策等

1. 全体概況^(注1)

中国の対外援助は、1950年より始まり、2009年末までに、161の国と30の組織に対して援助を行っている。

中国の対外援助は、南南協力（発展途上国間の相互支援）の範疇内^{はんちゅう}であり、援助国自身の能力の向上、いかなる政治的条件も付帯しないこと等を基本理念^(注2)としている。

援助形態の種類としては、①無償援助、②無利子借款、③優遇借款の3種類^(注3)がある。

援助方式としては、①フルセット型プロジェクト^(注4)（中文：成套項目）、②一般物資援助、③技術協力、④人材育成協力、⑤医療隊派遣、⑥緊急人道主義援助、⑦ボランティア派遣、⑧債務免除の8種類がある。

対象地域については、アジアとアフリカで全体の80%を占め^(注5)、援助分野は、農業、工業、インフラ整備等のほか、最近では気候変動への対応も新たな分野として対象になっている。

2. 中国対外援助白書公表（2011年4月）

2010年、中国は対外援助60周年を迎え、全国対外援助工作会議が開催されたが、これを節目として、2011年4月、國務院新聞弁公室より、初の「中国対外援助白書」が公表された。同白書は全46ページあり、詳細なデータが含まれているものではないが、中国の対外援助について、政策、資金、援助方式、対象地域・分野、管理体制、国際協力の6つの角度より体系的に紹介したものとなっている。

3. 対外援助実績

2011年の実績に関しては、以下のとおり。

中国統計年鑑（2012年版）によれば、2011年の中央の対外援助支出は158.98億元（約1963億円）で前年比約1.2%増。中央財政支出全体に占める割合は0.85%から0.96%に微増した。地方政府からの対外援助支出は1100万元（約1億3585万円）。

中国商務年鑑（2012年版）によると、2011年、中国政府は103の国・組織と348件の援助協定を締結した。

具体的な実績は以下のとおり。①フルセット型プロジェクトについては、60か国に新たに146件につきコミット、269件が建設中。②技術協力プロジェクトについては、40か国に新たに72件にコミット、190件が実施中。③人材育成プロジェクトについては、160か国・組織の17,952名を養成。④物資援助については77か国に198件実施。⑤緊急人道主義援助を31か国に対して実施。⑥35件の優遇借款を新たにコミット。⑦その他、2011年末までに86か国に218のプロジェクト/専門家チーム、4,392名の専門家を派遣。

4. 対アフリカ援助

中国の対外援助の中でも対アフリカ援助は重点とされている。2010年12月、國務院新聞弁公室から、初の「中国アフリカ経済貿易協力白書」が公表された。中国・アフリカの経済貿易協力関係は、南南協力の重要な一部であるとし、インフラ整備、キャパシティ向上、民生レベルの向上について具体的に援助状況を紹介している。

また、2012年に北京で開催された「第5回中国・アフリカ協力フォーラム（FOCAC）閣僚会合」において、胡錦濤国家主席は、今後3年間で5つの重点分野^(注6)において、アフリカの平和・発展を支援するとし、200億ドルを限度とする借款の供与等を約束した。

5. 2010年の大規模援助コミットメント

2010年9月、国連MDGs閣僚級非公式会合にて、温家宝総理が、2011～2015年の発展途上国支援6項目^(注7)を発表した。同年11月、中国ーポルトガル語圏経済貿易協力フォーラム第3回閣僚級会議にて、温家宝総理が、同フォーラムへのアジア・アフリカ地域参加国に対する支援6項目^(注8)（2010～2013年）を発表した。

注1: 2011年対外援助白書より。

注2: その他、平等互惠・共同发展、能力相応の援助、時代と共に改革・革新の基本原則がある。

注3: 2009年末までの援助総額は2562.9億元（無償援助1062億元、無利子借款765.4億元、優遇借款735.5億元）。無償援助は、主に病院、学校建設等の中小規模プロジェクトや人材育成、技術協力、緊急人道支援等に使用される。無利子借款は、主に公共施設整備等に使用される。優遇借款は、大・中規模インフラ整備や設備供与等に使用されており、2009年までに76の国家に325のプロジェクトを実施、うち61%はインフラ整備、8.9%はエネルギー・資源開発に使用されている。また、2011年9月7日に北京にて行われた商務部対外援助司の講演によると、今後は、無償資金協力を重点が置かれる方向。

注4: フルセット型プロジェクトはプロジェクトの設計から施工まですべてまたは一部の建設工程の責任を中国側が負い、全部あるいは一部の設備、建築材料の提供、および技術者派遣による施工、生産等の指導等を中国側が請け負う中国の最も主要な援助方式。

注5: 2011年9月7日に北京にて行われた商務部対外援助司の講演によると、今後は、LDCsや島嶼諸国に重点が置かれる方向。

注6: ①投資・融資、②人材育成、医療等開発援助、③アフリカ統合、④民間友好、⑤平和・安定。

6. 対外援助に係る国際協力

二国間援助が主であるが、南南協力のフレームの下、三角協力も推進^(注9)。商務年鑑には、米国、フランス、日本、ドイツ、アルゼンチン等の国々対話を進めているほか、積極的に国際組織等との三角協力を模索している旨記述がある。

実施体制^(注10)

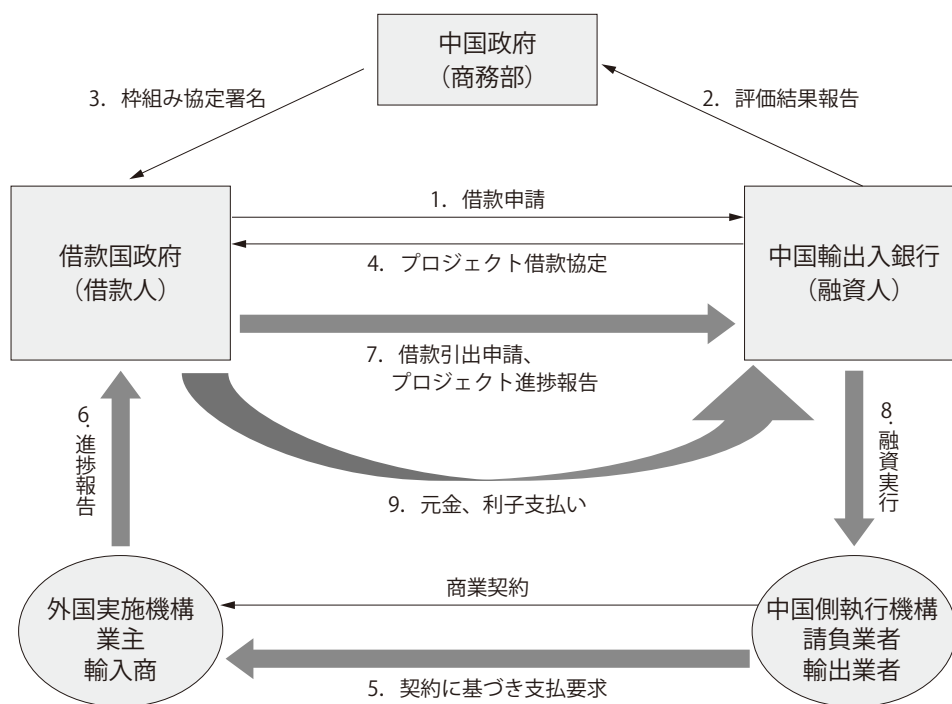
(1) 対外援助は、商務部（対外援助司）が主管しており、

外交部、財政部、中国輸出入銀行と協議しながら、国別援助計画や資金計画等を作成。その他の中央部門も一部の専門性の強い援助事業に参加している。2008年に設立された商務部・外交部・財政部等関係機関による部門間連絡機構が、2011年2月に部門間調整機構へ昇格した。

(2) 無償援助、無利子援助は、国家財政より支出され、優遇借款については、中国輸出入銀行（国務院直属機関）を通じて実施される。

援助実施体制図

対外援助優遇借款のフローチャート



(中国輸出入銀行ホームページより)

注7: ①民生プロジェクトの推進(200の学校建設、200のクリーンエネルギー・環境プロジェクト、100の病院に機材・薬品提供、3000名の医療専門家派遣、世界エイズ・結核・マラリア対策基金に1400万ドルの支援等)、②LDCsに対する債務免除、③金融協力(優遇借款、優遇バイヤーズクレジットの提供)、④貿易関係の開拓・発展(対中輸出ゼロ関税品目および対象国の拡大、国内企業の開発途上国への投資支援)、⑤農業分野での協力(3000名の農業専門家・技術者の派遣、5000名の研修生受入れ等)、⑥人材育成(8万名の人材育成等)。

注8: ①基金創設、②16億元の優遇借款、③農業分野での支援、④1500名の政府職員・技術者への研修、⑤1000名分の中国留学奨学金、⑥医療設備等供与。

注9: 中国対外援助白書より。

注10: 中国対外援助白書より。

25 インド

援助政策等

1. 基本政策

開発援助は外交関係強化において主要な役割を果たすものとして位置付けられ、2011年度の修正予算では、343.3億ルピー（約550億円）が外国への技術・経済協力として計上され、うち、239.2億ルピーが無償資金協力、104.1億ルピーが有償資金協力となっている（別添参照）。援助国・地域の選定に当たっては近隣諸国が重視されており、ブータン、スリランカ、アフガニスタン、ミャンマー、ネパール、モルディブ等近隣諸国に対して援助額の約88%が供与され、その他の約12%はアフリカ諸国、中央アジア諸国、ラテンアメリカ諸国等の地域を対象に供与されている。最大の援助対象国はブータンであり、2011年度には全援助額の59%を占める203億ルピー（うち、無償資金協力123.9億ルピー、有償資金協力79.1億ルピー）が対ブータン援助に支出され、インドはブータンにとって最大の二国間援助供与国となっている。

2. 開発援助内容

(1) 技術協力

- ・全世界161か国とパートナー関係を結び、280の研修コースに年間約7,400人の研修生をインド国内に受け入れ、情報技術、英語、財政、会計検査、銀行業務、教育、計画・行政、議会研究、犯罪記録、織物、地方電化、地域開発、眼科機器、中小企業・企業家開発等の研修を実施している。また、軍関係者研修（1,100名以上の受入れ）も実施している。研修受入れ機関となっているのは中央政府や州政府、民間の教育・研究機関ならびに民間企業等47機関である。
- ・インド人専門家の国外派遣も実施しており、2011年度には情報技術、会計検査、法律、農業、薬学、人口統計、公共団体行政、織物等の分野において、38人のインド人専門家を開発途上国に派遣した。

(2) 主な開発プロジェクト

2011年度は、遺跡保存、情報技術、中小企業等の分野で以下のプロジェクトが実施された。

- ・カンボジアにおけるTa prohm寺院の保護と修復プロジェクト
 - ・ラオスにおけるPhou寺院（ユネスコ世界遺産サイト）の保護と修復プロジェクト
 - ・エルサルバドルとニカラグアにおける情報通信技術研修
 - ・シリア、グラナダ、ドミニカ共和国における情報通信技術研修センター協力計画
 - ・インドネシアにおける建設分野の職業訓練センター設立プロジェクト
 - ・ジンバブエにおける中小企業開発計画
 - ・インドで訓練を受けたベトナム人専門家のIT関係研修の支援
- (3) 開発調査
- ・モンゴルのウランバートルにおける美術工芸学校の拡張工事
- (4) 緊急援助

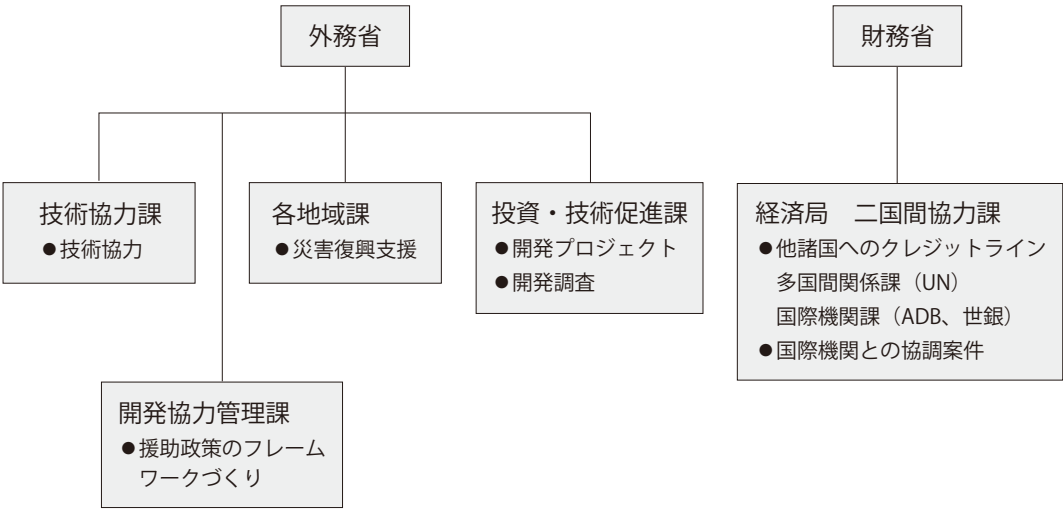
自然災害を受けた以下の国々に対し、人道的支援を行った。

バングラデシュ、ボリビア、北朝鮮、エルサルバドル、リビア、ミャンマー、ナミビア、ニカラグア、セネガル、セントビンセント・グレナディーン、トルコ

実施体制

インドは独立後、外務省を通じて開発途上国からの研修員の受入れ等を行ってきたが、1964年9月に外務省内に援助の中心的な実施機関である技術協力課が設置され、本格的な技術協力活動が開始された。2012年1月に援助の透明性・迅速性向上のため外務省開発協力管理課（DPA）が新設されている。その他に対外援助を担当する主な機関として、財務省経済局多国間関係課（UNDP等と協調した技術支援）、同局国際機関課（ADB、世銀との協調案件）、同局二国間協力課（他諸国への信用供与（クレジットライン））が挙げられる。

援助実施体制図



インド政府による第三国支援：インド外務省

(Ministry of External Affairs, Technical & Economic Cooperation with Other Countries and Advances to Foreign Governments)

(単位：千万ルピー)

	援助形態	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
バングラデシュ	グラント	4	2.5	2	3.3	51	20	60	6	3.76	3	8	30
	ローン	57.42	40	20	18.87	1	0.01						
	総 額	61.42	42.5	22	22.17	52	20.01	60	6	3.76	3	8	30
ブータン	グラント	495	567.05	696	768.65	852.71	564.31	683	791.32	1,004.48	1251	1,239	1,200
	ローン	160	214.4	304	280	278.4	35.2	48	414.6	297.5	472	791	1438
	総 額	655	781.45	1,000	1,048.65	1,131.11	599.51	731	1,205.92	1,301.98	1,723	2,030	2,638
ネパール	グラント	60.25	78.99	60	66.17	66	210	100	113	150	150	150	270
	ローン	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01							
	総 額	60.26	79	60.01	66.18	66.01	210	100	113	150	150	150	270
スリランカ	グラント	17.25	5	15	15.3	25	28.02	28	30	80	90	133	290
	ローン												
	総 額	17.25	5	15	15.3	25	28.02	28	30	80	90	133	290
モルディブ	グラント	8.8	5	3	3.2	13.2	6	19.5	4.7	3.5	11	33	36
	ローン								500			250	250
	総 額	8.8	5	3	3.2	13.2	6	19.5	504.7	3.5	11	283	286
ミャンマー	グラント	16.78	5.5	4	6.21	22	44.57	20	35	55	90	111.8	302.2
	ローン												
	総 額	16.78	5.5	4	6.21	22	44.57	20	35	55	90	111.8	302.2
アフガニスタン	グラント							434	418.5	287	310	290	707
	ローン												
	総 額							434	418.5	287	310	290	707
モンゴル	グラント									125	0	2	2
	ローン												
	総 額							0	0	125	0	2	2
アフリカ諸国	グラント	7.7	8	71.62	106.84	60.98	20	50	95	125	150	124	250
	ローン												
	総 額	7.7	8	71.62	106.84	60.98	20	50	95	125	150	124	250
中央アジア諸国	グラント	5	4	5.29	8.5	9	17	20	18.82	20	30	30	30
	ローン												
	総 額	5	4	5.29	8.5	9	17	20	18.82	20	30	30	30
ラテンアメリカ諸国	グラント							1.53	2	2	4	0.5	15
	ローン												
	総 額							1.53	2	2	4	0.5	15
その他の途上国	グラント	114.94	252.71	172.05	348.22	494.83	591.63	240.08	50.95	36.55	34.35	35	37
	ローン												
	総 額	114.94	252.71	172.05	348.22	494.83	591.63	240.08	50.95	36.55	34.35	35	37
その他	グラント								164.8	169	322	235.7	243.8
	ローン												
	総 額								164.8	169	322	235.7	243.8
総額	グラント	729.72	928.75	1,028.96	1,326.39	1,594.72	1,501.53	1,656.11	1,730.09	2,061.29	2,445.35	2,392	3,413
	ローン	217.43	254.41	324.01	298.88	279.41	35.21	48	914.6	297.5	472	1,041	1,688
	総 額	947.15	1,183.16	1,352.97	1,625.27	1,874.13	1,536.74	1,704.11	2,644.69	2,358.79	2,917.35	3,433	5,101

出典：GOI, Expenditure Budget, various Years

* 2001年度から2011年度までは修正見積予算額、2012年度は予算額

26 ブラジル

援助政策等

1. 外交の一部としての政府開発援助政策とその目標

- (1) 外交政策上、開発援助に従事していくことの重要性はますます高まっている。優先課題として、受益国の住民の社会正義・生活水準の向上および持続的開発に重点を置き、それらを達成するためのツールとして南南協力が重視されている。
- (2) 政府開発援助というよりも、途上国間協力といった意味合いが強く、ブラジルと途上国間の関係強化の中での政策協調や、両国実施機関の能力強化、人材育成、技術の開発、普及等を掲げている。

2. 援助政策における特徴

- (1) 新興援助国と受益国としての側面を持つ。中南米におけるブラジルの主導的な役割、アフリカへの積極外交を背景に、社会経済開発を目的とした地域コミュニティの能力強化に係る技術支援を国際協力の具体的な柱としている。
- (2) また、温帯地域に属する先進国ドナーにはない熱帯・亜熱帯等多様な気候風土、旧ポルトガル領であることによる言語・文化の共通点等の特性を活かした支援を行っている。
- (3) ブラジル国際協力庁（ABC）の予算額は、2010年に5,250万レアル（約21億円）、2011年は5,260万レアル（約21億円）、2012年の予算額は5,180万レアル（約21億円）と近年、おおむね横ばいとなっている。

3. 三角協力

技術協力の実施に当たり、ブラジルは日本をはじめとする先進国をパートナーとする三角協力を推進してきている。これにより、予算面・プロジェクト実施面においてパートナー国からサポートを得ることが可能となり、ブラジルの援助国としての技術移転能力を強化するための重要な手段となることが期待されている。

(1) 日本との連携

- ・ブラジルの機関が、過去、日本の技術協力から得た技術を第三国に普及することを目的とし、中南米諸国やポルトガル語圏アフリカ諸国を対象とした「第三国研修」を1985年から実施している。その後、「日本・ブラジル・パートナーシッププログラム（JBPP）」が開始（2000年3月に署名される）。

- ・JBPPは、日本とブラジルが対等のパートナーとして第三国に対し共同で協力を実施することを目的として策定された枠組みであり、2007年に第1号の第三国共同プロジェクト、第1号の共同セミナーが開始された。現在は、ブラジルを世界有数の大豆生産地へと発展させたセラード開発における過去の技術協力の経験を活かした「対アフリカ熱帯サバンナ農業協力」がモザンビークにおいて実施されているのをはじめとして、多数の事業がJBPPの枠組みを通じて実施されている。なお、JBPPは、①第三国研修、②ブラジルまたは第三国における共同セミナー、③第三国における共同プロジェクトの3スキームからなる。

(2) 国際機関・他ドナーとの連携

ブラジル国際協力庁には多国間協力総合調整部（CGRM）が設置され、主に国際機関と連携した多国間協力を推進している。また、UNDPの南南協力基金にも資金を拠出している。なお、ドイツ、米国、イタリア、スペイン等の二国間協力ドナーも積極的にこの三角協力の案件形成を進めている。

実施体制

1. 主務官庁としての外務省

以前は、国際協力は大統領府企画局国際協力副局と外務省国際協力局が並行して管轄しており、前者が協力の技術的实施（案件発掘、分析、評価およびモニタリング）を担当し、後者が技術協力の政治的管理を行っていたため、協力統括者が二分化していたが、両権能を統合した国際協力庁が外務省の外局として1987年に発足したのに伴い、外務省が主務官庁として確定した。

ブラジル国際協力庁の現在の機能は、「すべての技術分野に係る開発協力に関し、ドナー国および国際機関から受け入れる協力ならびにブラジルおよび途上国間の協力について、国家レベルにおいて調整、交渉、採択、管理および評価を行うこと」とされている。

2. 実施機関

ブラジル国際協力庁はブラジル外務省の外交政策にのっとり、かつ政府各部門の国家計画・プログラムにより策定される国家優先課題に従い、ブラジルと協力相手国との国際協力協定の範囲内で活動を行っている。

ブラジル国際協力庁は次の部門により構成されている。

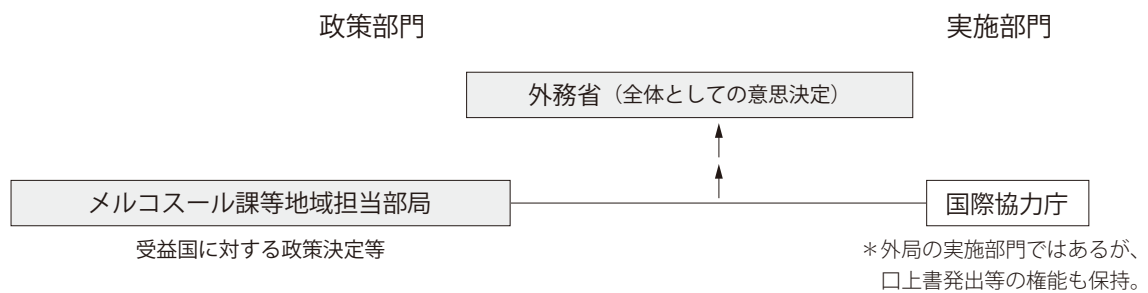
①開発途上国間協力総合調整部（CGPD）、②二国間協力受入総合調整部（CGRB）、③多国間協力総合調整部（CGRM）、④農牧業・エネルギー・バイオ燃料・環境協力総合調整部（CGMA）、⑤情報技術・電子ガバナンス・防災・都市開発・運輸交通協力総合調整部（CGTI）、⑥保健・社

会開発・教育・職業訓練協力総合調整部（CGDS）、⑦プロジェクト管理・運営企画総合調整部（CGAP）

● ホームページ

・ブラジル国際協力庁：http://www.abc.gov.br

援助実施体制図



27 南アフリカ

援助政策等

1. 基本政策

2001年に制定された「アフリカン・ルネサンス国際協力基金法」に基づいて、「アフリカン・ルネサンス国際協力基金」が外務省（現、国際関係・協力省）内に設置された。同基金の主な目的は、経済協力を通じた南アフリカとその他諸国との外交関係強化。優先分野は、①南アフリカとその他諸国（特に、アフリカ諸国）との協力関係の強化、②民主主義とグッド・ガバナンスの促進、③紛争の予防と解決、④社会経済開発と統合、⑤人道支援、⑥人材育成の6分野。近年の支出額は、5,990万ランド（約7億円：2005年度）、3億9,240万ランド（約47億円：2006年度）、3億5,217万ランド（約42億円：2007年度）、4億7,600万ランド（約57億円：2008年度）、3億3,100万（約40億円：2009年度）400万ランド（約4400万円：2010年度）、2億7063万ランド（約30億円：2011年度）である。有償資金協力および無償資金協力のスキームがあるが、現在のところ無償資金協力の活用が大半となっている。

2. 2011年度における主な支援プロジェクト

- ・2011年11月のコンゴ（民）大統領および議会選挙への支援（125百万ランド）
- ・キューバ財政支援パッケージ（100百万ランド）
- ・ソマリア人道支援（10.6百万ランド）
- ・アフリカ諸国外交担当者養成計画（15百万ランド）

実施体制

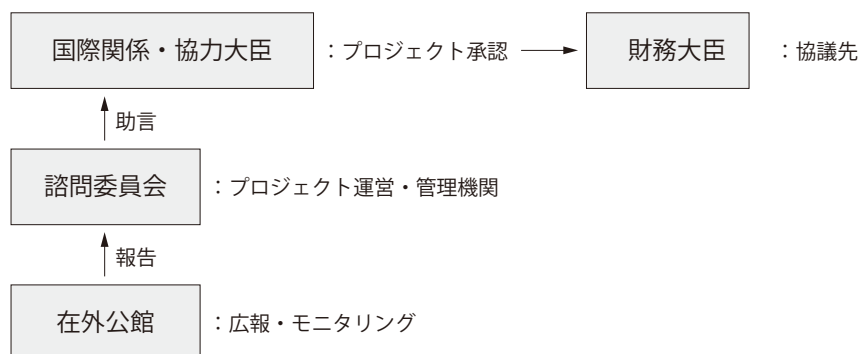
国際関係・協力省次官（ないし代理）、同省大臣が任命した省員3名、財務大臣が任命した財務省員2名からなる諮問委員会（Advisory Committee）が、同基金を運営・管理している。国際関係・協力大臣が、財務大臣と協議しつつ、個別プロジェクトの承認の可否を採択する。また、諮問委員会は、プロジェクト承認の検討に際して助言を行っている。採択されたプロジェクトについては、国際約束となるMOUを被援助国との間で締結する。

在外公館は、透明性確保のため政策広報に加え、定期的なプロジェクト・サイト視察や財務報告等プロジェクト関連報告書の取り付けを通じたモニタリング業務を主に実施している。

同基金の年次報告は会計監査員により会計年度末に作成され、年央に国際関係・協力省ホームページ（<http://www.dirco.gov.za>）上で発表される。

今後のさらなる支援拡大および被援助国から援助国への転身の加速化のため、国際関係・協力省では、援助実施機関となる南アフリカ・パートナーシップ庁（South Africa Development Partnership Agency）の新設に向けて準備中である。

援助実施体制図



28 ロシア

援助政策等

ロシアは、ソ連時代から特にアジア・アフリカ諸国との関係構築のために資金援助や軍事援助等の支援を実施していたが、ソ連邦解体を機に一時停止された。ロシア連邦となってからの援助の規模は小さいものであったが、2000年代に入ると国内の好調な経済情勢を背景に国際的な役割の強化についての関心が徐々に高まり、2003～2005年には約1億ドルであった開発援助額が、2007～2008年には2億1,000万～2億2,000万ドルに達するまで増加した。この急増の背景には、2006年にロシアが初のG8議長国となり、国際的な責務を担うようになったことが要因にある。2009年には7億8,500万ドルに達した予算は、2009年の経済危機により援助向け歳出が削減され、4億7,000万ドルにまで落ち込んだが、2011年には5億1,390万ドルにまで回復した。

そうした中で、2007年6月、ロシア財務省および外務省が中心となってとりまとめた開発援助の基本戦略文書（開発援助コンセプトペーパー）は、プーチン大統領により承認され、ロシアの正式な開発援助戦略として位置付けられた。同ペーパーにおいて、国際開発援助額は長期的にGDP比0.7%以上を目指す^(注1)と明記されるとともに、支援実施のための基本条件、優先対象地域、優先分野について以下のとおり示された。

(1) 支援実施のための基本条件

ミレニアム開発目標（MDGs）、ロシア連邦憲法、ロシア連邦外交コンセプト、ロシア連邦国家安全保障コンセプトに合致していること。また、被援助国の開発ニーズと整合性を有すること。

(2) 優先対象地域

CIS諸国^(注2)について、政治・経済的な関係・影響力強化の観点から特に重視しているほか、また、アジア・太平洋地域については、アジア太平洋地域の統合に向けた枠組みへの参加を積極的に進め、最貧国への支援

供与をはじめ、あらゆる分野でアジア諸国とのパートナー関係を発展させるとしている。また、国際的な公約に従い、サブサハラ・アフリカやラテンアメリカ支援を重視するとしている。

(3) 優先分野

エネルギー安全保障、感染症対策^(注3)、被援助国の制度整備、教育システム人材開発が中心（その他はテロ対策、環境保全、紛争の早期解決支援など）^(注4)。

また、2007年以来、ロシアは経済協力開発機構（OECD）の加盟に向けて交渉中であり、現在、ロシアはOECD開発援助委員会（DAC）に加盟していないが^(注5)、2010年より財務省がロシアの援助実績についてOECDへの報告を開始している。

ロシアによる援助は、DACが定める政府開発援助（ODA）の定義に必ずしも合致していないため、ロシアにおいては「国際開発協力」という、より広義な用語が使われている。援助実績の詳細な内訳は不明であるが、ロシア財務省によれば、援助の主要部分はグラントである。また、ロシアにおいては、具体的な援助実施に当たっては豊富な経験を有した仲介者の存在が重要との考えの下、伝統的に多国間ベースでの人道援助が重視されてきたが、今後は二国間協力をベースに被援助国の経済発展にもコミットしていくとの姿勢が現れ始めている。2010年および2011年における援助総額の内訳は、6割が二国間、4割が多国間（感染症対策等特定課題に対する国際機関への拠出金）である。現時点での二国間援助のほとんどは人道支援とされ、たとえばシリアには、国連を介した多国間援助を実施していない代わりに二国間援助の枠内で布や医薬品を供与している。

多国間の援助プロジェクトでは、たとえば、WHOとの協力の下、2012年10月にタジキスタンに対して100万ドル規模のジフテリアのワクチン接種を実施した。また、ロシアは、ユーラシア経済共同体の枠組みによる「危機対

注1: 経済協力以外の面では、2008年7月12日に承認された「ロシアの対外政策プログラム」の「国際人道協力」の項において、ロシア語の普及が課題の一つに掲げられており、2010年12月8日に同プログラムの第一付属書として承認された「国際文化・人道協力におけるロシア連邦の政策の基本的方針」においても、「国際文化・人道協力分野においては、外国におけるロシア語およびロシア連邦の様々な民族の文化の支持・普及に力を集中すべきである」とされ、同分野の協力を通じて、異なる文明・民族との対話・相互理解を醸成していくという方針が示されている。

注2: CIS (Commonwealth of Independent States)。旧ソ連空間の一体性を守ることを指向しつつ、権利平等の原則に基づく旧ソ連諸国の協力のための調整を目的として創設された独立国家共同体。2005年にトルクメニスタンが加盟国から準加盟国となり、2009年にはグルジアが脱退（現在10か国が加盟）。

注3: 2010年にロシアは、途上国における保健部門の改善のために8,000万ドル以上を拠出。ニカラグア、ケニア、イエメン、コンゴ民主共和国、ガイアナにワクチン資金支援を実施。

注4: このほかに、たとえば、食料安全保障分野において、2010年にロシアは、アフリカでの農業専門家訓練、技術および種子の提供に9,820万ドルを拠出している。

注5: ロシアはDACにオブザーバーとして参加していた時期もあり、2008年にはDAC諸国Non-DACの新興ドナーの連携強化のため会合が組織され、日本（DAC代表）とロシア（Non-DAC代表）が共同議長を務めたが、現在はオブザーバーの資格は有していない。

策基金」(総額100億ドル)に対して75億ドルの拠出を2009年2月に表明した^(注6)。これらの協力案件の背景には、旧ソ連各国間の経済および政治的な「統合関係の強化」のために、援助ツールを有効に活用することもねらいにあると見られる。

実施体制

開発援助に関する決定は、財務省および外務省の提言に基づき、個別案件ごとに関係する行政機関(保健省、連邦消費者権利保護・福祉監督庁、教育科学省、民間防衛・非常事態・災害復旧省など)の協力の下、政府(首相府)によって採択され、実施される。財務省は国際機関を通じた多国間援助を重視する一方、外務省は援助を外交のツールと位置付け、二国間援助を重視する傾向がある。両省は、所期の目的が達成されていないと判断された援助プロジェクトを中止するよう首相府に提案することができる。

2008年9月に援助の統括的な組織としてロシア外務省傘下に連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力庁(ロシア協力庁)が大統領令に基づき設置された。業務内容は、CIS諸国をはじめとする各国への支援、人的・文化交流事業の実施、ロシア語教育・留学などによる在外ロシア人支援である^(注7)。2010年7月に同庁は、ODAの制度構築を含む「国際開発協力に係るロシア国家プログラム」の制定

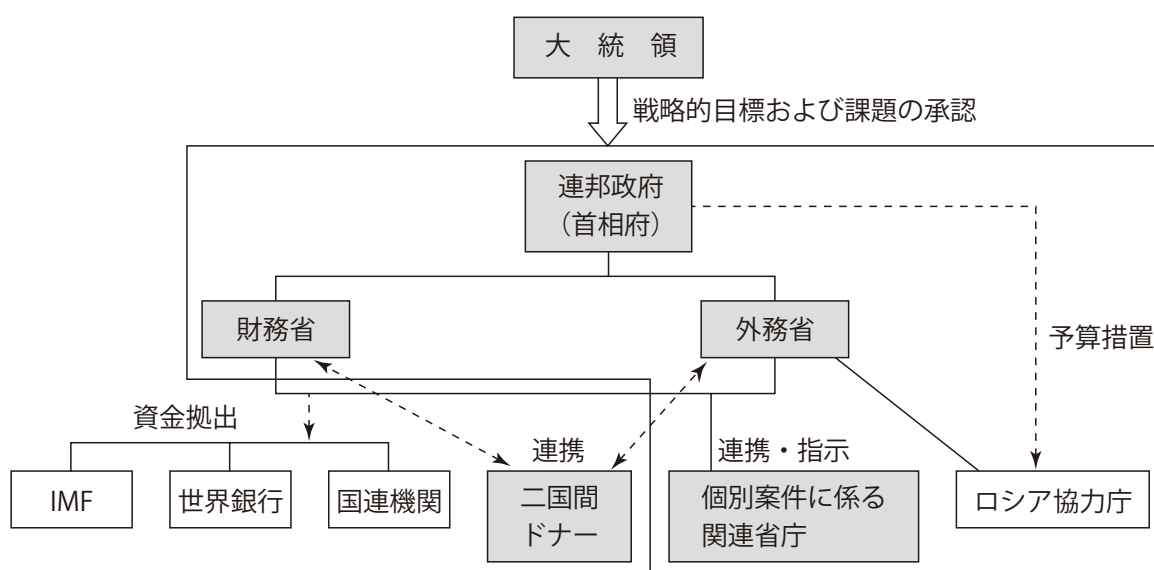
作業をプーチン首相(当時)から委任され、外務省や国際機関と共に2011年の制定に向けて作業を開始したが、作業はいまだ継続中である(2012年12月31日現在)。また、2012年5月7日付大統領令にはロシア協力庁の資金および人材ポテンシャルの強化が謳われており、国際開発援助の実施体制の構築プロセスの中で、同庁への新たな権限付与に係る作業が進められている。

ロシアのODAにおけるNGOの重要性は限定的である。既出のコンセプトペーパーに定められた施策実現用の資金は連邦予算のほか、民間セクターやNGOからも拠出されているが、政府は援助実施に際して、あくまで必要に応じてNGOと協力すると記されているにとどまる。しかし、NGOとの協力のあり方については現在議論されており、たとえば、^{ユニセフ}UNICEFの所掌である母子保健分野で活動する一連のNGOとの連携の可能性があり、同分野では寄付金を通じた支援に関する市民への情報提供が始められている。

● ホームページ

- ・ロシア連邦財務省：<http://www.minfin.ru>
- ・ロシア連邦外務省：<http://www.ln.mid.ru>
- ・ロシア連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力庁：<http://rs.gov.ru>

援助実施体制図



注6:2010年6月に同基金で初めてタジキスタンに対する社会セクター予算支援のために、7,000万ドルの融資が承諾された(償還期限20年、金利1%の条件でユーラシア開発銀行が運用)。

注7:本部職員数257名、うちCIS地域開発協力部30名。在外事務所は59か国、計76か所。予算は外務省経由ではなく、連邦予算から直接手当てされる。

29 サウジアラビア

援助政策等

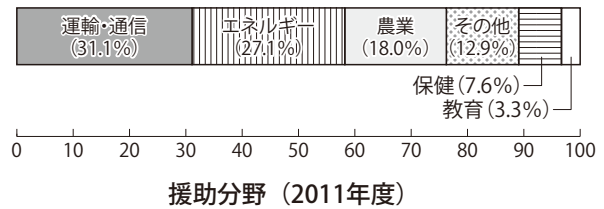
サウジアラビアは、マッカとマディーナのイスラム教二大聖地を擁するアラブ・イスラム諸国の盟主として、また、世界最大の産油国の立場を活かして、アラブ・イスラム国のみならず、広くアジア、アフリカ諸国に援助を実施している。これらの政府開発援助は、借款、無償資金協力として行われ、二国間援助のほか、イスラム開発銀行やOPEC国際開発基金、アラブ経済社会開発基金、アフリカ開発基金といった各種国際機関や国際基金への資金拠出を通じても実施されている。

二国間援助については、サウジアラビアの援助機関であるサウジ開発基金（Saudi Fund for Development:SFD、1975年設立、本部リヤド、在外事務所無し）を通じて行われている。SFDは政府から出資を受けているものの、独立した会計を持ち、各国からの要請に基づき、財務大臣を理事長とする理事会にて実施案件が決定される。

2011年度におけるSFDの援助実績は以下のとおりである。なお、2010年度の援助実績と比較すると、援助総額で4%減（26百万ドル減）となっているほか、地域別ではアフリカ諸国への援助額が50%増となっているのに対し、アジア地域への援助額は24%減となっている。

援助対象国、事業、援助額（2011年度）

	援助国	事業	援助額 (百万ドル)
アフリカ	11か国：（ルワンダ、モザンビーク、ニジェール、ブルキナファソ、エジプト、マリ、ザンビア、スーダン、モーリタニア、エチオピア、ウガンダ）	12事業：（教育、道路、発電所、ダム、海岸開発、医療）	247
アジア	7か国：（バングラデシュ、シリア、ウズベキスタン、キルギス、ベトナム、モルディブ、パキスタン）	9事業：（発電所、医療、橋梁、道路、教育、都市開発）	353
その他	1か国：（ボスニア・ヘルツェゴビナ）	1事業：（道路）	25



2011年度単独のSFDにおける援助額は6.24億ドルであり、サウジアラビアがODAを開始した1975年以降の累積援助件数は511件であり、累積援助額は95億700万ドルである。

なお、サウジアラビアは研修や専門家派遣などの技術協力は行っていない。

実施体制

SFDによる各プロジェクトへの借款の条件は次のとおりである。

- (1) 各プロジェクトが経済的・社会的に実施実現性のあること。
- (2) 資金はサウジリヤル建で貸与され、返還されること。
- (3) 各プロジェクトの援助総額が基金総額の5%以内であること。
- (4) 援助額が各プロジェクト総額の50%以内の範囲であること（よって、プロジェクトによっては他機関との協調支援となる）。
- (5) 1国当たりの援助総額が基金総額の10%以内であること。

● ホームページ:

・サウジ開発基金：

<http://www.sfd.gov.sa/>（年次報告書も閲覧可能）

援助実施体制図



援助政策等

1. 基本政策

近年経済成長著しいトルコは、地域的・国際的な影響力を増しつつ、中東・南アジアやバルカン半島などトルコ周辺の国々や中央アジア・コーカサスのトルコ語圏の国々、アフリカ諸国に対する開発援助を行い、トルコ自身のドナー化政策を推し進めている。

被援助国に対する国際協力・開発援助のプロジェクトやプログラムを計画立案し、また実施する機関として、国際協力庁TIKA（Turkish International Cooperation and Development Agency）が1992年に設立（TIKA設置法）されている。TIKAは首相府直属の機関として大臣より上位の副首相が所掌し、トルコ政府による国際協力・開発援助のとりまとめ役でもある。

トルコの援助政策・実施方針・戦略は、少なくとも年に1度開催される開発援助調整委員会において、政府政策・外交政策に沿って決定される。調整委員会は、TIKA総裁が主催し、外務省、財務省、国家教育省、経済省、エネルギー天然資源省、文化観光省、宗教庁、TUBITAK（トルコ科学技術調査委員会）およびTOBB（トルコ商工会議所連合会）の次官補級、副総裁級の代表者からなる。必要に応じて、他の省庁や政府機関の関係者、NGOやボランティア団体の代表者も招集される。

2. 開発援助内容

開発援助調整委員会において、途上国の開発目標やニーズに応じて、経済、商業、技術、社会、文化、教育分野等の幅広い分野における国際協力・開発援助内容が決定され、TIKAや関係省庁が必要なプロジェクトやプログラムを実施している。

トルコ政府としての開発援助総額は、約12.7億ドル（2011年）であり、ここ10年間で約15倍に増加し、特に近年の増加が著しい。開発援助内容としては、二国間援助としてプロジェクト支援や、技術協力支援（専門家派遣・

研修実施・機材供与等）を中心に、難民支援、人道支援等が実施されており、現時点では有償借款による援助は実施されていない。

実施体制

開発援助調整委員会によって決定された方向性に沿って、TIKAや各関係省庁等が連携し被援助国のニーズに応じた開発援助を実施する。主たる実施機関であるTIKAは、中東、中央アジア、南アジア、バルカン半島、アフリカ等の25か国に29の事務所（2012年時点）を構え、社会インフラ・サービス部門を中心に技術協力を実施している。

2012年1月には、JICAとTIKAは業務協力覚書を締結し、第三国向けの協力・連携を強化していくこととなった。

TIKA以外の組織も多くの援助を実施しており、たとえば国民教育省は、1992年からGrand Students Projectとして、31か国約6000人の学生たちに対して、奨学金や教育関係費用を拠出したり、教師を派遣したりしている。内務省治安総局は、2008年から国際警察訓練協力プログラムを開始し、協力国との共同訓練を実施したり、またアンカラに設立された違法ドラッグ・組織犯罪防止国際アカデミーにおいて、27か国から研修生を招致して訓練を実施したりしている。2011年および2012年には、日本とNATOの協力を得て、アフガニスタンの警察官計約1000名をトルコに招致して研修を実施しており、その際には、我が国から計600万ドルの支援金が拠出されたほか、日本の現職警察官がJICA専門家として派遣され、柔道を指導した。宗教庁は、15か国の国々の人々に対して教育的・文化的協力としての研修の実施や、各地への人道援助を行っており、また、外務省は、大規模災害などにより緊急援助が必要となった国々に対して人道援助を実施している。

● ホームページ

・TIKAホームページ：www.tika.gov.tr

31 タイ

援助政策等

1. 対外援助の目的

タイ政府の現行ODA戦略文書（Strategic Framework for Thailand's ODA 2007～2011）によると、ODAの目的は以下の4点である。

- ・発展途上国の持続可能な発展のための能力を向上することにより、貧困削減を支援すること
- ・社会経済発展のために、地域的な協力関係を強化すること
- ・アジア、アフリカ、ラテンアメリカにおいてタイが重要な役割を担えるように、開発のパートナーシップを広げること
- ・タイが教育と研修で国際的にベストプラクティスを提供していると認められ、開発協力の中心となるよう推進すること

2. 重点地域

援助対象国の優先順位は、①CLMV諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）、②外交上の重要国（チェルニジア、トルコ、中国等）、③ポスト・コンフリクト国（スリランカやアフガニスタン）、④その他の途上国、⑤今後協力関係を構築すべき国となっており、5年ごとに見直される。

3. 南南協力・三角協力

「タイODA報告書2007～08」の中で、「タイによるすべてのODAは南の国々の開発を支援し、貧困を削減するためのものであり、南南協力はタイODAの核心である」としており、南南協力を積極的に行っていく姿勢を示している。

さらに、タイに対するODAが縮小していく中で、これまで築いたドナーとの関係を終わりにするのではなく、三角協力を実施するための新たな関係として再構築していく考えである。タイのドナー化に伴い、ドナー化支援がDACドナーにより実施されている。日本との三角協力では、メコン地域やアフリカを対象に、農業、保健、産業振興などの分野を中心として、JICAによる第三国研修や技術協力プロジェクトが実施されている。

実施体制

タイ外務省の外局であるタイ国際開発協力庁（TICA）が技術協力を、タイ財務省財政政策局の監督下にある政府系機関であるタイ周辺諸国経済開発協力機構（NEDA）が有償資金協力（一部の案件はグラントと併用）およびこれに関連した技術協力を担当している。

1. TICA

TICAの前身は1963年に首相府の下に設立され、その後2003年に外務省下に移動した技術・経済協力局（DTEC）である。2004年にDTECが改編され、現在のTICA（職員数108名：2012年）となった。TICAによる技術協力の内容は、研修、専門家派遣、機材供与、ボランティア派遣などであり、上述の三角協力も担当している。このほか、TICAはODAとりまとめ組織として、ODA戦略文書の策定、ODA実施予算の各省庁への配賦、供与機材の調達等を行っている。

2010～2011年の実績は、実施件数47件（ラオス18件、ベトナム4件、カンボジア3件、ミャンマー6件、インドネシア1件、東ティモール3件、バングラデシュ1件、アフガニスタン1件、モンゴル1件、アフリカ地域7件、その他2件）、金額合計約273百万バーツとなっている。主な協力分野は、社会開発・福祉、農業、教育、公衆衛生分野である。

2. NEDA

NEDA（職員数44名：2012年）は、2005年にタイ財務省監督下の政府系機関として設立され（前身は1995年にタイ財務省内に設立された周辺諸国経済開発協力基金（NECF））、ラオス、カンボジア、ミャンマーにおける道路等のインフラ整備のためのソフト・ローン（一部の案件はグラントと併用）を供与している。

NECF時代を含めた2012年12月末までの協力実績は、技術協力が事業数12件（ラオス8件、ベトナム2件、ミャンマー2件）、資金協力が事業数18件（ラオス14件、カンボジア2件^{注1)}、ミャンマー1件、ベトナム各1件^{注2)}）、研修員受入れがCLMV諸国を対象に8件、金額合計約10,664百万バーツとなっている。

援助対象案件は、当初は首脳会議等における周辺諸国からの要望を踏まえ、トップダウンで決定される形となっ

注1:カンボジア政府が借款契約調印後にキャンセルした1件を含む。

注2:タイ政府の長期信用枠供与(1992年)に基づく債権をNEDAが継承。

ていたが、最近においては、NEDAが相手国側との対話を通じて案件の発掘・形成支援も行っている。案件の採り上げに関しては、首相を委員長とする対近隣諸国開発協力委員会において政府としての方針の検討がなされた上で、最終的には閣議に諮ることとなっている。

● ホームページ

- ・ TICA : <http://www.tica.thaigov.net/tica/>
- ・ NEDA : <http://www.neda.or.th/eng/>

32 メキシコ

援助政策等

(1) 外交政策と政府開発援助政策の関係

メキシコは、依然として様々な開発課題を抱える国であり、現在も様々な機関（先進国と国際機関）から援助を受けている。一方、中南米の大国としてラテンアメリカ諸国、カリブ諸国等の友好国などの地域の持続可能な発展を展開するための国際協力も行っている。また、チリ、ブラジル、インドなどとの水平協力を行っている。

(2) 援助改革の基本法、基本方針（短期および中長期）の有無および同方針の作成主体

援助改革の基本法：開発のための国際協力法（Ley de cooperacion Internacional para el Desarrollo）

上記法律には、メキシコの優先課題が記されている。持続的な社会の発展や福祉の向上を目的として以下の11の国際協力分野に分かれている。すなわち ①貧困対策 ②防災 ③差別対策 ④社会的疎外対策 ⑤教育・文化 ⑥環境と気候変動 ⑦科学技術 ⑧公共の安全 ⑨健康 ⑩男女平等と人権 ⑪透明性と説明責任である。⑩、⑪については他の①～⑨すべてにかかる事項である。

(3) 援助政策にかかる先方政府機関の所掌事項、権限、および予算状況

メキシコ政府の国際援助を行う主体である国際協力開発庁（AMEXCID）は以下の3つの機関からなる。

・諮問委員会：開発のための国際協力プログラム策定に対する主要な権限を有する。最終的な国際協力プログラム策定の責任は外務省にあり、開発のための国際協力法第15条で定めている機関のそれぞれの代表者で構成される。

（開発のための国際協力法第15条が定める機関）：内務省、国防省、海軍省、大蔵公債省、社会開発省、環境天然資源省、エネルギー省、経済省、農牧省、通信運輸省、公共行政省、教育省、厚生省、労働社会保障省、農地改革省、観光省、国家科学審議会、国家芸術審議会、先住民族開発のための国家委員会

・技術委員会と基金管理

開発のための国際協力法第38条に記載。外務省代表、AMEXCID代表、大蔵公債省代表によって構成されている。連邦予算より割り当てられた国家国際協力基金の管理、海外政府、国際機関、州政府、市政府からの資金および物資の援助管理を行っている。

・執行部

外務省より指名された執行部代表が最高責任者となり、執行部代表はAMEXCIDの管理運営および法律と外務省の内部規則に記された権限と責任を行使する。執行部代表は、諮問委員会に参加し意見を述べることは可能だが投票権はない。

(4) 所掌政府機関と実施機関との関係と政府内での調整メカニズム

AMEXCIDの基盤は、開発のための国際協力法である。本法律によりメキシコにおける開発のための国際協力の国家体制が確立した。また、開発のための国際協力法第15条で定めている機関が実施機関となり、調整メカニズムは諮問委員会で行われる。

(5) 実施機関（予算、定員、在外事務所（数、定員、本部からの権限委譲の程度）、実施スキームの別）および在外事務所の役割

AMEXCIDは、外務省の一部であり2011年9月28日施行の開発のための国際協力法により設立された。同庁は、教育文化協力局、国際経済促進協力局、二国間経済環境協力局、科学技術協力局、中米開発統合プロジェクト局から構成される。

今年度の予算および定員等は正式には決定されていない。

(6) 実施機関のホームページアドレス：

<http://eee.amexcid.gob.mx/>

年次報告書：有り（上記HPより閲覧可能）

(7) NGO（NGO関係の法規および予算を含む）の活用

関係法規：市民社会団体の活動を促進するための連邦法活用状況については情報なし

33 シンガポール

援助政策等

シンガポールの援助政策は、自らが天然資源や広い国土を持たずに国づくりを進める中で人材育成を国家的課題として重点を置き、さらに国際社会からの技術協力によって支えられた建国以来の経緯から、研修等の技術協力が大部分を占める。特に、「魚を一匹与えればその人は一日だけ生きられる。しかし魚を捕る方法を教えたら、その人は一生生きられる」という考えに基づき、1965年の独立以来、独自の研修プログラムを実施。シンガポール政府は1992年に各種の技術協力プログラムを統合し、「シンガポール協力プログラム（Singapore Cooperation Programme: SCP）」を策定した。

SCPIは、近年、約7,500人の参加者を対象に約300コースを実施するに至っており、2012年現在、SCPへの累計参加者は170か国、75,000人以上に及んでいる。対象国も、アジア大洋州、アフリカ、中東、東欧、ラテンアメリカ、カリブ海等、ほぼすべての開発途上国となっている。

SCPの主な実施態様は、①シンガポール単独での研修事業、②先進国・国際機関との共催で行う研修事業、③ASEAN地域の後発開発途上国グループであるCLMV諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）に設置した研修施設を使用したASEAN統合イニシアチブ（IAI）プログラム、④開発途上国からの学生をシンガポールの主要大学に留学させる奨学金制度となっている。

シンガポールが外国や国際機関と協力して実施するSCPの中で最大の実績を誇るのが、我が国とのJSPP21（21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム）である。

シンガポールと我が国の間では、主にASEAN地域の人材育成を目的として、1994年より両国共同の技術協力プログラム「日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（JSPP）」が開始され、1997年からは両国が経費を折半することでイコール・パートナーシップへと発展させたJSPP21を実施している。

JSPP開始以降、これまでに313のコースが実施され、延べ88か国、5,371人の研修員が参加した（2012年3月現在）。近年は対ASEAN支援にとどまらず、中東やアフリカ地域にも対象国を拡大しており、昨年はアフガニスタンを対象とした汚職対策コースを実施する等、国際社会全体の

課題にも貢献している。JSPP21は特に、貿易、情報通信、職業教育といった分野に実績のあるシンガポールと、我が国のリソースとの補完による相乗効果に強みを有しており、対象とする分野も、貿易、金融、情報通信、ガバナンス、運輸、水産、保健医療、職業訓練など多岐にわたる。

JSPP21では、対象地域のニーズに応えるとともに、我が国の外交政策との連動性を確保したプログラム実施に取り組んでおり、本年度（2012年度）は、引き続きASEAN諸国、とりわけCLMV諸国のキャパシティ・ビルディングを目的としたコースを実施するとともに、2015年のASEAN統合に向けた支援や、民主化へのプロセスが進むミャンマーに特化した支援を新たに行う予定である。

日本とシンガポールによるJSPP21は、我が国にとって、現在12か国の南南協力供与国と締結している「パートナーシップ・プログラム」の最初の事例であったが、長年にわたる協力により、大きな成果を挙げてきている。シンガポール側からも最も成功したパートナーシップ事業と認識され、シンガポールはこの成功に基づき研修事業の協力相手国を徐々に広げてきており、本年には米国との間で共同研修事業を立ち上げる予定となっている。

実施体制

SCPの計画・運営はシンガポール外務省技術協力局（TCD）が担っており、局長以下23名体制となっている。局内は政策課、二国間プログラム課、第三国研修プログラム課、研修調整課および広報・データ管理課で構成。

SCPの特徴として、TCDはプログラムの計画・策定および予算手当を担い、実際のコース運営についてはシンガポール国内の政府系・非政府系の各種研修機関を活用しており、これら専門の研修機関がコースを運営することで高度な研修を実施することに成功している。また、研修機関側もSCP専門の部局を有する等、TCDと研修機関が一体となってSCPの実施を行っている。

● ホームページ

・シンガポール外務省（「シンガポール協力プログラム」関連ページ）

<http://www.scp.gov.sg/content/scp/index.html>

34 マレーシア

援助政策等

マレーシア政府は、1980年9月にニューデリーで開催された「アジア大洋州地域英連邦首脳会議 (Commonwealth Heads of Government Meeting)」において、マレーシアの南南協力へのかかわりが重要であることが表明されたのを契機に、マレーシア技術協力プログラム (Malaysia Technical Cooperation Programme (MTCP)) を立ち上げ、南南協力を開始した。

マレーシア政府は、経済発展には人的資源の開発が不可欠という哲学の下、技術協力・人材育成に焦点を絞ってMTCPを実施しており、下記5種類のスキームがある。

- (1) 短期研修コース (53コースを実施中)
- (2) 長期研修コース (国立大学の修士課程に5名を受入れ中)
- (3) 専門家、コンサルタント派遣 (現在バングラデシュに漁業関係の専門家を、レソトに警察官のキャパシティ・ビルディングのための専門家を派遣中)
- (4) スタディー・ビジット (マレーシアを訪れ、開発に資する視察等を行いたいという被援助国の要請に応じて実施)
- (5) プロジェクトタイプの支援 (現在マレーシア航空の協力の下、パレスチナ人の航空パイロット養成コースを実施中)

援助対象国は、『政治』、『経済』、『人道支援』の3つの観点から決定される。『政治』の観点からは現在の外交政策の優先分野に沿って、ASEAN諸国、イスラム諸国会議機構 (OIC) 加盟国が、『経済』の観点からはマレーシアにとって市場開拓につながる貿易投資のパートナー国が、『人道支援』の観点からは、自然災害の被災地や、紛争地域が援助の対象国として選ばれる。現在、被援助国の約60%はアジア諸国、約25%はアフリカ諸国、6%はCIS諸国および東欧諸国、6%は大洋州諸国であり、これまでに140か国の25,000人以上が恩恵を受けている。

マレーシア政府の南南協力には、法的枠組みや、長期的、短期的行動計画はなく、MTCPは、上記援助対象国の選定条件に照らし、援助国の要請または研修実施機関の提案を踏まえて形成される。また、国策として掲げられてい

る理念、「開かれた地域主義 (Open Regionalism)」、「地域内の平和」、「総体的繁栄」に沿うもの、および、マレーシアを2020年までに先進国にするための経済変革プログラム (Economic Transformation Programme (ETP)) の重点12産業分野にとって利益のあるプログラムは優先される (重点12産業分野：ガス・オイル・エネルギー、パームオイル、金融、観光、ビジネス・サービス、電気電子機器、卸売り・小売り、教育、ヘルス・ケア、通信・インフラ、農業、クアラルンプール開発)。2012年度のMTCP予算額は約7百万米ドル。

マレーシア政府は、二国間技術協力のほかに、日本政府、豪州政府、UNDPおよびUNESCOと共にMTCPの下で第三国に技術協力を行う三角協力 (Third Country Technical Programme (TCTP)) を実施している。日本政府とは1983年よりTCTPを実施しており、2002年より予算負担比が50:50となっている。2012年度は、経済開発、感染症対策、生物多様性、イスラム金融の分野で、ASEAN諸国、アフリカ、中東 (パレスチナ) 等を対象として技術支援を行っている。

NGOとの協力プログラムは少なく、これまでに唯一、医療・防災活動を行っているNGOであるマーシー・マレーシアと共同で短期研修コースを実施した。

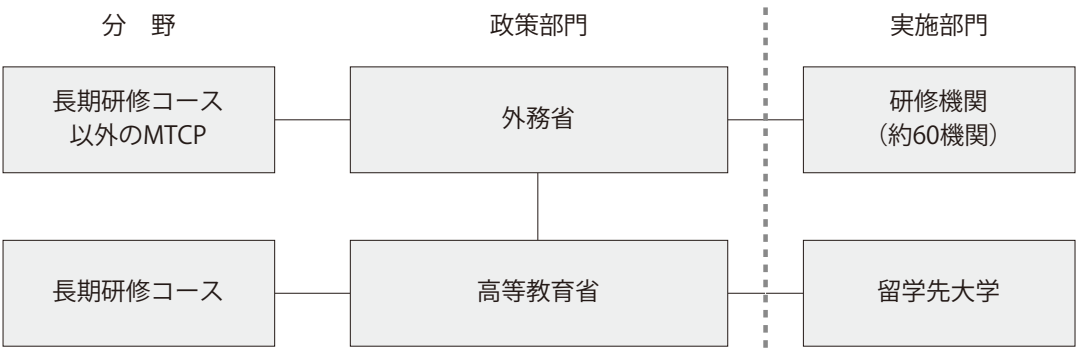
実施体制

援助開始から30年間、長期研修コース以外のMTCPは首相府経済企画院 (Economic Planning Unit) が主管していたが、2010年1月1日付で、長期研修コース以外のMTCPの主管は、外交政策と政府開発援助政策の一貫性を確保するという目的に基づいて、外務省に移管され、その下で60近い研修機関が研修員の受入れを実施している (外務省は担当者10名体制)。長期研修コースは、高等教育省が所掌している (高等教育省は担当者4名体制)。援助のための海外事務所はなく、在外公館が海外事務所としての機能を果たしている。

● ホームページ

・ MTCP : <http://www.mtcp.kln.gov.my>

援助実施体制図



35 インドネシア

援助政策等

1. 基本政策

インドネシアの対外援助は、1981年に制定したインドネシア技術協力プログラム (Indonesian Technical Cooperation Programs (ITCP)) に基づき、開発において共通する重要なニーズと問題に取り組むため、インドネシアの経験に基づく開発に関する知識、専門的見地からの助言、見地を開発途上国との間で共有することとしている。

1982年以降、同プログラムに基づき、研修、実習、専門家の派遣、奨学金等をアジア、太平洋、アフリカ、ラテンアメリカの90か国以上を対象として、4000人以上に対して実施した。2000年から2010年の間に約4200万ドルを南南協力のために支出している。

インドネシアは、東南アジア唯一のG20メンバーとして国際場裏での役割を拡大してきていることを背景に、「被援助国から援助国へ」の機運が高まりつつあることを受けて、2010年、国家開発企画庁は、国家南南協力調整チーム (Coordination Team on South-South Cooperation) を創設した。2011年、同チームは2011年から2025年の15年間をターゲットとしたインドネシア南南協力グランドデザイン (The long term policy direction of Indonesia South-South Cooperation) 案を起草した。同グランドデザインでは5年ごとの3つのピリオドに分け、2011年から2014年までの第1ピリオドでは、法的枠組みの策定等によりインドネシアの南南協力の基盤強化を行い、2015年から2019

年までの第2ピリオドでは、南南協力のための制度の強化、NGOを含む非政府組織との関与の強化等によりインドネシアの南南協力の拡大を行い、2020年から2025年までの第3ピリオドでは、第2ピリオドから継続して非政府組織との関与をさらに発展させること等を行うこととしている。

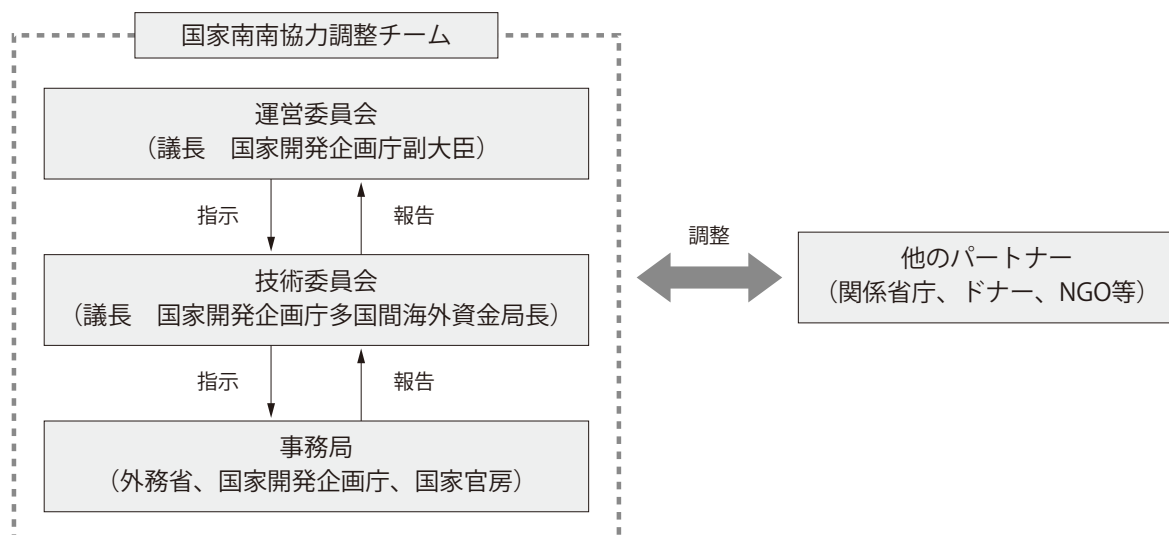
実施体制

国家南南協力調整チームは、国家開発企画庁副大臣を議長、外務副大臣を副議長とし、関係省庁の総局長クラス12名を構成員とする運営委員会、国家開発企画庁多国間海外資金局長を議長と、外務省社会文化・途上国国際機関局長および国家官房技術協力局長を副議長とし、関係省庁等の局長クラス14名を構成員とする技術委員会、国家開発企画庁および国家官房からなる事務局の3つの組織で構成されており、運営委員会は技術委員会に対して、技術委員会は事務局に対して指示を行い、技術委員会は運営委員会に対して、事務局は技術委員会に対して報告を行う体制となっている。3つの組織は、関係省庁やドナー等と協力して南南協力を実施する体制となっている。

● ホームページ

- South-South Cooperation of Republic of Indonesia
<http://www.ssc-indonesia.org/>
- Indonesia South-South Technical Cooperation
<http://isstc.setneg.go.id/>

援助実施体制図



36 フィリピン

援助政策等

災害リスク管理、女性の地位向上、稲作研究（フィリピンには国際機関「国際稲研究所（IRRI）」の本部がある）、製品の品質向上、環境保護等のフィリピンに比較優位がある分野において、アジア・アフリカ諸国からの研修生受入れや専門家の派遣を実施している。フィリピンは、先進国に比べて、LDC諸国と発展段階が近いことから、フィリピン専門家が実施する研修は、先進国による研修よりもLDC諸国にとって受け入れやすい側面がある。フィリピン政府が南南協力を充当している予算規模は小さいため、移動に必要な経費が比較的小さく済むアジアの近隣国に対する支援が中心となっている。

近年に行われた協力の事例として、パラワン州におけるエコ・ツーリズムに関する研修、イロコス・スルー州ビガン市における文化遺産を活かした観光に関する研修、商品の包装とマーケティングに関する研修等があり、アジア・アフリカ各国からの研修生を受け入れている。

また、南南協力の推進に当たってJICAや国連の資金を

活用した事業も多く実施されているほか、2012年6月には、世界経済の安定に貢献するため、IMFに対する10億ドルの出資を決定している。

実施体制

フィリピンは、1992年に発出された行政命令に基づき、外務省に設置されたフィリピン技術協力委員会(TCCP)が、国内省庁の人材を活用してLDC諸国に対する南南協力を推進している。TCCPは、年に1回、議長として、国家経済開発庁（副議長）、農業省、貿易産業省、科学技術省、環境天然資源省といった研修のノウハウや専門家を有する省庁と共に、協力の具体的な計画を推薦・協議している。

フィリピン政府による技術協力に係る承認予算額

(単位:千ペソ)

	2010年	2011年	2012年
合 計	5,390	3,244	3,404

出典:フィリピン外務省資料

* 1ペソ=約2.05円(2012年12月時点)